

神奈川県  
自治総合研究センター

平成 13 年度部局共同研究チーム報告書

# 開かれた地域社会に向けて

---

神奈川に在住する外国人との共生

平成 14 ( 2002 ) 年 3 月

# まえがき

神奈川県自治総合研究センターでは、研究事業の一環として、自治体の行政運営上の課題を研究テーマに設け、テーマに関連する県部局や市町村の職員と当センターの職員とで研究チームを設置して研究を行っています。

この研究チームによる研究には2種類あり、そのうちの一般研究チームは、政策形成への寄与と研究参加職員の人材育成を目的としています。もう一つの部局共同研究チームは、部局から要請のあったテーマについて調査研究し、その成果を直接施策へ反映させることを目的としています。

平成13年度は、一般研究チームを1チーム、部局共同研究チームを2チームの計3チームを発足させ、各チームの研究員は、それぞれの所属の担当業務を遂行しながら、原則として週1回、1年間にわたり研究を進めてきました。

本報告書は、部局共同研究チームによる「開かれた地域社会に向けて～神奈川に在住する外国人との共生～」を研究テーマとした調査研究の成果をまとめたものです。

今回の研究活動に際して、チームアドバイザーとして年間を通じご指導をいただいた横浜国立大学大学院の小池 治教授をはじめ、外国人との共生の取組を進める関係者の皆様からご支援とご協力をいただいたことに対し、心より感謝の意を表します。

本報告書が、今後の行政施策の推進の一助となれば幸いです。

平成14年3月

神奈川県自治総合研究センター  
所長 片山 胖

# 目 次

報告書の概要 .....	3
<b>序 章 研究の目的</b> .....	<b>13</b>
1 調査研究の背景	
2 研究の視点	
3 報告書の構成	
4 研究対象について	
<b>第 1 章 外国人をめぐる動向・状況</b> .....	<b>17</b>
1 国の動向・現況	
2 神奈川県内の動向・現況	
3 神奈川県の国際政策の取組	
4 改訂新かながわ国際政策推進プラン	
5 まとめ	
<b>第 2 章 外国人の直面する課題</b> .....	<b>23</b>
<b>第 1 節 「百日草～カルロス一家の100日間」</b> .....	<b>23</b>
<b>第 2 節 各 論</b> .....	<b>49</b>
1 労働・雇用	
2 教 育	
3 社会保障	
4 居住環境	
5 保健医療	
6 地域社会とネットワーク	
<b>第 3 節 ま と め</b> .....	<b>91</b>
<b>第 3 章 情報伝達</b> .....	<b>95</b>
1 調査方法	
2 調査結果	
3 調査結果についての考察	
4 情報伝達についての改善の方向性	

<b>第4章</b>	<b>提 言</b> .....	<b>106</b>
	1 「開かれた地域社会」に向けて	
	2 総括的提言	
	3 分野別提言	
	<b>おわりに</b> .....	<b>133</b>
<b>資料編</b> .....		<b>139</b>
	1 県の国際関係事業	
	2 外国籍住民に対応する施策状況	
	3 在留資格について	
	4 神奈川に在住する外国人等への情報伝達に関するアンケート調査票	

# 概 要 編

# 報告書の概要

---

## 序章 研究の目的

外国人登録者の数は、日本の総人口の1.3%程度(2000年末現在)であるが、自治体によってはかなりの数となっているところもある。その特徴の一つとして、90年代初頭から、近隣アジア、南米をはじめとした諸外国からの「ニューカマー」が増加傾向にあり、滞在の長期化、定住化が進んでいる。

こうした中、言語、文化、生活習慣等の違いにより、外国人が地域との溝を深めたり、地域社会の中で十分に受け入れられないような状況も見られる。

グローバル化の進展する今日において、外国人と協調できる関係をどのように築いていくか、外国人が地域で生活する上での課題を抽出し、地域の中でともに豊かな生活を享受する開かれた社会に向けての方策を調査研究する。

## 第1章 外国人をめぐる動向・状況

---

この章では、外国人をめぐる国及び本県の動向・現況について述べるとともに、本県の国際政策に関する取組を整理した。

### 1 国の動向・現況(2000年末現在)

- (1) 日本全国の外国人登録者数は、約168万6千人(2000年末現在)で、32年間連続して過去最高を更新している。
- (2) 1990年末現在と比較すると、56.8%の増加となっている。
- (3) 国籍別で見ると、韓国・朝鮮が全体の37.7%を占め、以下中国、ブラジル、フィリピン、ペルーと続いている。

### 2 神奈川県内の動向・現況(2000年末現在)

- (1) 本県の外国人登録者数は、約12万3千人で、東京都、大阪府、愛知県に次いで全国第4位の数である。
- (2) 国籍別の上位5か国は、国と同様で、韓国・朝鮮、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーの順である。

増加の割合で見ると、韓国・朝鮮の登録者数(2000年末)は、10年前(1990年末)と比較して、大きな変化はないが、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーの登録者数が急激に増加している。

- (3) 本県の特徴としては、外国人登録者が偏りなく、幅広い国々からの出身であることが挙げられる。

例として、大阪府では韓国・朝鮮の登録者が府全体の約76%、愛知県ではブラジルの登録者

が県全体の約 34%を占めているのに対して、本県では最も多い韓国・朝鮮でも約 27%であり、偏りが少ない。

- (4) かつて大和市にインドシナ難民を対象とした「定住促進センター」があったことから、インドシナ三国（ベトナム・ラオス・カンボジア）の登録者が、全国の都道府県の中で最も多い。

国・神奈川県の変遷(2000 年末現在)

区 分	外国人登録者数	国 籍 別
全 国	約 168 万 6 千人	韓国・朝鮮、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーの順
神奈川県	約 12 万 3 千人	上位 5 位は全国と同じ

### 3 神奈川県の国際政策の取組

本県の主な国際政策に関する流れと関連事項

1975 年 「民際外交」を提唱、本格的に国際政策に取り組む。

国際交流課を設置(76 年)、(財)神奈川県国際交流協会設立(77 年)

1980 年代 「内なる国際化」の取組(在日韓国・朝鮮人等日本に住む外国人への取組)が政策課題になる。

「神奈川の韓国・朝鮮人」、当センター研究チームによる研究が行われる(83 年)

1991 年 「ともに生きる社会」を目指し、「かながわ国際政策推進プラン」が策定される。

1997 年 「新かながわ国際政策推進プラン」が策定される。

2000 年 現在の国際政策の基本指針となる「改訂新かながわ国際政策推進プラン」が策定される。

## 第 2 章 外国人の直面する課題

この章では、外国人の日本で直面する様々な課題を、在留外国人家族の日本でのストーリーを通じて提起するとともに、「労働・雇用」「教育」「社会保障」「居住環境」「保健医療」「地域社会とネットワーク」の 6 つの分野に分け、各分野における課題を抽出し、その原因や改善の方向性について考察し整理した。

その結果、各分野に共通する課題として、情報を必要としている外国人に対して、いかに必要情報を提供するかという「情報伝達」のあり方がクローズアップされることとなった。

### 「百日草～カルロス一家の 100 日間」のストーリー

日本において外国人が直面する課題の多くは、外国人が長期滞在することにより、多岐にわたりが深刻化する。就労目的で来日した日系人の家族を一つのモデルケースとして、その家族の数か月を物語形式で綴ることで、外国人労働者及びその家族が日本で直面するであろう問題を提起した。

## 「外国人」が直面している課題の整理

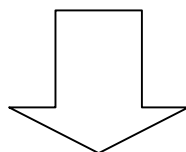
現 状	そ の 原 因	改 善 の 方 向 性
労働・雇用の分野		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労し得る職種の固定化</li> <li>・活かされない出身国でのキャリア</li> <li>・履行されない義務、尊重されない権利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用のミスマッチ</li> <li>・不法就労</li> <li>・労働者としての権利・義務の周知不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用のミスマッチの解消</li> <li>・事業者への指導・監督・普及啓発</li> <li>・就業支援</li> <li>・労働相談、啓発冊子配布の充実</li> </ul>
教育の分野		
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 学校生活への適応問題</li> <li>・学力不足に陥りやすい</li> <li>・学校の受け入れ体制の問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・教育に関する情報の不足</li> <li>・母語が保障されない</li> <li>・言語獲得期の複数言語による混乱</li> <li>・日本語未習熟児童・生徒への方針が不明確</li> <li>・親の日本語能力、子の母語能力の不足</li> <li>・親子間のコミュニケーション問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際理解教育の一層の推進</li> <li>・母語教育の推進</li> <li>・「総合的な学習の時間」で多文化共生の機会をつくる</li> <li>・外国籍児童・生徒の教育のための拠点校の増設</li> <li>・入試の外国人枠の拡大</li> <li>・日本語教育の一層の充実</li> <li>・日本人の外国語話者、外国人の日本語話者の人材確保</li> <li>・外国籍児童・生徒用教材・資料共有化の機関創設</li> </ul>
社会保障の分野		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金・医療保険の加入率が低い</li> <li>・国籍条項により制度利用にあたって不利益がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障制度の周知不足</li> <li>・必要な人に必要な情報が行き届いていない</li> <li>・生存権の未保障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすくアクセスしやすい制度案内</li> <li>・行政職員自身の意識改革</li> <li>・長期的生活設計が描き得るような社会保障制度の構築</li> <li>・縦割り行政を排除した関係部署の連携</li> </ul>
居住環境の分野		
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 住宅確保が難しい</li> <li>・外国人であることを理由に断られるケースがある</li> <li>・敷金・礼金</li> <li>・保証人の確保が難しい</li> <li>・悪い住宅事情</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居差別</li> <li>・日本式商習慣の壁</li> <li>・高額な家賃、狭い間取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人居住支援</li> <li>・外国人入居支援リーダーの養成</li> <li>・公営・公団住宅の利用の周知</li> </ul>
保健医療の分野		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療にかかりにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化の違い</li> <li>・日本語能力の不足</li> <li>・1年未満の在留資格者は国保加入不可能</li> <li>・医師との意思疎通の問題がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な情報伝達、生活支援のネットワークを構築する</li> <li>・医療通訳の体制整備</li> <li>・健康情報の効果的な伝達方法の検討</li> </ul>



現 状	そ の 原 因	改 善 の 方 向 性
・ 育児の困難性がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人で問題を抱えてしまう</li> <li>・ 育児についての考え方・習慣の違い</li> <li>・ 育児の重要な情報が届きにくい</li> </ul>	・ 地域の子育て支援従事者の育成
地域社会とネットワーク		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人と地域住民のコミュニケーション不足</li> <li>・ 日常生活におけるサポートネットワークが身の回りに限定されている</li> <li>・ 地域社会から孤立化してしまう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動を知らない、情報が行き届いていない</li> <li>・ 地域社会の閉鎖性</li> <li>・ ネットワークが閉じられている</li> <li>・ 行政に外国人の声が届きにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問題を乗り越えたノウハウを持った外国人の発掘</li> <li>・ 生活相談的機能の強化</li> <li>・ 学校を拠点にした地域社会への参加</li> <li>・ 外国籍県民かながわ会議の発展</li> <li>・ 異文化保持者をまちづくりに積極的に活用</li> </ul>

(注) 網掛け部分は、「情報」に関わる項目

(出典) 第2章第2節各論を基にチームで作成



### 全般的な課題

情報が「外国人」に届いていない。

「外国人」の声が十分に行政に届いていない。

## 第3章 情報伝達

この章では、各分野に共通する課題としての「情報伝達」について、その現状と課題を把握し、有効な情報提供の手法を検討するため、情報の発信者である行政、NGO・NPO等の機関に対して、また情報の受信者である外国人に対して、ヒアリング又はアンケート調査を行った。

これらの調査結果をもとに、情報伝達について考察を行うとともに、改善の方向性を示した。

### 1 情報伝達についての課題と考察

#### (1) 情報伝達の方法について

- ・ どの機関も、多言語対応など様々な形で情報提供を行っているが、情報が届いているかという点については、必ずしも十分とはいえない。

- ・ITの活用は重要な課題であり、インターネットによる広報は、今後より一層拡充されるべきメディアである。
  - ・文字による伝達だけでなく、FM放送で多言語放送の実施等、音声による伝達も必要である。
- (2) 情報伝達の効果について
- ・情報伝達の効果については、どの機関も十分に把握できていない。外国人への情報伝達について集約し、効果を分析し、ノウハウを蓄積していく部署が必要である。
  - ・情報の分量が多すぎると活用されにくい。
  - ・情報伝達においては、くちコミや人的なネットワークの役割が大きい。行政には、様々な制約があり、NGO・NPO等との連携を視野に入れる必要がある。
- (3) コミュニティについて
- ・情報伝達においては、インフォーマルな人的ネットワークを活用したくちコミによる広報を積極的に行うことが有効である。
  - ・地域コミュニティに外国人が積極的に参画できる体制づくりが必要である。日本人と外国人の双方向の交流を生むことで地域コミュニティの活性化を図る。
- (4) 組織体制について
- ・日本語教室で学んだ外国人を通訳・翻訳の人材に育てることにより、外国人との協働や、外国人が必要とする情報を分かりやすい形で提供できる。
  - ・行政内部で、外国語ができる職員を活用することや外国人への情報伝達の必要性についての共通認識を持つ必要がある。

## 2 改善の方向性

- ・できるだけ多様な媒体を使い、外国人が身近に情報に接する機会を増やす。
- ・情報の分量を多くせず、基本的な事項を簡潔に記載する、多言語対応だけでなく、平易な日本語版（ルビ付き）を作成する。
- ・人を介した情報伝達を行う。
- ・外国人からの意見を取り入れる仕組みをつくる。
- ・外国人への情報伝達のノウハウを集約・蓄積し分析する部署を設ける。
- ・外国語ができる、もしくは外国文化を保持する職員を活用する。
- ・関係部局が連携を強化し、「外国人へ情報を伝える必要がある」ことを共通認識とし、必要な研修を行う。

## 第4章 提言

---

### 1 「開かれた地域社会」に向けて

外国人が地域社会に積極的に参画し、様々な課題を解決しながら、共に地域の発展に取り組んでいくことができるような環境を整えるためには、従来からの「日本人」か「それ以外」という考え方を乗り越え、同じ地域に住む住民として、共に平等でより良い豊かな社会を築いていく

姿勢が必要である。

また地域の自治体においては、「開かれた地域社会」の実現に向けて、より具体的な施策展開が必要であることから、特に取り組むべき方策について次の提言を行う。

## 2 総括的提言

### 《提言1》 外国人に配慮した情報伝達の実現に向けた取組の実施

- ・ 県のホームページの多言語対応
- ・ 多言語放送の実施
- ・ 庁内体制の整備

(趣旨) 情報伝達に関する課題(日常生活に必要な情報が外国人に届いていない、外国人の声が十分に行政に届いていない、自治体情報が有効に活用されていない、情報提供の工夫が必要である)の解決に向けて、外国人に配慮した情報伝達の実現に向けた取組を実施する。

### 《提言2》 「外国人生活支援センター(仮称)」の設立

(趣旨) 外国人が生活する上で直面している問題は、個別分野ごとに生じているのではなく、多岐の分野にわたっており、総括的に捉える必要がある。外国人の支援にあたっては、コーディネートを行い、生活全体に継続的に関わる機関の設置が求められる。

そこで、外国人の生活全体を総括的、継続的に支援する機関として、NPO法人「外国人生活支援センター(仮称)」を設立する。

## 3 分野別提言

(労働・雇用)

### 《提言1》 外国人労働者に対する日本人労働者と同様の権利・義務の履行及び支援

- ・ 雇用のミスマッチの解消(留学生の就業支援)
- ・ 事業者啓発
- ・ 外国人労働手帳の配布及び外国人労働相談の広報の充実

(趣旨) 日本で働く外国人労働者に対して、日本人労働者同様の権利・義務が履行され、また支援が受けられるよう施策を展開する。

(教育)

- 《提言2》** 外国籍児童・生徒の学習権保障の一層の向上のため
- ・日本語教育のさらなる充実を目指して、  
外国籍児童・生徒及びその保護者用教材・諸資料(日本語・母語)の共有化のため担当セクションを設置する。
  - ・日本語指導体制の一層の充実を目指して、  
外国籍児童・生徒が5名以下の在籍校における日本語指導のより一層の整備  
外国籍生徒の受け入れ体制の向上を図るため
  - ・県立高等学校入学試験における「外国人」枠の拡大及び拠点校の増設  
外国籍県民との共生を目指して
  - ・「総合的な学習の時間」等において、NGO・NPO、ボランティア等の取組  
活動などを紹介することにより、外国人との共生について理解を深める。

(趣旨) 外国籍児童・生徒の学習権保障の向上、外国籍生徒の受け入れ体制の向上、外国籍県民との共生を目指した取組を行う。

(社会保障)

- 《提言3》** わかりやすくアクセス、利用しやすい制度の運営
- ・広範な制度案内
  - ・ターゲットを絞った情報の提供
  - ・援護を要する人の探索

(趣旨) 外国人が必要な時に必要な制度を利用できるよう、各制度に対する知識と制度を利用する方法を確保するため、効果的な制度周知を行う。同時に行政機関においても外国人を社会的に援護を要する人々として認識し、問題の早期発見と制度の積極的な活用を行えるよう体制を強化する。

(居住環境)

- 《提言4》** 外国人住民に対する住居取得・居住の支援
- ・入居差別の撤廃(外国人入居支援リーダーの養成)
  - ・入居保障(保証会社の活用)
  - ・公営住宅等における入居者支援

(趣旨) 住居の問題は、単に居住する建物だけの問題ではなく、生活・習慣そのものに関わる問題を内在している。そこで、外国人が生活者として地域に溶け込み、生活の基盤が確立できるよう支援を実施する。

(保健医療)

**《提言5》 医療通訳の体制整備**

- ・医療通訳の人材育成
- ・医療通訳派遣制度の確立
- ・医療機関とのホットライン通訳の設置

(趣旨) 外国人等が安心して医療にかかることができるように、また医療従事者がスムーズに外国人等の診療を行うことができるよう医療通訳の体制整備を進めていく。

(地域社会とネットワーク)

**《提言6》 地域社会への参画**

- ・学校を拠点にした地域社会への参加
- ・問題を乗り越えたノウハウを持った同国人の発掘
- ・「外国籍県民かながわ会議」の発展

(趣旨) 外国人が地域の一員として生活していくには、外国人自身が主体的に地域に参加し、積極的な役割を担っていく視点が重要である。日本人と外国人が同じ地域に暮らす一員として協働して街づくりを行い、社会を形成していくために、外国人の社会参画の意欲を喚起し、参画の道筋を定めていかなければならない。

(市町村行政)

**《提言7》 外国籍住民世帯別台帳の作成**

(趣旨) 外国籍住民についても、世帯を単位として家族構成が1枚で把握できるような、世帯別台帳を作成し、地域における公平な行政施策、行政サービスを図る。

## おわりに～在住外国人と人権～

---

在住外国人に関する様々な問題は、人権の問題と密接に関わっているが、日本人の潜在意識の側面から、また国の法制度とその運用の側面からも、外国人の基本的な人権を尊重するという視点において基本的な理念が欠落し、有効な手段が十分に講じられているとはいえない状況である。

在住外国人に関わる諸問題を鑑みると、21世紀の国際社会において、重要な位置を占める我が国にとって、各国に先んじて、様々な人権保障の対策を講じていくことが重要な責務となっている。

# 本 編

# 序章 研究の目的

---

## 1 調査研究の背景

「電車に乗っていて眠っていると、耳慣れない言葉で目が覚めた。思わず横を向くと、外国人だった。」

「フリーマーケット会場で、外国人の姿が目についた。」  
などという経験は、日常的に目にする光景となりつつある。

また 2002 年はサッカーの国際大会が開催され、期間中には、世界中から数多くの人々が訪れることが予想されている。

我が国への外国人の入国者数は、2000 年(平成 12 年)には 425 万人を超え(法務省入国管理局「外国人及び日本人の出入国者統計について」)、過去最高となっている。また、外国人登録者数も 2000 年末現在で 169 万人を数え、日本の総人口(126,919,288 人(H12.10.1 現在都道府県計 国調速報))の 1.3%程度を占めるようになっている。

我が国における戦後の外国人受け入れの歴史は、1951 年の「出入国管理及び難民認定法」(入管法)の制定に始まる。入管法は、当初から人口過密を理由に、非熟練の労働者や永住目的の外国人の入国は基本的に認めないという方針をとっていた。

そのため、主に朝鮮半島の旧植民地を出身地とし戦前から我が国に居住していたものの、戦後になって日本国籍を喪失し在住外国人となった韓国・朝鮮の人々が、おおむね 1970 年代までは国の外国人政策の主たる対象であった。

1980 年前後には、人権規約の批准、難民条約への加入及び入管法の改定、さらには日中国交回復等を契機として、定住を前提としたインドシナ難民や中国帰国者の受け入れなどが始まり、永住を目的とした外国人の入国を認めないとする従来の政府方針の部分的変更がなされることとなった。

また、1990 年代に入ると、「ニューカマー」とも呼称される近隣アジア、南米をはじめとした諸外国からの出稼ぎ労働者が急速に増加し、現在では、こうしたニューカマーが在日外国人に占める割合は過半数を占めるまでに至っている。さらに、出身国についても、ますます多様になり、また入国する人々の数も、近年、着実に増加しつつある。

こうした人々の日本における居住地域は国籍等によってかなり偏在する状況も見られ、自治体によってはかなりの人数が在住しているところもある。また、全体的な傾向として、滞在の長期化、定住化が進んでいる。

このように、外国人の日本国内への定住化が進むにつれ、後に具体的に述べるように、言語、文化、生活習慣等の違いにより、これらの外国人が、地域との溝を深めたり、地域社会の中で十分に受け入れられないような状況もしばしば見られるようになっている。

外国人と協調できる関係を、国のレベルはもとより、私たち一人一人が日常的に具体的に外国人と関わりあう地域のレベルでどのように築いていけばよいのか。

こうした問に答え、グローバル化が進展する今日において、外国人が地域で生活する上で遭遇する様々な問題点の把握とその解決を図り、地域の中でともに豊かな生活

を享受する開かれた社会を形成していくことが強く求められている。

## 2 研究の視点

こうした背景を認識し、本研究においては、次のような視点に基づいて研究を進めた。

(1) 日本に在住する外国人をめぐる現状の把握及び課題認識を十分に行うこと

一口に外国人といっても、国籍、民族、文化等の違いにも起因して、それぞれの人々に関わる問題は様々であることをよく理解し、きめの細かい検討を行い、現状の把握と課題認識を行うこととする。

(2) 国際化に係る今日の趨勢を前提として改善方向を見出すこと

グローバル化の進展は、もはやとどめようがない必然的な流れであり、日本人と外国人との関わりはますます濃いものとなっていくことを十分念頭に置いて、課題の解決に向けた提案を行っていくこととする。

(3) 分野ごとに課題を整理し、具体的な改善の方向を明らかにすること

外国人にとって切実な問題が生じている日常生活全般について、労働・雇用、教育、社会保障、居住環境、保健医療、地域社会とネットワーク、という分野ごとの切り口で整理・検討し、改善の方向性等を提起していくこととする。

(4) 改善に向けた取組の担い手については、行政の枠にとらわれることなく幅広く考えること

今日では、こうした問題に対応していくための施策展開については、行政だけで取り組むのではなく、高い問題意識を持ち実行力のあるNGO等と連携する方がはるかに効果的であることから、こうした考え方を基本として多様な改善策を提案していくこととする。

(5) 「開かれた地域社会」の形成を目指すこと

外国人に関わる個々具体的な課題の解決を図ることにより、国籍や民族等にとらわれることなく、あらゆる人々が地域においてともに豊かな生活を営めるような「開かれた地域社会」の形成を最終的な到達目標に位置付け、研究を進める。

## 3 報告書の構成

以上のような課題設定に基づき、研究した結果である本報告書の構成は、次のとおりである。

### 第1章

外国人をめぐる動向について、我が国の状況及びその中における神奈川県の特徴を中心に概観した。

### 第2章

まず前半部分において、外国人が直面する課題を提起し具体的なレベルで認識できるよ



うに、外国人の家族をモデルとして設定し、家族のそれぞれが日本における日頃の生活を営んでいく中で、様々な困難に遭遇し、それらに立ち向かうために、多くの日本人と関わることで、悩み、思考をめぐらし、行動し、乗り越えていく姿を、多様なシチュエーションのもとに描き出している。

続く後半の部分では、前半部分の内容を受け止めるとともに、庁内外の関係機関等に対して実施したアンケート調査の結果等も踏まえ、「労働・雇用」や「教育」等の分野ごとに課題を整理し、併せてそれらの課題の解決に向けた改善の方向性についての提案を行っている。

### 第3章

第2章の中で各分野に共通する課題として浮かび上がった「情報伝達」の問題を改めてトータルに取り上げ、関係機関等へのヒアリングやアンケートの調査結果も踏まえながら、より望ましいあり方についての方向性を明らかにした。

### 第4章

第2章及び第3章の内容をもとに、私たちと外国人とが協働しつつ開かれた地域社会を形成していくため、行政をはじめとする各関係者が果たすべき役割についての提言を行った。

## 4 研究対象について

次に、本研究の対象を明らかにするため、次の事例を参照して頂きたい。

これらはモデルケースであり、特定の人物を想定したものではないが、本県では一般的に見られる事例である。

【事例】ベトナム難民として来日した夫婦が、約20年、県内で暮らした後、日本国籍を取得した。二人とも日常会話はできるが、漢字の読み書きは小学校2～3年生程度。難しい会話となると、日本生まれで日本の学校を卒業した子どもの通訳に頼る。書類の作成は子どもが代行する。

【事例】カンボジア難民二世として県内で生まれ育ち、成人式を迎えた青年。幼稚園から高校まで日本の学校で学ぶ。カンボジア語の会話、読み書きは全くできない。話すのは現代日本の若者言葉。漢字の読み書きも人並み。「顔つきはカンボジア人だけど、中身は『日本人』だ」とよく言われる。日本の国籍は持っていない。

【事例】幼児期に「満州」から逃げる途中で両親（日本人）と生き別れる。その後、中国人の養父母に育てられた。1年前、50余年ぶりに肉親と再会を果たし、永住帰国。県内で生活を始めた。日本語はほとんど分からない。

【事例】ブラジルで生まれた10代後半の日系2世。2年前、両親と共に来日。昼は県内の工場で働き、夜は県立の定時制高校に通っている。来日前から両親の話す日本語を聞いているので多少話せるが、決して流暢とは言えない。自分を一番表現できるのはポルトガル語。国籍はブラジルと日本の二重国籍。

以上4つの事例について、これらの方々を何人(なにじん)と呼ばば良いだろうか。

一般に「外国人」というと、国籍は外国であり(A)、言語は日本語でなく、保持している文化も日本のものとは違い(B)、容姿も日本人とは違う(C)というような存在を漠然と考えるかもしれない。Aは国籍、つまり、帰属先の国家、Bは民族性ないしは文化、Cはルーツの問題である。

では、逆に、「日本人とは」と問えば、これも漠然と、国籍、文化、ルーツともに日本、ということの思い浮かべるかもしれない。だが、ここに示した4例だけでも分かるように、「外国人」「日本人」の分類は決して単純ではない。

事例 は、国籍としては日本人。だが、文化的にはベトナム人。事例 は、文化は日本人。国籍は難民ゆえ実質的には無国籍(カンボジアは旧国籍国)。事例 は、ルーツとしては日本人だが、文化では中国人。事例 は、ルーツは日本人、文化はブラジル人、国籍は二重である。

その他、ここには事例としては挙げなかったが、複数の言語や文化がバランス良く保たれているケース、あるいは、いわゆるハーフやクォーターとして生まれたケースなども即座に思い浮かぶ。事例 のケースは、ベトナム難民として来日した「中国人夫婦」とすると、話はさらに複雑になるだろう。海外帰国子女も外国文化保持者である。本県内には多くの在日コリアンがいる。また北海道にはアイヌ人などの北方少数民族がいる。

このような様々な事例を前にする時、「日本人」「外国人」という区分は非常に難しい。いや、そもそもそうした区分はできるのだろうか。

本研究のテーマを再確認する。「開かれた地域社会に向けて～神奈川に在住する外国人との共生～」である。このような目的の研究において、国籍も、文化も、ルーツも外国というような、いわば「外国人」として認知されやすい存在だけが研究対象ではあり得ないことは容易に了解されよう。本研究は「外国籍であるか、日本国籍であるかを問わず、保持する文化が日本的であるか外国的であるかを問わず、ルーツが日本であるか外国であるかを問わず、日本で暮らす上で、外国あるいは異文化との関わりに起因する課題に直面している人々」を研究対象とする。

ところで、このような「外国人」という呼称ではカテゴライズできない方々をどのように表現すれば良いのか。本研究チームはこの点について様々な議論を続けた。だが、妥当な呼称を見出すには至らなかった。そこで、以下、本報告書においては、テーマ毎に特に論点がおかれた立場の方々を中心とした呼称で述べることにした。

# 第1章 外国人をめぐる動向・状況

この章では、現在の日本全国及び本県の外国人をめぐる動向・状況と本県の国際政策に関する取組、国際政策の基本となる「改訂新かながわ国際政策推進プラン」について、概略を述べる。（特に断りのない場合は、データは2000（平成12）年末時点のものである。）

## 1 国の動向・現況

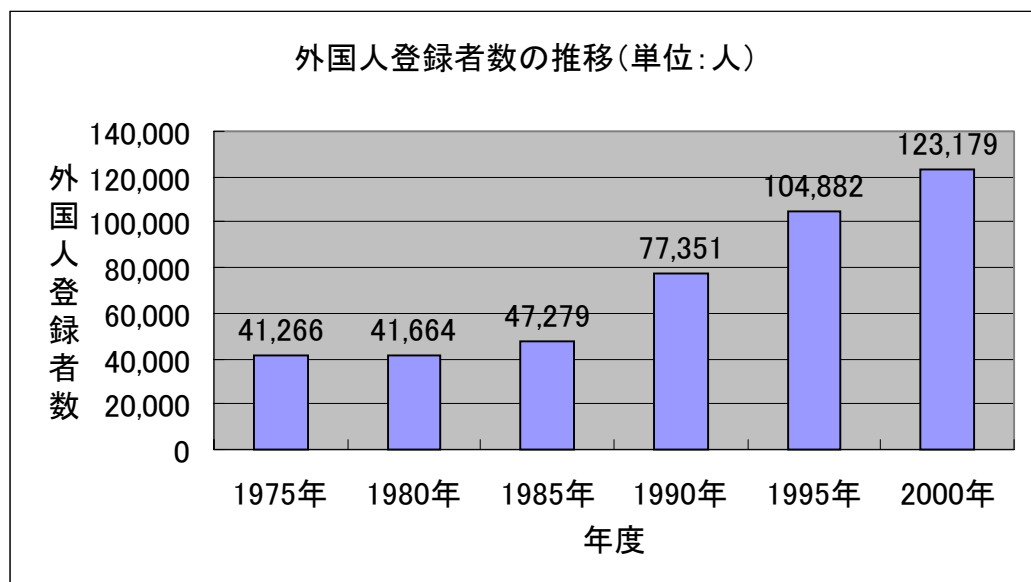
2000（平成12）年12月末現在における日本全国の外国人登録者は、合計186か国168万6,444人で、32年間連続して過去最高を更新している。この数は、10年前の1990（平成2）年末に比べ、61万1,127人（56.8％）の増加となっている。

また、我が国の総人口と外国人登録者数の伸び率を10年前と比較してみると、我が国の総人口の伸び率は2.7％、外国人登録者数の伸び率は、それよりはるかに高い56.8％を示している。

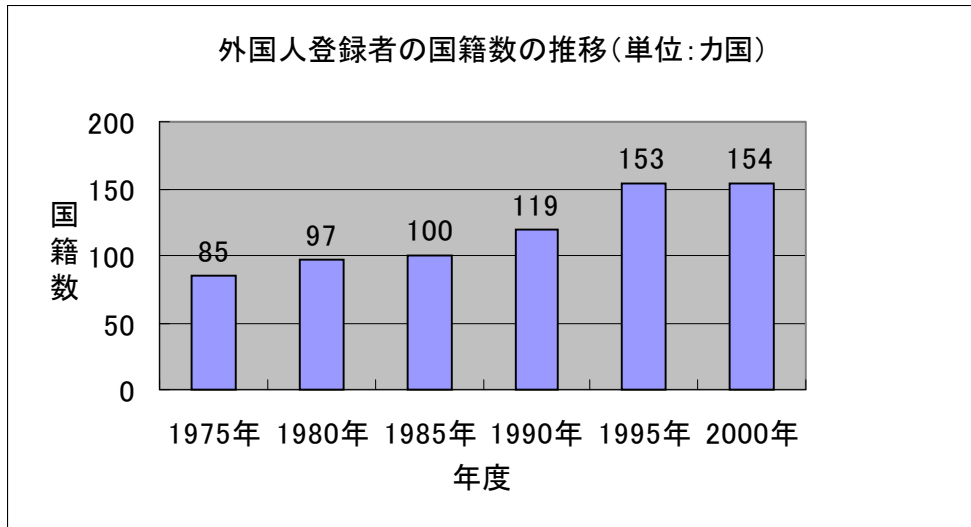
次に、外国人登録者数を国籍別で見ると、韓国・朝鮮が63万5,269人で全体の37.7％を占め、以下中国、ブラジル、フィリピン、ペルーと続いている（法務省発行「平成13年度在留外国人統計」）。

## 2 神奈川県内の動向・現況

2000（平成12）年末現在の本県の外国人登録者数は過去最高の123,179人であり、これは東京都、大阪府、愛知県に次いで全国第4位の数である。



国籍別に見ると、合計154か国となっており、このうち最も多いのは韓国・朝鮮の33,453人、以下中国、ブラジル、フィリピン、ペルーの順となっている。



外国人登録者数の上位5か国の推移

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年
1位	韓国・朝鮮 (29,141)	韓国・朝鮮 (29,611)	韓国・朝鮮 (30,337)	韓国・朝鮮 (33,443)	韓国・朝鮮 (32,960)	韓国・朝鮮 (33,453)
2位	中国 (6,112)	中国 (5,777)	中国 (7,230)	中国 (13,806)	中国 (20,175)	中国 (27,389)
3位	米国 (2,609)	米国 (2,375)	米国 (2,943)	ブラジル (8,143)	ブラジル (14,471)	ブラジル (12,565)
4位	英国 (465)	英国 (469)	フィリピン (968)	フィリピン (4,040)	フィリピン (7,648)	フィリピン (10,610)
5位	ドイツ (361)	フィリピン (368)	英国 (710)	米国 (4,035)	ペルー (6,110)	ペルー (6,920)

( )内は登録者数(単位:人)(無国籍を除く。)

出典: かながわの国際政策研究会発行「サラダボウル8」

増加の割合で見ると、韓国・朝鮮の登録者数は10年前(1990年)と比べてさほど変わっていないが、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーの登録者数は、この10年間で急激に増加している。

本県における外国人登録者の特徴としては、比較的幅広い国々からの登録者が偏りなく見られることが挙げられる。例えば、2000(平成12)年12月末日における大阪府の外国人登録者数は約20万8千人、愛知県の外国人登録者数は約14万人と、いずれも本県より多いが、大阪府の場合はそのうち約76%を韓国・朝鮮が、愛知の場合は約34%をブラジルが占めている。これに対

して本県は、最も多い韓国・朝鮮でも登録者数全体に占める割合は約27%にとどまっており、比較的偏りが小さく、幅広い国々からの登録者が見られるのが特徴である。また、かつて大和市にインドシナ難民を対象とした「定住促進センター」( (財)アジア福祉教育財団難民事業本部所管) が置かれていた経緯などにより、本県におけるインドシナ3国(ベトナム・ラオス・カンボジア)の外国人登録者数は、全国の都道府県の中で最も多い。

### 3 神奈川県国際政策の取組

#### (1) 国際外交

本県は1975(昭和50)年「国際外交」を提唱し、本格的に国際政策に取り組むこととなった。国際外交とは、世界を構成している基本単位を「国家」ではなく、「人間」としてとらえ、市民レベルでの交流と相互理解による共存により、地球規模の問題の解決に寄与することを目的とするものである。国際外交を県政の中で具体的に取り組む担当部署として、1976(昭和51)年に渉外部に「国際交流課」が設置され、国際交流事業の推進・啓発、海外技術研修生の受入、国際交流団体の指導育成等を担当した。また、翌1977(昭和52)年に財団法人神奈川県国際交流協会が設立され、広範な県民の参加による国際交流事業の推進母体としての役割を担うこととなった。

#### (2) 内なる国際化

1980年代に入ると、国際交流とともに、在日韓国・朝鮮人等日本に住む外国人への取組が必要であるとの声が強まり、「内なる国際化」が政策課題に取り上げられるようになった。「内なる国際化」の啓発、推進を触発したものが、当自治総合研究センターにおいて1983(昭和58)年に研究された、職員による研究チーム報告書『神奈川の韓国・朝鮮人自治体現場からの提言』である。当報告書は、新聞の論壇時評でも評価され、翌1984年に出版され大きな反響を呼んだ。これを受けて1984年に在住韓国・朝鮮人、中国人を対象に「県内在住外国人実態調査」が実施され、外国人施策の方向性について具体的な提言がなされた。

また1987(昭和62)年には在住外国人の状況を改善することを目的に、関係部局28室課長で構成する「外国人県民施策推進会議」が設置され、具体的施策についての検討が行われた。

同じく1987年には「神奈川県国際人権問題懇話会」が設立され、県内に在住する外国人の問題は、国際的な人権問題であるとの観点から議論が進められた。本懇話会が提出した報告書では、人権を「内なる国際化」を反映し、住民の基本理念として捉え、外国籍住民の権利を守る上で県と住民との協力体制をつくらうとする考え方を提示した。さらに神奈川が、全国に先駆けて地域の国際化に取り組み、日本に多元社会を構築する上でイニシアチブをとろうという狙いがあった。

### (3) とともに生きる社会へ

1990年代になると、外国人労働者や日系人等いわゆるニューカマーが流入し、県内の外国人登録者数も急増した。こうした中で、国際政策に関わる部局も多数にわたり、それぞれの部局の施策を総合的、体系的に進めることが必要となった。そこで1989(平成元)年「神奈川県国際政策推進協議会」が設置され、1991(平成3)年に「かながわ国際政策推進プラン」が策定された。当プランでは「世界中の人々が、共に同じ人間として生きることができる国際社会を目指すためには、まず神奈川を平等で開かれた地域社会とするための努力が求められる」とし、県の総合的な政策課題として「内なる国際化」を掲げ、全庁的な取組の拡充を図った。

## 4 改訂新かながわ国際政策推進プラン

本県では、1997(平成9)年に国際政策の基本指針として、「新かながわ国際政策推進プラン」を策定し、諸施策の推進を行ってきた。その後、身近な地域社会においては、外国籍県民の定住化に伴う生活支援の充実等が強く求められたり、1998年に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行され、県民・民間主体の活動基盤も強化されるなど、政策環境の変化に対応していくため、2000(平成12)年3月にプランが改訂され、現在の国際政策の基本指針となっている。

また「改訂新かながわ国際政策推進プラン」は、本県行政の総合的指針である「かながわ新総合計画21」を支える国際分野の個別計画に位置づけられており、以下の(1)~(7)の7つの主要施策から成っている。(体系図については、巻末資料1参照。)

### (1) 地球市民意識の醸成

地球市民かながわプラザの取組などにより、「地球規模の課題の解決に向けて地球に暮らす一員として、日々の生活の中で考え、自分にできる身近なことから行動する人々」= 地球市民としての自覚を持ち、地球的な視点で考え、行動する意識を培う。

### (2) 国際交流の推進

東アジア地域における多地域間交流をはじめ、友好交流先を中心とする自治体との間で多彩な分野の交流を進め、県民主体の交流協力を深める。

### (3) 国際協力の推進

アジア地域を中心とする開発途上地域に対して、神奈川の特性を生かした人材育成と技術協力を進め、当該地域の社会開発を支援する。

### (4) 外国籍県民と共に生きる地域社会づくり

外国籍県民が様々な分野に住民として主体的に参画できるようなしくみづくりを進めるとともに、定住化に伴うライフステージ上の課題に対応した支援等に取り組む。

### (5) 県民の国際活動への支援・協働

県民による活動の輪を広げるために、(財)神奈川県国際交流協会等と連携してN G

〇など県民が行う国際活動について、資金援助、情報提供、人材育成などの支援を行う。

#### (6) 国際活動の拠点づくりとネットワークの形成

県民の国際活動の拠点づくりを進めると同時にこれら拠点・主体間の連携を推進しながら、県民との協働と信頼に基づいた施策を展開する。

#### (7) 基地返還の促進

県内米軍の整理・縮小および返還を関係自治体と連携を取りながら促進するとともに、基地周辺住民の安全・福祉の確立と良好な生活環境を確保するため、関係自治体と連携して国等に働きかける。

## 5 まとめ

日本人と外国人が相互理解を深め、多文化共生社会を築いていくために、本県においては「改訂新かながわ国際政策推進プラン」に基づき、様々な政策が進められている。

しかし、人数も国籍も多数にわたる外国人が居住している本県においては、外国人の直面している問題は実に多種多様であり、単純に解決できない問題が非常にたくさんある。

また、科学の定理・公式と異なり、行政施策には、不変の唯一絶対の解があるわけではない。行政施策というのは、生き物である。ある時期には解となり得た施策も、時代の移り変わりによって、解となり得なくなってくる。ここ25年の間に、神奈川県内の外国人登録者数は約2倍に増えており、かつ、定住化も進んできている。定住化が進展している現代においては、短期滞在の外国人が多数を占めていた時期に作られた行政施策は、解となり得なくなっている場合も多い。また、ある人にとって効果的な施策が、別の人にとっても効果的であるとは限らない。対象の違いによって、同じ施策でも効果が異なってくる場合がある。ここに行政施策の難しさがある。

また、一度にすべての問題を解決できるような行政施策の実現が難しい場合には、まずは少しでも状況を改善できる施策を実行し、徐々に状況を改善していくことも求められる。

過去の様々な行政施策を検証し、また将来を予測しながら、限られた予算及び時間の中で、できるだけ大きな効果を生む施策を選択し、実践していくことが、私たち行政職員に課せられた使命である。

次章より、現代において外国人が直面している様々な問題を、分野ごとに論じ、現時点において私たちの考えた解を、改善の方向性及び提言として提示していく。

# 第2章 外国人の直面する課題

## 第1節 「百日草～カルロス一家の100日間」

---

広範にわたる在留外国人の日本で直面する課題を、明確かつ分かりやすく提示するにはどうすればよいか。その一つの答えとして、本研究におけるヒアリング調査をはじめとした調査研究結果を基に、モデルとして想定される在留外国人家族の日本での物語を描くことで課題の提起を行い、それを受ける形で「労働・雇用」「教育」「社会保障」「居住環境」「保健医療」「地域社会とネットワーク」の各分野に分け、考察を行うこととした。

### <設定>

在留目的での日本への入国者は、現在、アジア系が最も多い。とはいえ、長期滞在、長期定住型の在留が多数を占めているとは言えない。その一方で、入管法改正後、就労目的での来日が増え、今後もますます増加することが予想される日系人労働者においては、日本と本国との経済格差、本国の経済状況の悪化等から、次第に日本での滞在が長期化する傾向にある。

日本において外国人が直面する課題の多くは、外国人が長期滞在することにより、一層多岐にわたりがつ深刻化する。

そこで、就労目的で来日した日系人の家族を一つのモデルケースとして、その家族の数か月間を物語形式で綴ることで、外国人労働者及びその家族が日本で直面するであろう問題を提起する。

### <主要登場人物>

カルロス（41歳）	南米A国人。日系3世。コンピューター技術者。
妻（38歳）	南米A国人。主婦。
娘（17歳）	高校生。
息子（11歳）	小学生。

### <あらすじ>

来日して、コンピューター技術者として日本のベンチャー企業に勤めて1年、不況のあおりを受け突然解雇されたカルロスは、生活のためやむを得ず就いた日雇いの仕事で事故に遭い入院。カルロスと家族は、その中で遭遇する、労働、雇用、住居、医療、福祉、教育など様々な問題を、周囲の人々の援助を受けつつ、懸命に乗り越えていく。

この物語はフィクションであり、登場する人物、団体等はすべて架空のものです。



...

...

## 1 解雇

### ポイント1 外国人の労働

日本国内で就労するすべての労働者は、法により、労働に関わる権利が保障されており、それは外国人労働者に対しても適用される。

また、近年、外国人の不法滞在やそれに伴う資格外就労など、不法就労に関わる問題が生じているが、たとえ不法就労者であっても、これらの権利は保障される。

### 用語の説明 日系(人)

- ・ 日本人の血統をひいていること。(広辞苑第五版)
- ・ 日本から海外に移り住み、定住した社会で、独特の社会と生活スタイルを作り上げた日本人を祖先に持つ人々。この中には、日本に帰国したものの、日本人とは異なるアイデンティティを持つ人々も含まれる。(国際日系プロジェクトHP)

### ポイント2 外国人の在留資格

外国人が日本に入国・在留するためには、法務大臣による在留資格の認定を必要とし、それに基づく査証(ビザ)の発行により入国が可能となる。外国人の在留資格としては次の27資格が認められている(その資格を有することで「日本において行うことができる活動」(1~23)及び「日本において有する身分または地位」(24~27)の具体的な内容については巻末資料を参照)。このうち、就労が可能なのは、基本的に1から16及び23から27までの資格を持つ者で、17から22の資格では就労することができない。(なお1~27の番号は便宜的に付したものである。)

1 外交	15 興行
2 公用	16 技能
3 教授	17 文化活動
4 芸術	18 短期滞在
5 宗教	19 留学
6 報道	20 就学
7 投資・経営	21 研修
8 法律・会計業務	22 家族滞在
9 医療	23 特定活動
10 研究	24 永住者
11 教育	25 日本人の配偶者等
12 技術	26 永住者の配偶者等
13 人文知識・国際業務	27 定住者
14 企業内転勤	

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

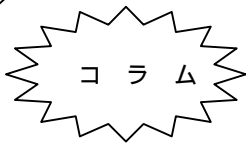
## 2 転居

### ポイント 外国人への入居差別

外国人の居住に際して未だに差別があることは否めず、とりわけ、賃貸住宅において貸し手が外国人の入居に難色を示す傾向が見受けられる。

そうした場合の多くについて、外国人への不信感はその根底にあり、特に外国人による組織犯罪に対する認識（下欄のコラムを参照）の仕方によっては、そうした風潮に拍車がかかる一因となってしまうことも懸念される。

また、身元が定かでない、家賃の支払能力に疑問がある、生活習慣の違いによるトラブルが心配など、貸し手側としては相応の理由もあると思われるが、「外国人」というだけで、拒否してしまうことには問題があるとの指摘もなされている。



### コラム

外国人の犯罪については、様々な立場から取り上げられている。以下は、それらの中の代表的な例である。

平成 12 年中の来日外国人による犯罪の検挙件数は、件数・人員ともに前年より減少した。量的には、過去最高の総検挙件数を記録した前年から微減に転じたとみえる。しかし、犯罪の種別をみると、入管法違反等特別法犯の検挙が減少する中で、（中略）重要窃盗犯、中でも侵入犯の検挙は、件数・人員ともに急増している。また、来日外国人による刑法犯では、複数犯により敢行された事件が全体の半数を超え、組織化傾向は一層顕著になっている。（後略）

（警察庁「国際組織犯罪対策、来日外国人犯罪の現状（平成 12 年中）」から抜粋）

昨今、「外国人による犯罪の増加」は、あたかも厳然とした事実であるかのように伝えられている。しかし、こうした報道の根拠となっている犯罪統計データには、問題が多い。たとえば、警視庁は、「来日外国人」という分類を用いているが、そこには、永住者などを除く、さまざまな外国人が含まれている。少なくとも、住んでいる外国人による犯罪と、犯罪目的で出入国を繰り返す国際窃盗団の犯罪とは、区別されるべきである。（後略）

（山脇啓造他「多民族国家・日本の構想」（世界、2001・7）から抜粋）

...

...

...

...

...

...

...

...

...

### 3 求職

#### ポイント1 外国人の求人・求職

在留資格上、特に就労に制限のない外国人の就業は、もっぱら、くちコミによっているといわれる。これは、就労のため日本に行こうとする際に、ブローカーの仲介を経て入国する者が多いことに起因するものと考えられている。ブローカーによる斡旋の場合、就労先の職種が限定されがちで、出身国による就労の分化が生じている。特に、日系人の場合にその傾向が顕著に表れている。一般に、ブローカーは入国時の就労斡旋は行うが、その後の転職等については関知しない。そうしたこともあり、同国人のコミュニティ等でのくちコミが重要な就労のルートとなっていると推測されている。

#### ポイント2 外国人の不法就労

就労が認められない在留資格で在留している、又は在留期間を越えて、あるいは上陸の許可を受けることなく滞在している外国人が就労した場合、不法就労となる。そうした場合には、退去強制等の手続きがある。

#### 用語の説明 離職票

雇用保険の一般被保険者等が離職し失業給付の支給を受けるに際し、離職に関する証明となるものである。離職票には、被保険者期間、賃金額、離職理由等が記載され、これに基づいて失業給付の支給がなされる。（「労働用語辞典」日刊労働通信社より）

#### 実例 公共職業安定所

公共職業安定所では、日本人への就労支援はもとより、外国人への雇用・就労に対しても支援を実施している。

事業主向け：外国人の適正雇用、不法就労防止のパンフレットを作成・配布。

外国人向け：外国人向けの職安利用(求職)パンフレットを作成・配布。また、「外国人雇用サービスコーナー」を設け、下表のとおり、通訳を配し対応。

(曜日：2001年12月現在)

職安名	英語	スペイン語	ポルトガル語
横浜	月	月・木	月・木
川崎		火	金
平塚		火・木	火・木
厚木	水・金	水・金	水・金
大和		火・金	火・金
藤沢		火・木	火・木

...

...

...

...

...

...

...

#### 4 事故

##### ポイント 外国人と社会保険

不熟練なまま危険な仕事に就いた外国人労働者は、本事例のように、突然の事故にあったり、慣れない生活で病気になってしまうことも多い。

こうした際のよりどころとなり得るのが、健康保険をはじめとする保険制度である。外国人にも適用され得る保険の代表的なものは次のとおりである。

種 類	健康保険	国民健康保険	労災保険	雇用保険
内 容	労働者が常時 1 人以上いる会社は義務  ・医療給付 医療費総額の 30% 自己負担	健康保険未加入者及び生活保護対象者以外のすべての人が加入  ・医療給付 医療費総額の 20 ~ 30% 自己負担	労働者を雇っている事業者は強制加入  ・療養補償給付 制限されない十分な医療が無料で受けられる ・休業補償給付 休業 4 日目から平均賃金の 8 割が給付される ・その他の給付有	同左  ・基本手当日額は賃金日額に対してそれに応じた給付率 (5 ~ 8 割) を掛けて得た額 * 賃金日額は離職の日の前 6 か月に支払われた賃金総額を 180 日で除して得た額
対 象 (資 格)	短期滞在者、留学生、臨時労働者は対象外	国籍要件はない。外国人登録をしていること、在留期間が 1 年以上と見込まれることが必要 (オーバーステイは適用外)	日本滞在の資格・国籍に関係なく適用される (オーバーステイでも対象となるが研修ビザで入国している研修生は適用外)	永住者、日本人の配偶者等、定住者など日本国内での活動に制限のない者
保険料 の負担	会社と労働者が折半 (労働者の賃金に応じた一定額)	世帯ごとに世帯主が納入	会社のみ負担	会社と労働者がそれぞれに支払う

労災保険における請求権の時効は 2 年 (障害補償給付、遺族補償給付は 5 年) である



...

...

...

...

...

...

...

## 5 病院

### ポイント1 コミュニケーションの壁

医療にかかる上では、言語の問題で医療従事者と患者・家族との意思疎通がうまくいかないという課題がある。

神奈川県では、県立病院における通訳の確保を行っている。また、各市町村の国際交流協会でも、通訳紹介を行っているが、家族親族等で比較的日本語ができる子ども達が、通訳のために学校を休まざるを得ない等の現実がある。

### ポイント2 高い医療費

「国民皆保険」を掲げる我が国では、健康保険に加入していることが医療サービスを受ける大前提である。健康保険は外国籍であっても、一定の要件を満たせば加入できるが、様々な理由から多くの外国人が無保険者のままであり、受診の際は全額自己負担を強いられることとなる。そのため、受診を我慢し、よりひどくなってから医療機関にかかり、結果的にさらに医療費が高額になってしまうなどのケースも見られる。

### 用語の説明 医療ソーシャルワーカー（物語中では「ソーシャルワーカー」）

医療・保健・リハビリの場で働くソーシャルワーカーの総称であり、医療現場で、患者や家族の心理的、社会的、経済的な問題の解決のために援助を行う社会福祉の実践的活動を行う専門的職種（介護・保健・福祉関連最新基礎用語集）

### 実例1 AMDA医療情報センター

AMDA（アジア医師連絡協議会）日本支部では、外国語による医療相談を行っている。相談内容は、健康相談  
外国語のわかる専門医や医療機関の紹介 診療の際の通訳紹介など。使用言語は英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語。また、11か国語による診療補助表も制作、販売している。補助表は、患者と医師のコミュニケーションや、薬の飲み方、受付での対応にまで配慮された内容となっている。

「ことばのちず」改訂版  
（財）神奈川県国際交流協会より抜粋

### 実例2 保険診療枠外の外国人等のための 会費制医療制度を有する医療機関

1979年以来、労働者のための診療所として労働災害や職業病の診療に取り組んでいる。公的保険に加入していない場合、高額な医療費を自己負担しなければならないことになり、問題が起こっている。  
そこで、(様々な外国人支援団体が中心となり)「港町健康互助会」を発足させ、2千円の会費で、会員は一般の国保と同じ3割負担で診療を受けられるようにした。この制度は、港町診療所、横須賀中央診療所、十条通り医院の3診療所で共通。

「ことばのちず」改訂版  
（財）神奈川県国際交流協会より抜粋

...

...

...

...

...

## 6 家族

### ポイント1 世代間のギャップ

母国の文化で育ってきた親の世代と、日本の文化の中にいる子ども世代の意識の違いが生活の中でかみ合わないことがある。 子どもの母国文化の喪失

親世代は、日本語が不自由であり、子ども世代は母語が不自由であるという実情があり、親子間でコミュニケーションを十分にとることができないという現状がある。また、子どもが学校や役所、医療機関等日常生活における通訳の役割を担わされ、負担となっている。 親の頼りなさへの不満・無力化する親

### ポイント2 介護

在留が長期化している外国人にとっては、言語上の問題もあり、自分の老後は子どもに頼らざるを得ないが、子どもたちが自分たちの介護をすべて引き受けることができないとも認識しており、不安がある。介護保険事業者職員に対する外国人対象者や文化についての理解教育や、対応の仕方について等の総合的な相談体制が必要とされている。

### ポイント3 外国人のアルバイト

外国人が認定された在留資格による活動の他に、収入を伴う活動を行おうとする場合は、あらかじめ法務大臣の許可を受けた場合、「資格外活動許可書」が交付される。就労活動が認められていない「留学」「就学」「家族滞在」等の在留資格を有する者においても、本来の在留資格に属する活動を阻害しない範囲で付与される。

大学1年生。後から来日した兄は日本語が不自由。  
母は日本語がまあまあ。父は勉強していない(する気がない)。  
情報は難民事業本部やボランティア団体から入手。  
困っていることは、電話でアルバイトを頼む時、名前を名乗ると急に断られること。

A君(カンボジア難民)の場合

...

...

...

...

## 7 学校

### ポイント1 子どもの教育

外国籍の子どもにとり、現在、日本での学校教育は義務とされていない。

外国人子女については、我が国の義務教育への就学義務は課せられていないが、(中略)公立の義務教育諸学校への就学を希望する外国人子女については、これを認め無償で受け入れてきている。(中略)(外国人子女の)受入れに関しては、学校教育法等の法令に特段の規定はなく、日本人児童生徒と同様に扱うこととしている。(中略)外国人子女の保護者に対する就学案内については、同様に法令上の特段の規定はないが、文部省は、(中略)就学予定者に相当する年齢の在日韓国人の保護者に対し、入学に関する事項を記載した案内を発給することとしており、在日韓国人以外の外国人についてもこれに準じた取扱いとしている。(総務庁行政監察局(現総務省行政評価局)編「教育の国際化を目指して－日本語教育が必要な外国人子女や帰国子女の教育の現状と課題－」)

### 用語の説明 取り出し授業

本来それぞれの児童・生徒が所属するクラスから別のクラスに集め、特別の授業を実施すること。

中学校の一年目、特別クラスに入っていました。勉強で一番良く分かったのは数学や英語など日本語が余り必要でない教科でした。国語・社会・理科・音楽など他の教科は全然できませんでした。先生の話は一生懸命聞いているのですが、全くついていきません。教室の中で、どうしたらよいのかしばしば途方にくれていました。不安で、退屈で、日本語が話せないことが絶えず悲しかったです。

生徒同士の間関係も問題でした。日本語の力が不十分ですから、皆は何が言いたいのか、あるいは、誰が誠実で、誰がそうでないのか分からず、関係の持ち方には悩まされました。その結果、仲間と何度か喧嘩しました。今は後悔しています。

カンボジア難民として来日、県内公立中学校1年生に入学したソパナー君  
(出典)永瀬一哉「平和を求めて－あるカンボジア難民少年、日本へ」

(相模原市書店協同組合、1998)

### ポイント2 子どもの人間関係

コミュニケーションの不成立は、人間関係の問題に、さらには外国人差別やいじめの問題に連動する恐れがある。

...

...

...

...

...

...

...

...

...

## 8 NGO

### ポイント1 外国人支援

今日、外国人支援のために、多くのボランティアや NGO・NPO が様々な活動を行い、多くの成果をあげている。

### 用語の説明 NGO・NPO

NGO ( Non-governmental Organization 「非政府組織」) と NPO ( Non- P rofit Organization 「非営利組織」) は、「営利を目的とせず、社会協力・援助活動を行う市民活動団体」という意味で共通しているが、我が国では、国際協力や環境・人権など国境を越えて活動する団体を NGO、主に国内の課題を活動テーマとしている市民団体を NPO と呼ぶことが多い。活動分野は、社会福祉、教育訓練、開発援助、難民・避難民への援助など多様な課題を担っている。( 関西 NGO 協議会HP )

### ポイント2 NGO・NPOによる外国人支援

NGO・NPO の活動は、外国人支援の大きなマンパワーとして、またその柔軟性や即応性が注目され、実績を上げ、もはや不可欠の存在となっているが、今後の課題として次のような点が指摘されている。

組織力の強化と人材育成

経済状況に左右されない財政基盤の確立～十分な活動資金の確保～

団体・組織間の連携

NGO・NPO の政策提言能力の強化

### ポイント3 自治体の施策と NGO・NPO

今日、自治体が外国人政策を展開する際には、以下の例のような NGO・NPO と連携・協働した取組の推進が求められている。

NGO 等のスタッフが施策検討段階から参加し、その意見を反映させる。

NGO 等の活力と現場に強い力量を施策遂行に活かす。

### ポイント4 外国人自身による活動

外国人は、様々な行政サービス等に関連し、それらの「受け手」となっていることが多い。しかし、最近では、そうした立場にとどまることなく、例えば、日本での経験をつんだ外国人がボランティア活動を行い、経験の浅い外国人を支援することなどにより、自ら地域社会形成の「担い手」となっていくというケースも見られるようになりつつある。



...

...

## 9 行政

### ポイント1 相談窓口の機能と連携

外国人の相談窓口は、分野を特定せず幅広く生活相談を受け付けるため、その内容も多岐にわたる。そのため、相談員に対する研修や各相談機関同士の連携も図られているが、より一層の関係機関同士、また担当部局間の密接な連携が必要である。

### 実例 外国人の相談窓口

平成12年度現在、神奈川県内の10市町において、相談窓口が開設されている。神奈川県もかながわ県民センター等で日常生活相談窓口を、労働センターで労働相談窓口をそれぞれ開設している。対応言語は各相談窓口により異なるが、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語が中心となっている。言語によっては、曜日により対応可能な場合とそうでない場合がある。

### ポイント2 外国人と社会保障・社会福祉制度

外国人に対する行政の支援制度の一つとして重要な機能を果たしている様々な社会保障・社会福祉制度の適用状況は次のとおりである。

種 類	定住者・永住者	就労資格あり	就労資格なし	オーバーステイ
国民年金				×
厚生年金				×
生活保護		×	×	×
児童手当				
児童扶養手当				
戦傷病者戦没者遺族援護法	×	×	×	×
児童福祉法				
身体障害者福祉法				
知的障害者福祉法				
老人福祉法				

は明確な根拠付けがなされていないもの

19

12

ü

...

...

...

...

...

**ポイント1** 外国人が犯罪被害にあったとき

近年、来日外国人の増加に伴い、外国人がトラブルに巻き込まれるケースが増加している。外国人は、言葉の壁や生活習慣の相違等から、地域住民とのコミュニケーションが不十分になるなど、安全に関する情報を得がたい立場にある。

そこで、警察や NGO・NPO 等は、来日外国人が犯罪や事故の被害に遭うことを防ぐとともに、万が一、被害に遭った場合の対策を講じるなどの活動を行っている。

**ポイント2** 外国人の被害者支援

外国人の安全を確保するため、また犯罪被害にあった場合に対処するために、行政（警察）や NGO・NPO 等による取組や支援活動が行われている。

1 警察による取組

来日外国人向けの講習会の開催、生活の安全等に関するアドバイスの実施、外国人のための相談窓口を設け、不安の解消に努めるなどしており、次のような取組が都道府県警で行われている。

外国人からの積極的な相談の受け入れ

外国語版ホームページの開設

電子メールによる相談受け付け

事件事故等のトラブルに遭遇した場合の通報要領等の作成

防犯・交通安全教室の開催

「被害者の手引」作成 など

（警察庁「国際犯罪対策、来日外国人犯罪の現状（平成 12 年中）」より）

2 NGO 等による取組

生活やトラブルの相談に対して、必要な場合には通訳を交えるなどして対応しており、外国人が被害にあった場合には、実際の交渉を行うなどして、外国人の被害者支援を行っている。

なお、外国人が被害にあった際には、外国人からの相談が警察等ではなく、まず NGO・NPO へ行く場合もあり得る。こうしたケースに適確に対応するため、行政と NGO・NPO とのスムーズな連携が図れるような仕組みづくりが求められている。

...

10

...

...

...

...

**ポイント** 外国人と宗教

外国人が日常の生活を送る上で、その出身地等により、宗教が心の拠りどころとなっている場合がある。そうしたことから、教会やモスク、寺院等にコミュニティが形成されているケースがしばしば見られる。

**実例**

ある教会では、教会に相談員がおり、生活の相談を実施している。ほとんどコミュニティ内で解決できる。教会には3つのコミュニティがあり、それぞれのコミュニティにリーダーがいる。コミュニティリーダーの指導のために、各国から協会関係者が派遣され、研修や支援を行っている。

フィリピン人を中心とした英語圏のコミュニティ（インド人、イギリス人等が1割）

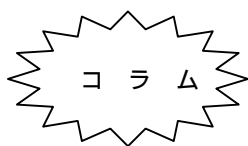
- ・ 100人から200人

南米人を中心としたスペイン語圏のコミュニティ

- ・ 50人から60人

ベトナム人のコミュニティ

- ・ 100人から150人
- ・ ミサはコミュニティ別に実施されている。



通名使用

（川崎高校の民族舞踊のサークルで踊りの先生に本名を名のことを迫られて）彼女は、強いショックを受け、私の所へきて満身怒りを込めて泣いて抗議しました。今まで自分では決して剥ぐまいと思っていた人生のベールを強引にはがされた怒りと悲しみから、「いやだ、いやだ」と泣きじゃくりながら、体が硬直し倒れてしまい二時間近く彼女は慟哭しつづけました。名前一つで在日韓国女生徒がこんなにも苦しまなければならない姿を目の前で見て、改めてこの問題の根の深さに驚かされました。・・・（神奈川県自治総合研究センター「神奈川の韓国・朝鮮人」公人社、1984から県立高校教諭へのインタビュー部分の抜粋）

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

ü



...

...

...

...

...

...

...

## 第2節 各論

---

この節では、前節で記述した物語「百日草～カルロス一家の100日間」の中で提起した日本において外国人の直面する課題について、それを「労働・雇用」「教育」「社会保障」「居住環境」「保健医療」「地域社会とネットワーク」の6つの分野に分け、分野ごとに考察を行うものである。

### 1 労働・雇用

#### (1) 外国人労働者の現状

##### ア 外国人労働者の流入

近年、多くの外国人労働者が日本へ流入している。

外国人登録者数は、平成12年末現在、全国で約170万人、神奈川県で約12万人、そのうち外国人労働者数は、直近の数値として、厚生労働省発表の「外国人雇用状況報告」（「外国人雇用状況報告制度」に基づき、事業主から報告されるもの）によれば、平成13年6月1日現在、全国で221,807人、神奈川県で12,373人となっている。

さらに、不法就労者等を含めた数値として、法務省入国管理局資料に基づく推計によれば、平成12年末現在、全国で71万人強、神奈川県で6万人弱(注1)となっている。

基本的に外国人労働者は、出入国管理法（「出入国管理及び難民認定法」。以下「入管法」という。）に定められた在留資格（巻末資料3参照）を取得し（注2）、入国・在留しており、就労を認められた資格内であれば、日本国内での就労が可能である。

##### イ 外国人労働者の在留資格

在留資格は27（他に、在日韓国・朝鮮人等は「特別永住者」の資格を持つ）あり、それらは就労に関して大きく3つのグループに分類できる。観光などの「短期滞在」及び「留学」「研修」など就労が認められないもの、「外交」「技術」「興行」など定められた範囲で就労可能なもの、「日本人の配偶者等」（日系人が含まれる）などの就労に特に制限のないものの3つである。

通常は、この資格に従って日本国内での滞在または雇用・就労が行われる。

しかし、のグループの在留資格の者が、所要の手続きを経ずに違法に就労するケース、またのグループの在留資格の者による資格外就労、さらに入国に際して定められた在留期間を過ぎても滞在する不法残留（オーバーステイ）者の就労、加えて不法入国等による者の就労など、不法に就労を行う者があとをたたない。

記憶に新しいところでは、日本経済のバブル期に多数来日し、建設現場等で就労していたイラン・パキスタン・バングラディッシュ人等の外国人労働者を挙げることができる。これらの外国人労働者は、多くの場合、査証なしの短期滞在の資格で入国し、本来、就労できないにもかかわらず、日本へ、いわゆる「出稼ぎ」に来ていたのである。（ただし、現在は査証規定の措置変更（注3）により、入国が容易でなくなったため、その就労数は大幅に減っている。）

一方、この「出稼ぎ」という視点から見た場合、平成2年の入管法改正（注4）により、

新たな働き手として日系人の来日が増加した。入管法改正前も親族訪問などを理由に入国した上で日本での「出稼ぎ」労働が見受けられたが、法改正により日系人の日本での就労規制がなくなったことで、合法的により多くの就労目的の外国人が来日することとなった。

いずれにせよ、不法、合法を問わず、これらの「出稼ぎ」型の労働者が日本に来日する背景には、出身国と日本との経済格差が大きな要因となっている。日本での賃金が出身国でのその数倍になるとすれば、当然のことと考えられる。さらに、出身国での経済不安、失業率の増加等も要因の1つである。

一方、日本国内の状況にも、これらの外国人労働者の流入を促すものがある。特に労働現場における日本人が敬遠しがちな3K労働（不熟練労働、単純労働）者の不足がその大きな要因となっている。さらに、経済不況に見舞われている日本において、コストの大幅な圧縮のため人件費削減をせまられている企業等にとっての高すぎる日本人労働者の賃金も、また1つの要因となっていると言えよう。

#### ウ 外国人（外国人労働者）に対する国の方針

平成元年の入管法の改正において、「出入国管理基本計画」を定めることを規定し、我が国に入国・在留する外国人の状況を明らかにした上で、出入国管理行政の指針その他必要な施策を定めることとなった（入管法第61条の9）。これを受けて、平成4年に第1次基本計画が策定され、さらに平成12年3月24日、第2次基本計画が策定された。

計画では、「『円滑な外国人の受入れ』と『好ましくない外国人の排除』の両施策を通じて、出入国管理行政は我が国社会の健全な発展と国際協調の進展に貢献するべきものとの考え方に立ち、『円滑な人的交流の促進』や『不法就労外国人問題への対応』を主たる課題とする」（「出入国管理基本計画（第2次）Ⅰはじめに - 社会の変化と出入国管理」より引用）としている。さらに、具体的には、「(1)国内外の新たな社会の動きの中で、社会のニーズに応えるよう外国人の円滑な受入れを図っていくこと、(2)社会の安全の一層の確保を目指し、不法滞在者問題に対して、現実的かつ効果的な対応を行っていくこと、(3)手続の合理化をも含め一層の規制緩和を図るとともに、国際的な協調体制を整備していくこと」（「同 III 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針」より引用）が挙げられている。

また、平成11年8月13日閣議決定された「第9次雇用対策基本計画」においては、「外国人労働者対策」として、「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する」とし、また、「我が国の経済、社会等の状況の変化に応じて（中略）外国人労働者を受け入れる範囲については今後も見直す」こととする一方、「日本には、周辺に巨大な人口を有し、かつ経済的に発展途上にある国が多いことから、巨大な潜在的流入圧力が存在していることに留意すべきである」としている。

さらに、「いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である」としており、また、「単に少子・高齢化に伴う労働力不足への対応として外国人労働者の受入れを考えることは適当でなく、

まず高齢者、女性等が活躍できるような雇用環境の改善、省力化、効率化、雇用管理の改善等を推進していくことが重要である」としている。（以上「第9次雇用対策基本計画 雇用対策の基本的事項 9 国際化への対応 (4) 外国人労働者対策」より引用）

本稿では、これら国の基本的な外国人労働者に対する方針を踏まえ、論旨を展開するとともに、近年、課題に直面することの多くなっているニューカマー（「オールドカマー」と呼ばれる在日韓国・朝鮮人等と対をなす「日本への新たな来訪者」としての概念）と称されるアジアや南米諸国等からの外国人労働者について言及することとする。

## (2) 外国人労働の3つの課題

### ア 就労し得る職種の固定化・活かされない出身国でのキャリア

在留資格により就労活動が決定される現行の出入国管理制度では、外国人の就労先は実質的に入国時に決まっている。

定められた範囲での就労可能な在留資格取得者は、その資格により合法的に日本国内で就労する。また、活動に制限のない資格で入国した外国人（主に日系人）は、就労に関して日本人と同等の立場にある。

とは言うものの、活動に制限のない資格で入国した外国人の就労は、実際には、日本人を雇用することが難しい3K職場に集中しがちである。

平成2年の入管法改正により日系2・3世は活動に制限のない在留資格保持者となり得るものと明確に位置づけられ（注4）、これにより、以前よりさらに増して日本への出稼ぎが増加し、これら3K職場での労働に従事することが多くなっている。

この現状を助長する要因として、背後に外国人向けの就労斡旋ブローカーの存在がある。日本での就労を希望する者に対して、報酬を受け取り、日本への就労斡旋を行うものである。就労斡旋ブローカーは、受け入れ先のニーズに添って外国人労働者を日本に入国させるが、ニーズのほとんどが3K職場であり、必然的に就労職種の固定化が起きている。

一方、出身国等での従前の資格、職歴等については、定められた範囲での就労可能な在留資格による就労については、就労に係るキャリアが在留資格自体の重要な要素となっているため、当然、就労に際して出身国等での従前の資格、職歴等が活かされているが、活動に制限のない在留資格保持者の場合、就労職種の固定化が生じていることから、それらは意味をなさない。

日本で働く外国出身の不熟練労働者、単純労働者には大学卒など高学歴保持者も少なくなく、また、出身国での社会的地位の高かった者もいると聞く。

かながわ自治体の国際政策研究会の「神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書」（注5）によれば、「出身国で事務、販売、経営管理に従事していた人の半数以上が、日本では技能作業に従事している」という調査結果が示されている。

### イ 不法就労

「短期滞在」「研修」などの就労が認められない在留資格で在留している外国人や、在留期間を越えて、あるいは上陸の許可を受けることなく滞在している外国人が就労した場合、不法就労となる。（もちろん、定められた範囲での就労可能な在留資格取得者であっても、資格外の就労を行えば不法就労である。）摘発されれば退去強制等に処せられる。

不法就労で、最も典型的なのは、短期滞在で入国した者が就労資格を持たぬまま不法

に就労しているものである。さらに、その中には、在留期間を過ぎても引き続き就労する者もいる。不法残留（オーバーステイ）である。

統計上、不法残留者は、出入国の管理により在留期間を過ぎても出国しない者の人数として推計することができる。不法残留者数は、平成 13 年 1 月現在、全国で 23 万人、神奈川県で 2 万人を超えており（注 6）、そのうちの相当数が不法就労を行っていると考えられる。また、不法就労者の総数については、明確な数字を掌握することは不可能であり、法務省入国管理局が発表した平成 12 年の摘発された入管法違反者のうちの不法就労者数は全国で 44,190 人、神奈川県で 4,052 人（注 7）となっているが、不法残留者数の推計値から見ても、この他に摘発されていない不法就労者が多数存在していることが窺える。

この他、統計数字に表れないものとして、不法入国者の数を挙げることができる。前出の入管法違反者のうち不法入国、不法上陸により摘発された者は、それぞれ 9,186 人、748 人となっている（注 7）。近年、これら不法入国が、トラフィッカー（悪質な就労斡旋ブローカー又は不法入国を幫助する集団）等により組織的に行われる傾向にあることも見逃せない。

摘発された不法入国者の出身国上位には、中国、フィリピン、タイ、韓国の順に東アジア圏の者が並ぶ。不法就労者も同様に上記 4 国（韓国、中国、フィリピン、タイ）が上位を占める（注 7）。これらの背景には、先にも述べたとおり、経済格差をはじめとして、出身国での経済不安や失業、失職の割合が高いことなどが考えられる。

しかしながら、日本国内においても経済状況は決して芳しくない。従前は、短期で高額な報酬を得て帰国するという、短期滞在の資格外就労を含めた出稼ぎ型の外国人労働者が多かったが、不況下において日本における賃金自体が低下傾向にあり、短期で高収入を得ることが困難となっている。必然的に、ある程度の収入を得るためには、日本での滞在、就労期間を長くせざるを得ず、結果として不法残留となるケースが増えているものと考えられる。不法就労者の日額報酬が低減化していることからそれは窺える（注 7）。

#### ウ 履行されない義務・尊重されない権利

不法就労の場合、事業者、労働者ともにリスクを負っているために、往々にして、日本人労働者と比して、すこぶる劣悪な待遇で就労させられていることが多いと予想される。労働関係法規の規定を遵守せず、低賃金、劣悪な職場環境、長い労働時間、休日の不付与、社会保険への未加入等々、人権問題にもなりかねない事例が、「神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書」等で報告されている。

不法就労（資格外就労、オーバーステイ、不法入国等による就労等）を行う外国人労働者は、入管法上の「不法」就労であり、労働関係法規上ではあくまで「労働者」として他の労働者と何ら区別されるものではない。労働者に付与されるべき権利は、適法な外国人労働者はもとより、不法就労者に対しても同等に保障される（注 8）。

しかし、労働関係法規の規定を遵守せずに外国人労働者を雇用し、また、雇用保険、労災保険、健康保険等の社会保険への加入を怠り、さらには不当解雇を行う事業者が散見される現状にあっては、事業者、また外国人労働者双方に対して、より一層の指導・監督、普及啓発等が必要である。

厚生労働省では、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」により、事業者に対して外国人労働者の雇用の基本方針を示し、また、各都道府県労働局、労働基準監督署、

公共職業安定所においても指導・監督、普及啓発に努めている。

言うまでもないことだが、事業者は、外国人労働者を雇用する際、入管法の規定に則り、在留資格に添って雇用する義務を負っている。雇用にあたっては、旅券（パスポート）の確認（在留資格の確認）はもとより、外国人登録証明書による登録の有無の確認が必要であり、また、外国人労働者が法務大臣による就労資格証明（注9）を所持（任意）している場合は、その確認により、より一層の確認義務を履行することができる。

### (3) 改善の方向性～これからの外国人労働

#### ア 日本の現状と今後

現在、日本は空前の経済不況を迎えている。景気の波は低水準で推移し、一方で失業率はかつてない高い数値を示している。政府は大胆な構造改革の推進を打ち出しているが、その効果が見定められない状況にあって、今後、しばらくの間、日本経済の混迷は続くものと予想される。

さらにその先の日本の将来を展望すれば、少ない労働力で多くの非労働者を支えていかなざるを得ない状況になることが予想される。現在の出生率の低下は、すなわち労働力人口の低減を意味し、2005（平成17）年を境に労働力人口は減少に転ずると言われている。その一方で高齢者の割合は増加していく。

先進諸国は、女性の社会進出をはじめとした様々な要因から出生率が低下し、一方で平均寿命の延びから、少子高齢社会へと確実に移行している。日本はその道のりをさらに加速度的に進んでいると言える。

一方、中国をはじめとしたアジア諸国の経済的躍進の前に、日本は産業構造の転換を迫られていくこととなると予想される。人件費の安い海外に生産拠点を設け、安い製造コストで製品を製造、販売するという製造業の生産システムの変革、成功が脚光を浴びているが、それは裏を返せば日本国内の製造業の空洞化を推し進める結果を招いていると言え、長期的に日本経済を見た場合、より一層の経済不安を招く要因になりかねない。また、第3次産業への産業構造のシフトも提案されているが、対外的な経済戦略の含みに欠ける嫌いがある。最も現実的な選択は、技術革新による高次の技術保有国としての国際的位置付けを獲得するため、技術立国として今一度努力を重ねていくことにあるのではないかと考えられる。そのためには高い技術力を持った人材の養成、確保が必要である。

少子高齢社会を乗り切るにも、技術立国として再出発するにも、その担い手である労働者を確保しなくてはならない。そのためには、国内においては、女性の社会進出のさらなる促進・環境整備、高齢者の再雇用、そのための就労形態の多様化、変革、また子育て支援をはじめとした社会基盤整備などの方策を講ずる必要がある。

さて、ここで労働力確保の一つの方策として、働き手として外国人を受け入れるという考え方が存在する。

先に紹介した国の方針においては、「専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する」とする一方、いわゆる単純労働者の受入れについては、「十分慎重に対応することが不可欠である」としており、また「単に少子・高齢化に伴う労働力不足への対応として外国人労働者の受入れを考えることは適当でなく、（以下略）」と言及されている。（「第9次雇用対策基本計画 雇用対策の基本的事項 9 国際化への対応

#### (4) 外国人労働者対策」)

今後、需要が高まることが予想される介護ビジネスにおいての外国人労働者の受け入れなどを例にとっても、「専門的、技術的分野と評価し得る人材については、これまでどおり積極的にその受け入れを図っていく」こととしつつ、「社会のニーズを見極めた上」、「外国人の入国・在留が我が国社会に問題を生じさせないよう」、また「適切な技術や技能が確保された上でこれらの労働が適正な対価で提供されるよう（中略）配慮しつつ、その受け入れの是非を検討していく」としている。（「出入国管理基本計画(第2次) III 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針 1 国際化と社会のニーズに応える外国人受け入れの円滑な実現(1) 我が国社会が必要とする外国人労働者の円滑な受け入れ イ 今後の方針」)

さらに、「我が国社会は少子・高齢化の時代を迎えており（中略）減少した人口あるいは労働力等を外部から補充することにより豊かさを維持してはどうかという考え方も社会の中にはある。しかし、我が国社会がこれまでたどってきた歴史から見れば、また、日本人の社会文化的な発想や感受性を考慮すれば、急激に多数の外国人の移入を受け入れることは現実的ではなく、どのような分野に外国人を迎えたいかという受け入れの範囲、どのような経験や背景を有する外国人とであれば円滑に共生していくことができるであろうかという条件、そして受け入れた外国人にどのような社会生活環境を提供していけるかという処遇の問題などを徐々に緻密に調整しつつ、社会に摩擦をもたらさないような形での受け入れを図っていくことにより、経済社会の活力の保持、そして社会生活の有形・無形の豊かさの向上を目指す必要がある。」（「出入国管理基本計画(第2次) I はじめに - 社会の変化と出入国管理」）と明確に記されている。

このように、国としては外国人の受け入れに対して、非常に慎重な姿勢を示している。

## イ 雇用のミスマッチの解消

日本の労働・雇用状況において、今もっとも大きな問題は失業者の増加である。これは不況による人員削減による中高年の失職、新規採用減による若年者雇用の減少等によるものである。その一方で、高技能労働者の不足や、いわゆる3K職場等での労働力不足も生じている。

この状況は、賃金、業務内容、労働者・事業者双方のニーズなどの要因が絡み合って生じており、俗に「雇用のミスマッチ」と呼ばれている。このミスマッチの解消が、今後の雇用・労働市場の明日を占う鍵と言える。現在、行政等において、雇用対策の一環としてミスマッチ解消を進めるべく様々な取組がなされているが、決定的な解決策はまだない。ミスマッチ解消が進まない理由の一つとしては、終身雇用、年功賃金などの日本的雇用慣行による労働力の流動性の低さを挙げることができ、また、3K労働に対する正当な評価、教育・啓発等が行われてこなかったことなども問題と考えられる。

このような状況の中、一部で、外国人労働者を不足する労働力の担い手として充てている事業所も見受けられる。外国人労働者が雇用のミスマッチの間隙を埋める存在として機能しているわけだが、これがミスマッチ解消に繋がるものとは言い難い。どちらかと言えば、日本国内におけるミスマッチの根本的解消の妨げにもなりかねない。もっとも、今後の日本の経済状況の推移によっては、この状況が進展することも予想されるところである。

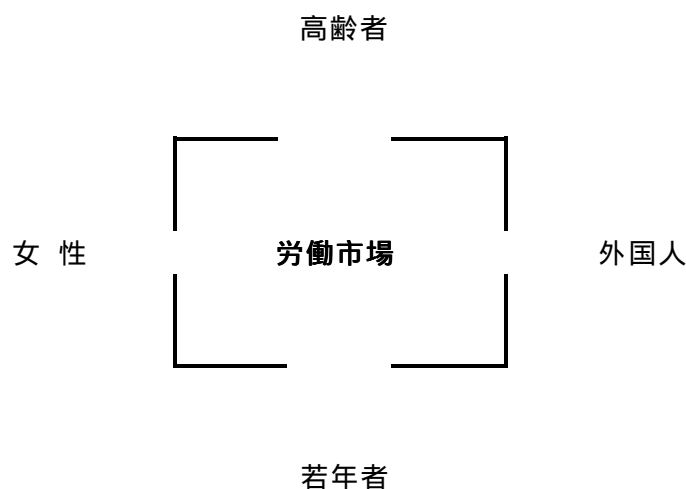
一方、雇用のミスマッチの解消が進めば、日本における現在の危機的な雇用状況が改

善され、経済の回復に寄与するものと思われる。それは、同時に、外国人労働者の雇用にも影響を与えるものと考えられる。

ミスマッチの解消に向けては、女性のさらなる社会進出の促進や中高年齢者の再雇用、また再就職のための技能研修や「インターンシップ（就業体験）制度」等をはじめとした若年者雇用のための取組など、労働市場が、より開かれたものとなるよう施策・対策が講じられている。

雇用のミスマッチの解消により開かれた労働市場が形成されることが、外国人労働者にとっても自らの保持する技能・能力がより発揮されやすい環境での就労の可能性の広がりに繋がることが期待される。

### ミスマッチの解消



#### ウ アジアの中の日本

アジア経済圏の中にあつての経済・技術先進国として、日本はアジア各国に対して経済・技術支援国の役割を期待されている。

すでに、国の援助のもと、外国人研修制度により民間ベースで外国人研修生を受け入れ、技能移転支援を実施しているところであるが、さらに1993（平成5）年より技能実習制度の導入により、研修先企業において研修生が雇用関係を結び、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を実施することが可能となり、またその期間も延長されている（職種により、研修期間と合わせて最長3年間）。一方で、研修期間中の研修生逃亡、不法就労などの事例も一部に見られるが、技術支援の一端としての機能を果たしていることもまた事実であり、今後のさらなる展開が期待される場所である。

一方、アジア経済圏の中での労働・雇用市場としての日本は、アジア圏の労働者にとって、他国との経済格差の存在により、不況下にあつても未だ魅力的な就労先となつていると考えられる。実際、近年、経済状況の変化に見舞われている韓国、中国からの入国者の増加が顕著になっている。

#### エ 新たな働き手として

今後、日本において外国人労働者を受け入れていくにあつては、さらに改善、充実させていくべき課題がいくつか存在する。



まず、事業者に対しては、日本人労働者と差別なく労働者として適正に処遇されるよう、指導・啓発を徹底する必要がある。

一方、外国人労働者自身にも適正な就労を行うよう指導・監督を要するところであるが、基本的には入国管理施策上の問題であり、入国に際して適法な在留資格での入国管理の徹底、監視の強化が望まれる。違法な就労斡旋ブローカー・集団等を排除することも同様である。

また、外国人向けの労働相談や、労働者としての権利・義務啓発のための冊子の配布等の充実は、今後も重要な課題である。

外国人労働者の就業斡旋については、既に公共職業安定所において「外国人雇用サービスコーナー」を設置、職業紹介を実施しており、東京と大阪に設置されている「外国人雇用サービスセンター」や、東京・名古屋に設置されている「日系人雇用サービスセンター」においても同様に実施されている。また、外国人留学生の雇用については、「出入国管理基本計画(第2次)」において、「留学生の就職のための在留資格変更について、今後とも相当と認められる事案については積極的にこれを認めていく」とされ、また「外国人学生が我が国の企業等で就業体験を行うインターンシップ・プログラムについてもその積極的な活用を支援し、外国人学生の我が国のビジネス文化等を体験・理解する機会を提供していく」(「出入国管理基本計画(第2次) III 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針 1 国際化と社会のニーズに応える外国人受入れの円滑な実現 (3) 学術・文化・青少年交流の推進と留学生、就学生の積極的な受入れ イ 今後の方針」)とされているように、積極的な取組が行われており、今後の一層の充実が期待される。

これらを総括して、国として「出入国管理基本計画」をはじめとした基本施策のさらなる展開等が望まれる一方、県、市町村等地方自治体レベルにおいても、国の施策の方向性を踏まえつつ、自治体の特性を活かした柔軟な施策の実施、取組が求められることとなる。さらに、事業者団体、労働組合等の独自の活動も期待されることである。

一方、既に生活者として在留する外国人労働者という視点で考えた場合、外国人個人の能力向上のためには、受講しやすい日本語研修の仕組みづくり等も検討の余地があろう。実際、文化庁等で外国人向け日本語教室の開講等の具体的な取組も進められている。また、職場を通じた日本人同僚との交流を手始めに、自治会、NGO・NPO等団体・サークルの活動での民間レベルでの交流促進は、外国人の孤立化、孤立集団化を生じさせないために必要な取組と考えられる。

## オ 終わりに

現在、先進各国においては、外国人労働者増大による外国人労働者と一般労働者との経済格差・教育格差の問題、また外国人居住区の差別化(場合によってはスラム化、都市の空洞化...都心部に外国人居住区が集積する現象)、外国人労働者・外国人住民排斥の動きへの対応、イスラムをはじめとした文化的慣習を背景とした外国人労働者固有の権利擁護など、種々の問題が顕在化している。外国人労働者の受け入れに当たっては、これらの問題が、日本においても十分に起き得ることを想定した上で、イギリス、ドイツをはじめとした各国の現状、取組を参考に、今後とも慎重に検討を重ねていくことが重要と考えられる。

---

注 1 ) 法務省入国管理局資料を基に、全国は厚生労働省、神奈川県は県労政福祉課が推計。

注 2 ) 在留資格の取得

在留資格の取得手続きは 2 種類ある。「査証事前協議申請」によるものと「在留資格認定証明書交付申請」によるものである。ここでは、一般的な「在留資格証明書交付申請」について述べる。資格を事前に取得しておくことで査証発行、上陸（入国）の際の審査が軽減される。

1 在留資格の認定証明書の交付申請

通常、日本において、代理人 受け入れ側の者（企業、学校、親族等）が地方入国管理局（法務大臣）に申請。当事者本人が、申請を行うこともあり得る。

2 証明書の発行

入管から申請者（代理人）に証明書が発行される。

3 認定証明書の送付

代理人から当事者へ証明書を送付。

4 査証の申請

証明書をもって、当事者の国の日本大使館・領事館に査証の申請を行う。

注 3 ) 査証免除取り決め

日本と対象国間の査証免除の取り決めにより、短期滞在は、査証なしで対象国民が日本に、又は日本人が相手国に入国できる。アメリカ合衆国をはじめ 60 以上が日本との査証免除取り決めを結んでいる。なお、現在、以下の国々は次のような取扱いとなっている。

「査証免除取り決めを一時停止」

パキスタン・バングラディッシュ 1989.1.15 以後 / イラン 1992.2.13 以後

短期滞在（上記 3 国は 3 か月以内）で入国、不法就労を行う者が増加したことが背景。

「査証を取るよう勧奨措置を行っている」

マレーシア 1993.6.1 以後 / ペルー 1995.7.15 以後

査証なしで入国しようとした場合は、厳しく審査され、簡単に入国し難い。

注 4 ) 「出入国管理及び難民認定法」の改正

1990（平成 2）年 6 月 1 日改正。それまでの在留資格を大幅に緩和した。（改正前、就労可能な在留資格は「商用」「教授」「興行」「技術提携」「熟練労働」「法務大臣が特別に認めるもの」の 6 種のみであった）（巻末資料 3 参照）

日系人

この改正により、日系人については、

・日系 1 世で日本国籍を放棄した者、日系 2 世 ... 「日本人の配偶者等」

・日系 3 世 ... 「定住者」

等の在留資格を付与することを可能とし、日本国内での活動に制限なし（就労可）とした。

注 5 ) かながわ自治体の国際政策研究会『神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書』

発行：2001（平成 13）年 8 月

内容：年齢・国籍・居住地域等、多様な県内外国籍住民の直面する課題

「神奈川県外国籍住民生活実態調査」

実施主体：かながわ自治体の国際政策研究会（県及び県内全市町村により構成）

調査目的：県内外国籍住民へのアンケート及びインタビューにより、外国籍住民の生活実態を把

握、外国籍住民施策に役立てることを目的とする。

以下、 アンケート調査、 インタビュー調査

調査時期： 1999（平成 11）年 12 月 3 日～翌年 2 月 4 日

2000（平成 12）年 10 月 1 日～翌年 1 月 31 日

調査対象： 1999（平成 11）年 11 月 1 日現在満 18 歳以上の県内外国人登録者 3,024 人  
「団地」「日系人」「在日コリアン」「若者」「オーバーステイ」「女性」の各グループの協力者

調査項目： 「属性」「日本での滞在と言葉」「住居」「地域での活動等」「教育」「医療・年金」「仕事」「公共施設・行政サービス」  
「来日の目的、来日以前の生活」「職業生活」「友人関係、地域社会・同国人団体とのつながり、居住環境」「家族経験、子どもの教育、育児」「医療、福祉」「言語、コミュニケーション、将来展望」「行政・生活情報」

注 6 ) 平成 13 年 4 月法務省入国管理局発表『本邦における不法残留者数について』、神奈川県は県労政福祉課が推計。

注 7 ) 平成 13 年 5 月法務省入国管理局発表『平成 12 年における入管法違反事件について』

「不法入国」とは有効な旅券を持たずに入国した者、「不法上陸」とは旅券は有効だが上陸許可なく入国した者。

注 8 ) 外国人労働者に対する労働法の適用

法 令	適法就労者	不法就労者
労働組合法		
労働基準法		
最低賃金法		
労働安全衛生法		
賃金の支払の確保等に関する法律		
労働者災害補償保険法		
職業安定法		×
雇用保険法		×

「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」等日本国内での活動に制限のない者を対象

注 9 ) 就労資格証明書

入管法上有する在留資格、その資格で行える活動内容、就労可能期間を法務大臣が証明。証明書は外国人が就労する際便宜を図るためのものであり、申請は任意である。

## 2 教育

---

### (1) はじめに

日本で生活している外国籍の子どもたちは、「母国と日本という二つの文化を併せ持つ貴重な人材であり、これからの豊かな社会づくりに欠くことのできない存在」(外国籍県民かながわ会議第2期中間報告)であろう。

しかし、そうした外国籍の子どもたちのうち、特に小学校入学以前など低年齢での来日者は、一般に第一言語が日本語となり、本来の母語の獲得が必ずしも十分ではないという傾向が見られる(注1)。このことは、往々にして日本語習得が遅れがちな親や祖父母などと言葉や文化の面でコミュニケーションギャップを生じさせる一因となり、さらには、母国と子どもたちの関係性を希薄にしがちであると言える。

一方、来日時が言語習得の臨界期にあたる12歳前後に近い小学校中学年・高学年の場合、一つの言語(母語)の確立を目前とした時期に事実上言語の切り替えに直面し、その結果、母語、日本語のいずれが主たる言語か曖昧になることがあると言う(注2)。

この子どもたちこそ、「母国と日本という二つの文化を併せ持つ貴重な人材」として、将来、二か国語話者(バイリンガル)となり、二か国の架け橋となれる可能性を秘めた存在である。こうした人材に育てていくためにも、関連諸学問を踏まえた支援体制、教育体制の整備が必要であろう。

以下、こうした理解のもと、外国籍の子どもたちを取り巻く教育環境の現状を概観するとともに、具体的に教育実践上の問題を抽出し、その改善に向けた方向性を探る。

### (2) 外国籍児童・生徒に対する教育の現状

全国的に外国籍児童・生徒が増加する中、文部科学省は、例年「日本語教育が必要な外国籍児童・生徒の受入れ状況に関する調査」の実施を都道府県教育委員会に求めて実態把握に努める一方、小冊子(「ようこそ日本の学校へ - 日本語指導が必要な外国人児童・生徒の指導資料」)を発行するなど、日本語教育をはじめとする教育のより良い実現に向け、様々な取組に努めている。

しかし、総務庁行政監察局(現総務省行政評価局)の行政監察により、「日本語指導が必要な児童生徒に対する文部省(現文部科学省)の取扱い方針が明確に示されていない」(注3)、「子供の日本語能力に関係なく画一的な授業が行われている(と外国人児童生徒の保護者の約20%がアンケート回答をしている)」(注4)、「(編入学年について、文部省は)参考になる考え方は示しているものの、県教委及び市教委に対し日本語指導が必要な外国人児童生徒の編入学年の決定に関する通知は行っていない」(注5)などと指摘されているように、こうした取組は必ずしもすべての面において十分に行われているとは言えないのが実情である。

### (3) 神奈川県現状

#### ア 外国籍児童・生徒の在籍数

神奈川県内の外国籍の児童・生徒数の推移は、「学校基本調査」によると、小学校では1997(平成9)年度に3,450人であったものが、2001(平成13)年度は3,619人(4.9%の増) 中学校では1997(平成9)年度1,738人であったものが、2001(平成13)年度1,774人(2.1%の増)となっている。一方、高校では、1997(平成9)年度544人が2001(平成13)年度719人(32.2%の増)となっている。

なお、神奈川県内の小・中・高校に在学する外国籍の子ども数は、小・中学校については「表1」、高校については「表2」のとおりである。

表1

\*2001(平成13)年度 \*単位 人

市町村	小学校		中学校		市町村	小学校		中学校	
	児童数計	外国人児童数	生徒数計	外国人生徒数		児童数計	外国人児童数	生徒数計	外国人生徒数
2001年度 (97年度) 計	459,689	3,619 (3,450) 国立 2 公立 3,564 私立 53	232,360	1,774 (1,738) 国立 - 公立 1,737 私立 37	座間市	7,270	53	3,268	16
					南足柄市	2,611	1	1,344	6
					綾瀬市	4,396	85	2,303	46
					葉山町	1,456	5	720	4
					寒川町	2,906	20	1,526	15
					大磯町	1,583	5	921	1
横浜市	182,425	1,437	92,356	760	二宮町	1,713	2	843	1
川崎市	64,017	526	29,373	178	中井町	547	3	309	1
横須賀市	22,736	98	11,724	38	大井町	986	1	465	1
平塚市	14,480	183	7,399	104	松田町	656	-	439	-
鎌倉市	8,171	18	6,177	14	山北町	793	-	474	-
藤沢市	21,959	200	11,641	67	開成町	798	2	371	2
小田原市	11,248	24	5,870	13	箱根町	848	-	577	1
茅ヶ崎市	12,155	33	6,061	16	真鶴町	471	1	257	-
逗子市	2,670	8	1,954	3	湯河原町	1,549	2	763	-
相模原市	35,181	256	16,618	112	愛川町	2,756	88	1,529	41
三浦市	2,870	3	1,577	2	清川村	170	1	126	1
秦野市	9,291	74	4,914	47	城山町	1,307	1	630	1
厚木市	12,346	162	6,277	95	津久井町	1,978	5	1,138	-
大和市	11,744	187	5,641	106	相模湖町	628	-	381	-
伊勢原市	5,736	40	2,670	20	藤野町	700	-	403	-
海老名市	6,538	40	3,321	25					

\*各市町村の「外国人児童数」及び「外国人生徒数」は、いずれも公立学校分のみ

表2

\*単位 人

神奈川県公立高等学校在籍外国籍生徒数		
年 度	外国籍生徒数	高校生数
1997(平成9)年度	544	159,921
1998(平成10)年度	590	154,306
1999(平成11)年度	649	152,675
2000(平成12)年度	669	150,281
2001(平成13)年度	719	144,855

出典：表1及び表2は、平成13年度神奈川県学校基本調査結果より作成

### イ 外国籍児童・生徒への教育に関する取組の現状

文部科学省による日本語指導等特別の指導を担当する教員の加配や母語を理解できる外国人子女等指導協力者派遣事業推進等（注6）の方針を踏まえ、本県教育委員会でも、日本語指導が必要な児童・生徒が5名以上在籍する学校に対して1名の教員加配を行い、「国際教室」を設置し、かつ、各児童・生徒の母語を理解する協力者の巡回指導を行っている。県内公立学校の国際教室の設置状況は、「表3」のとおりである。

また、県立教育センターでは公立学校教職員を対象に、従来「日本語指導法研修講座」を実施しているが、2001（平成13）年度は「国際教室の直面する課題」、「初期日本語教育の留意点」さらには「異文化理解の視点」などの講義や実践の結果を報告にまとめる「国際教室研修講座」を行った。また、各市町村の教育委員会においても、地域の状況に応じて同趣旨の研修を適宜実施している。

一方、こうした行政機関が実施するものの他、外国籍住民の入居が多い「いちょう団地」を擁する横浜市立いちょう小学校（横浜市泉区上飯田町）での取組などのように、外国籍児童・生徒に対して近隣のボランティア団体が日本語指導に協力する事例も少なくない。なお、同小学校では、2001（平成13）年度は、横浜国立大学教育人間科学部と連携して、海外からの研修生を受け入れるとともに、研究目的の学生・大学院生のボランティアも受け入れている。

表3

\* 2001（平成13）年度

神奈川県「国際教室」設置状況一覧				
区 分	小 学 校		中 学 校	
	設置校数	全小学校数	設置校数	全中学校数
横浜市	27	351	10	145
川崎市	2	114	0	51
横須賀市	1	48	1	25
藤沢市	7	35	1	19
鎌倉市	0	16	0	9
茅ヶ崎市	0	18	0	13
逗子市	0	5	0	3
三浦市	0	8	0	4
相模原市	11	52	5	27
大和市	7	20	3	9
海老名市	0	13	2	6
座間市	0	11	0	6
綾瀬市	3	10	1	5
平塚市	7	28	6	15
秦野市	3	13	1	9
伊勢原市	1	10	0	4
南足柄市	0	6	0	4
小田原市	0	25	0	12
厚木市	3	23	2	13
葉山町	0	4	0	2
寒川町	0	5	0	3

神奈川県「国際教室」設置状況一覧				
区分	小学校		中学校	
	設置校数	全小学校数	設置校数	全中学校数
大磯町	0	2	0	2
二宮町	0	3	0	2
中井町	0	2	0	1
大井町	0	3	0	1
松田町	0	2	0	2
山北町	0	5	0	3
開成町	0	1	0	1
箱根町	0	5	0	3
真鶴町	0	2	0	1
湯河原町	0	3	0	1
愛川町	3	6	2	3
清川村	0	3	0	3
城山町	0	4	0	2
津久井町	0	7	0	5
相模湖町	0	3	0	2
藤野町	0	10	0	1
合計	75	876	34	417

(注)設置校数及び小・中学校数は、いずれも公立学校分のみ（山北町、清川村は、各分校1を含む）

出典：神奈川県教育委員会義務教育課資料より作成

#### (4) 課題

教育の理念や取組の基本方針をどのように考えるかは、本来、国レベルの問題である。しかし、実際に外国籍児童・生徒の教育を推進する地方自治体の立場からする時、以下に示したような教育実践上の諸問題に対し、国際条約等に規定された外国籍県民の権利を踏まえつつ、可能な限り主体性を失うことなく関わっていく姿勢を持つことが重要であろう。

次のような問題が挙げられる。

現行では、教科学習に耐える日本語をある程度習得するまでは、各教科の学習内容の理解は事実上ストップする。ようやく日本語での学習が成立するようになったとしても、その間の学習内容の補填をどうするか。

それぞれの児童・生徒の本国における教育課程と日本の教育課程は対応していない。その不一致をどうするか。

日本の学校に在籍する間の学習は、期間（年数）を限った滞在の中で本国教育とのつなぎ的な学習なのか、それとも定住者・永住者としての学習なのか、それにより教育課程、教育方針は異なったものとなるのではないか。

現行では、現実問題として、国際学級等で上記、の問題に該当する子ども達を混在させて教育を行っているが、その実効性に問題はないか。

これらの問題の克服はたやすいことではないだろう。しかし、その前進に向けて一步一步改善していく必要がある。

## (5) 改善の方向性

以上を踏まえ、改善の方向性について述べる。

第一に、日本語教育の一層の充実を図ることが必要であると思われる。

日本語教育については、各種行政機関や多くのボランティア団体（注7）によって取組がなされてきているが、現実に日本で暮らす上で日本語力は非常に重要である。さらなる工夫・改善が必要である。

第二に、母語教育の実施に向けた取組を検討することが重要である。

文部科学省による現行の教育政策の枠の中で、できる限り独自の工夫をなす余地を見出していくことが必要ではないだろうか。また、民族コミュニティやボランティア団体による母語教育の取組への一層の支援も必要である。

第三に、新たに外国籍児童・生徒用の教材をはじめとする様々な資料等の開発や作成の効率化を図るため、既存の教育資料（日本語、母語）の一元的な保管・管理・活用を所管する機関を創設することが必要であろう。

第四に、外国籍生徒の受け入れ体制の整備を図るため、高等学校における入学試験の「外国人」枠の更なる拡大が必要である。また、外国籍児童・生徒の教育のための拠点校の増設が必要である。

日本語教育にせよ、母語教育にせよ、外国籍児童・生徒の教育には、教育学をはじめとする関係諸学問の成果の活用が重要となるが、こうした対応を効率的に進めるため、まさに英知を結集した拠点校（小学校・中学校・高校それぞれ）の整備が求められる。とりわけ、高校の拠点校が増加することは外国籍児童・生徒の入試の改善にもつながるであろう。

第五に、日本人の外国語話者や外国人の日本語話者の人材確保が重要である。

具体的には、区市町村職員、民間の外国語話者を登録し、研修を経た後、学校で教職員とともに指導にあたる方式を提案したい。その場合、こうした人材が教員免許状を保持していればより良いだろう。また、こうした仕組みを前提とした異校種間の人事交流の一層の促進も考えられる。さらには、海外日本人学校を経験した教員のさらなる活用も必要である。一方、外国人の日本語話者はマイノリティになるほど不足気味になることから、県として人材育成を行うことも必要である。

なお、日本語指導にあたっては、日本語指導法に関する研修講座等を一層拡充させ、その受講によってさらにスキルアップさせるとともに、日本語教育の資格保持者をより積極的に活用することにより、この点を克服することも必要である。

第六に、国際理解教育を一層推進することが求められる。

「国際化」と言われる社会状況において、国際理解教育の重要性はますます高まっている。外国籍児童・生徒の教育環境の整備をさらに円滑に進めるためにも、また、日本人児童・生徒の国際感覚の育成のためにも、国際理解教育のさらなる取組が望まれる。

その際、大学や各種研究機関などとの連携を密にすることができれば、より充実した内容とすることができると思われる。さらに、NGO・NPOの取組などを通じて、外国籍県民との共生についての理解を深めることも可能である。

---

注1) 国際日本語普及協会編『日本に定住したインドシナ難民の母語保持と喪失に関する調査研究・報



告書』、1993

注2) 小野博 『バイリンガルの科学』、講談社、1994

注3) 総務庁行政監察局編 『教育の国際化を目指して - 日本語教育が必要な外国人子女や帰国子女の教育の現状と課題 - 』、1997、p 5 ~ 6

注4) 前掲書 p 6

注5) 前掲書 p 5

注6) 前掲書 p 39

注7) ボランティア団体については、神奈川県ボランティアセンターホームページなどを参照。

### 3 社会保障

---

#### (1) 背景

戦後日本の社会保障政策は憲法第 25 条に掲げられた、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を根幹に充実が図られてきた。戦前すでに施行されていた国民健康保険法により保障された医療にあわせて、1950（昭和 25）年に公的扶助として生活保護法が、1959（昭和 34）年に国民皆年金をうたい国民年金法がそれぞれ制定された。しかし、これらは対象を原則的に「国民」、すなわち日本国籍を有するものにとらえ、日本に在住する外国人は各種制度の対象外とされた。

一方で、1979（昭和 54）年に国際人権規約を、1981（昭和 56）年に難民条約をそれぞれ批准したことにより、社会保障制度の内外人格差を容認することが国際法上困難となった。ゆえに援護各法、生活保護法を除くほとんどの社会保障制度について国籍条項が撤廃され、外国人も利用可能となった。

さらに、1990（平成 2）年の入国管理法の改正により、多くの外国人労働者が流入することとなった。これにより現行社会保障制度の限界と矛盾が明らかとなり、国においても何らかの措置を講ずる必要があると認識する（注 1）に至った。

#### (2) 現状

現在では、ほとんどの社会保障制度が外国人に対し門戸を開き、利用可能となっている。制度の運用にあたって規定上の区別はなく、外国人であることによる不利益は限られている。

しかしながら、外国人等の医療保険、年金等の加入率は依然として低い（注 2）と言われ、各種社会保障制度に対する理解は十分ではないと推察される。これら生活を保障する各制度を利用しない、あるいは利用できないことによって、外国人は生活水準を維持する基盤が弱く、リスクを負いやすい状態となっている。同時にこの点は、各社会保障制度を必要としている外国人に、いかに幅広く適切に制度の周知を行うかという行政をはじめとする関係機関の大きな課題となっている。法律の上では区別がない制度であっても、実際に利用する上では未だ大きな障壁があるといえる。

また多くの制度の国籍条項が撤廃されたとはいえ、次に挙げるいくつかの点について、課題が指摘されている。

1 点目は、年金制度が外国人の生活設計と適合しないものであることが挙げられる。年金加入期間について他国の年金制度との互換性が限定されており、年金脱退時に支給される脱退一時金も少額であるため掛け捨て感が否めない。よって老後も日本に住み続ける予定がない限り、年金に加入するメリットが少ないと判断されがちである。また職域年金については医療保険と連動して加入することが義務付けられているものが多いため、結果的に医療保険未加入の者や、病気や事故等で障害を負った場合について何ら保障のない者が多くなる事態を招いている。

2 点目は、援護各法の国籍条項が挙げられる。日本国民として戦争に従軍もしくは戦争

により負傷した者については恩給等が支給されている。しかし 1952（昭和 27）年のサンフランシスコ平和条約の締結により日本国籍を「離脱」した韓国、朝鮮、台湾人については援護の対象外とされた。これにより同じ「日本人」として戦争に参加しながらも恩給等の援護が受けられないという不利益が生じ、訴訟も何例か起きている。

3 点目は、国民健康保険の加入要件が 1 年以上の滞在期間のものに限定されていることが挙げられる。短期滞在等で来日し、病気や怪我等で緊急に医療が必要となった場合、医療保険未加入であるため全額負担を余儀なくされ、医療費が支払えないという事例が見受けられる。また高額な医療費の支払いを嫌い、受診そのものを抑制する傾向が見受けられる。

4 点目は、年金制度創設時の経過措置で救済しきれなかった無年金者の存在が挙げられる。国民年金の国籍条項が撤廃された 1982（昭和 57）年当時すでに 60 歳以上、もしくは障害状態であった者については年金受給権がない、いわゆる無年金状態となっている。1985（昭和 60）年の年金法改正以降は、従前、国籍条項により加入権のなかった期間について、中国帰国者の取扱いと同様に「カラ期間」として通算できることとなるように改正されたが、「カラ期間」は納付期間の 3 分の 1 として算定されるため、実際支給額は生活維持困難なほど非常に少額であることが多い。

5 点目は、生活保護制度の国籍条項が挙げられる。生活保護制度は原則的に日本国民を対象としているが、外国人に対しては制度を準用して行うとされている。この準用についても在留資格によって区別を行い、該当する在留資格（注 3）を有する者のみを準用の対象としている。生活保護は他法他施策を最大限活用した上で、なおかつ不足する生活需要を保障することを原則とする、いわば「最後の砦」を担う制度であるため、対象外となった者を援助する制度は自治体独自の事業を除き、存在しない。ゆえに「最低限の生活」が保障されない者が存在してしまう。

このように制度のうえでも未解決となっている課題は少なくない。

### (3) 問題の所在

#### ア 社会保障制度の周知不足

各種社会保障制度の加入率、利用率が低い最大の原因としては、制度に対する情報が適切、正確に利用者に行きわたっていないことが挙げられる。

公的年金制度のない国で就労してきたものが正社員に採用された際、給料の一部を社会保険料として天引きされることがどうしても納得できず、社会保険未整備の職場に転職してしまった等、日本の社会保障制度の仕組みが理解できないことによるトラブルも少なくない。また児童扶養手当や児童手当について受給権があるにもかかわらず、制度自体を知らない、もしくは申請方法がわからない等の理由で未受給である事例が見受けられる。

制度の理解には 3 段階があると考えられる。先ず第 1 段階としてその制度の存在を知っていること。これにより制度を知らなかったことを理由として、利用する権利が奪われることが回避できる。次に、制度を利用するにあたって、相談・申請する手段を知っていること。言い換えれば行政サービスへのアクセス権が確保されていることである。最後に、適切に制度を利用し続けるために必要な制度の具体的、詳細な内容を知っていることである。

現在、多くの自治体では、外国人専門の相談窓口を設置し多言語対応可能な体制を採っている。また通訳バンク制度により、日本における少数言語であっても対応できるよう工夫を行っている。さらには各種制度の紹介パンフレットを多言語で作成する等制度周知に努力をしている。しかしながら、いかに相談窓口を充実し、通訳体制を整えたとしても、制度そのものを知らなくては行政としてはなす術がない。行政が行う制度周知の中では、この制度そのものの存在を知らしめることが重要である。作成したパンフレット等も真に必要とする人に、必要な時期に届いているのかという点が最も検証されるべきであるが確認されておらず、多くの行政職員が課題として挙げるところでもある。

## イ 生存権の未保障

日本国民に保障されている基本的人権が外国人にも保障されているかについては、憲法をはじめとする各法において言及されていない。最高裁の見解では、「いやしくも人たることにより当然享有する人権は不法入国者といえどもこれを有する」としているが、同時に「基本的人権の保障は権利の性質上日本国民のみをその対象としているものを除き、我が国に在住する外国人に対しても等しく及ぶべきもの」(注4)とし、権利の性質によりすべてが保障されているわけではないというものである。社会保障の適用を含む社会権もその性質上、外国人に対しては保障されていない。

したがって、外国人に対する社会保障の適用は、国際法の内外人平等の原則に基づき立法施策の範囲内で行われている。一方でオーバーステイに対しては、不法状態を助長するとの理由から年金、医療、雇用、介護等の各種制度への加入が認められていない。

社会権というやや広範な権利について、観光等の短期滞在やオーバーステイ等すべての外国人に保障されるべきか否かという点には議論があろうし、生活保護制度等の所得の公的扶助について、ある一定の制限が設けられることは妥当性を欠いていると言えまい。ここで問題点として挙げられるのは、社会権のうち特に「人として最低限の生活を営む」権利としての生存権の保障である。各法の規定にかかわらず、いかなる理由、いかなる在留資格であろうと、何人に対してもこの生存権は、日本国が基本的人権を保障する法治国家である以上認められるべきものであると考えられる。

生存権が脅かされる場合を具体的に考えると、短期滞在、もしくは何らかの理由により在留資格の更新をしていない医療保険未加入の外国人が病気、怪我により緊急的に医療が必要となった場合が想定される。建前論としては就労が認められている在留資格であれば雇用先の被用者保険、旅行者であれば旅行保険等に加入しているため、2割ないし3割の自己負担のみでよいと考えられるが、現実的には医療保険未加入である外国人は少ない。

また事実上婚姻関係があるにもかかわらず、日本人である相手側の不誠実等により正式な婚姻を行えなかった外国人が、ドメスティックバイオレンス等で保護を求めてきた場合も、制度上、生存権を保障することに困難が伴う。

従来、日本は外国人の入国に関し厳しく制限してきた経緯もあり、問題が表面化することは少なかったが、入管法の改正に伴う外国人労働者の増加や、上記のようなケースについて医療扶助の適用等により保護を行ってきた生活保護制度の外国人に対する取扱いが変更されたことにより、問題が明らかとなっている。

#### (4) 現在行われている取組

##### ア 無保険者への医療費援助

前述のように生活保護法の受給権が制限されていることにより、1990年代に入り無保険者の医療が社会問題化した。本県では1993(平成5)年に衛生部が、緊急医療機関において発生した外国人緊急患者の医療費の未収金に対して、市町村と連携して補填する制度(緊急医療機関外国籍県民対策費補助事業)を創設した。また福祉部が行き倒れ等により入院治療が必要となった外国人を救護するため、行旅病人取扱法の適用を再開した。

国においても1996(平成8)年より医療機関に対する未払い医療費の補填事業を開始した。これにより、医療機関の努力もあり、当初マスコミ報道されたような「医療機関によるたらい回し」は見られなくなった。しかし医療機関の未収金対策の側面が強く、緊急避難的対応の範囲であり、何故このような問題が起きるのかという問に対する根本的な解決策とはなっていない。

##### イ 各種制度案内の多言語化等

各自治体においては、各種制度案内の多言語化や外国語対応可能な外国人相談窓口を設置している。しかしながら、前にも述べたように、本当に必要な人に、必要な情報が行きわたっているのかという効果測定が極めて困難で大きな課題となっている。外国人が情報弱者であることにより生活弱者になっている構造を打破するには十分とは言えない。

##### ウ 無年金者への対策

1985(昭和60)年の国民年金法の改正により、国籍条項により加入できなかった期間を加入していたものとみなす「カラ期間」として算定できることとなった。これにより新たな無年金者が生み出されることはなくなった。

しかしながら、既に無年金者であった者に対しては、「カラ期間」が適用されなかったため、相変わらず無年金者のままとなった。そこで多くの自治体は、年金の代替措置として「福祉給付金」を独自に支給した。本県も県内21市町に対し支給額の2分の1を補助している。しかし、いずれも少額(注5)で、国が定める最低生活水準である生活保護基準(注6)以下であり、結果的に生活が営めず、生活保護を受給している者が多い(注7)。

#### (5) 改善の方向性

##### ア わかりやすくアクセスしやすい制度の紹介

社会保障に関する情報は、直接個人の生活に影響し、知らないことにより不利益を生みやすい性質のものが多い。特に医療保険における自己負担の改正等身近な問題については、きめ細やかな対応が求められる。制度の周知については、従来行われているパンフレットの多言語化に加えて、情報の効果的な提供についても検討する必要がある。入国当初の住民登録時は制度周知の最大のチャンスであり、日常生活で予想される様々なトラブル・問題等に結びつく形で各制度を紹介したものを配布する。また情報の提供には、受け手側のタイミングが非常に重要であり、必要度に応じて受信率も高くなると考えられるので、就学案内にヒントを得た世帯類型や年齢ごとの絞った制度案内等を定期的に配布することも有効であろう。ここで伝える際に重視すべきことは、細かい制度の中身ではなく当該

制度の存在と「あなたも利用できる」制度であること、さらにどこに連絡すればそれ以上の詳細な情報が得られるのかというアクセス先を明記することが重要であろう。

#### イ 行政職員自身の意識改革

従来、各社会保障制度の利用については権利として認められてはいるが、強制力をもつ行政措置として行われるものではなく、あくまで申請者の意思により行う「申請主義」を原則としている。ゆえに、ともすると相談がきてはじめて動き出す「待ちの姿勢」との指摘を受ける。このため現在では、本来その制度を利用し、支援を受けるべき潜在的対象者数と実際に制度を利用している人数の比率（捕捉率）に着目し、その差が生じる理由を把握、分析することの必要性が指摘されている。そして制度を利用しないということが本人の自由意思に基づくものであり、制度を十分理解した上での判断である場合以外については、可能な限り必要な支援が受けられるよう積極的に働きかけることが望まれる。特に外国人においては、言語的障壁ゆえに「声」が届きにくいいため、いかにニーズを把握し開拓するかといった積極的な制度活用とアウトリーチがより一層求められる。

また職員にとって平等な対応が、サービスの受け手にとっては必ずしも平等ではない、ということ職員自身が認識することも重要と言える。同一内容を同一時間説明した場合でも、相手により理解の程度は異なる。個人の属性に配慮した平等が必要である。外国人が日本人と同じサービスを受けるのに多くの努力を要することが多いのであれば、外国人の相談には、より時間を割いてきめ細かい対応をすることが、住民サービスという結果からみれば平等と言える。

その上で広域自治体である県としての役割は、ナショナルミニマムである社会保障制度を維持するため、地域間格差を解消することと併せて、自治体が現実に即した施策を行えるよう法解釈について技術的助言を行うことが求められる。

#### ウ 外国人が長期的生活設計を描けるような社会保障制度の構築

短期滞在の者について全面的に社会保障を行うことは、応益負担の理念から問題であり、福祉政策が充実している地域が福祉サービスを必要とする人の集中を招く、いわゆる「ウェルフェアマグネット」を生じかねない。応益負担の理念に則った制度であることは、社会保障制度が社会全体で支えていくという相互扶助の理念に基づくことから、非常に重要である。

しかしながら、長期の滞在を想定している者の場合、長期的な生活設計を描き得るような環境が与えられなければ、しかるべきサービスを受給するために、しかるべき負担を行うといった発想は喚起されない。現行制度、特に年金制度では、受給権獲得まで保険料を支払い続けないと割りのあわない制度になっているため、加入が進まないという背景がある。社会保障制度そのものが、外国人にとって社会への参画意欲を奪う要因の一つとなっていると言えよう。相応の負担を担う地域住民として外国人を位置づけ、それに見合う中長期的な生活設計が可能となるような、社会保障制度の改革が必要である。その際、配慮すべき視点として次の3点が考えられる。1点目として、加入、脱退等出入りが弾力的であること、2点目は、母国の年金加入期間との通算制度や、母国と日本双方の年金制度の二重払いを防ぐ等、各国制度との互換性（注8）を充実させること。3点目は、短期、長

期いずれの滞在スタイルにも適合するよう、民間の生命保険のように掛け金と保障額を選択できる等、選択性を確保すること（制度からの選択ではなく人生設計からの選択を可能にする）等である。

## エ 縦割り行政を排除した関係部署の連携

外国人が生活する上で不都合不利益を感じ相談した場合、行政としては経済問題や教育問題、労働問題等を個別に捉え、各担当部署が解決にあたってきた。しかし外国人が抱える問題は個別に生じているわけではなく、様々な分野にまたがり、複雑に絡み合っていることが少なくない。ゆえに、問題解決のために多くの部署に相談に行き、時間がかかってしまう場合があり、しばしば縦割り行政との批判を浴びることがある。そこで問題の原因を、外国人である、言い換えればマイノリティーであるがゆえに生じていると包括的に捉える必要がある。そして支援の輪を束ね、責任を持ってコーディネートする機能が求められる。例えば、福祉の分野では各市に福祉各法を所管する福祉事務所が設置され、高齢者や障害者、生活困窮者等を総合的に把握し、サービスを提供している。

従来、外国人施策は国際交流の一側面として捉えられがちであり、外国人施策があっても、少数民族施策がないとの指摘を受けてきた。国際交流という目的とは切り離れた形で、外国人を地域に住む住民、及びマイノリティーゆえに支援を必要とする人々として捉え、外国人に関わる施策を総合的に企画立案し、実行する機関の設置が求められる。

その際、従来行われている中国帰国者に対する生活支援策が様々な示唆に富む。中国帰国者は帰国した後、4 か月の間、全国4 か所にある「中国帰国者定着促進センター」に入所し、基礎的日本語、基本的生活習慣を学習し、就籍等の指導、相談を受ける。その後、帰国後1年までの間、全国15 か所にある「中国帰国者自立研修センター」に通所し、継続的に日本語指導等を受けるとともに、就職支援、大学への進学準備事業等の支援を受ける。その後、全国2 か所にある「中国帰国者支援・交流センター」(今年度から設置)において、生活相談や帰国者同士の交流支援等を受ける。このように中国帰国者に対しては、帰国直後、定着自立努力の支援、定着者の継続的支援、と段階的に日本社会における自立に向けての支援が組織的に行われている。さらに定着促進センター退所後3年間、自立指導員が定期的に訪問することにより、日本における生活支援、相談を行う。その他通訳派遣や健康相談医の派遣等、個別対応可能な施策が行われている。行政組織においても厚生労働省に社会・援護局援護課が、各都道府県においても概ね福祉担当部内に主管課が設けられ、帰国、定着、自立支援に一体的に取り組んでいる。中国帰国者の支援は国家責任という一面が存在し、入国時期が定期である等、外国人施策全般に直ちに当てはめるわけにはいかないが、入国から、自立までの体系的な支援制度や、総括的に施策を実施する担当部署の存在等、参考とする点は非常に多いと考えられる。

## (6) その他

平成12年に施行された介護保険制度は、介護サービスというマーケットを生み出した。法施行にあわせて多くの事業者が参入し、高齢化の進展に伴い今後も需要の増加が予想され、成長産業として期待が寄せられている。一方、介護福祉士等介護の担い手としての人材確保が今後急務となってくる。この介護分野に担い手として外国人労働者が参入してく

ることを予想する研究者は少なくない。現在の在留資格上では、該当する資格はなく正規に就労することは困難であろうが、今後、労働力として介護従事者を受け入れた場合、介護の受け手としての外国人にどのようにサービス提供を行っていくか等、介護に対する文化的相違に配慮が必要であろう。

---

注 1) 厚生省『外国人に係る医療に関する懇談会報告書』、1995

注 2) かながわ自治体の国際政策研究会『神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書』、2001 によれば厚生年金、国民年金いずれにも加入していない人は 66.7%。職場の健康保険、国民健康保険等医療保険に加入していない人は 17.2%。保険、年金に「加入していない」あるいは「わからない」と回答した、無年金でかつ無保険者は約 17%。

注 3) 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者

注 4) マクリーン事件、最高裁判決(1978年10月4日)

注 5) 福祉給付金支給月額、高齢者 18,000 円、重度障害者 36,000 円、中度障害者 24,000 円。うち、県はそれぞれ半額を市町村に対し補助を行っている。

注 6) 平成 13 年度、横浜市内に住む 70 歳代の単身者で 94,690 円。その他、住宅費、医療費、介護費等が必要に応じて支給される。

注 7) 平成 11 年末現在、生活保護を受給している外国人は 30,841 人。全国の生活保護受給者の 3.1%、全外国人登録者の 1.98% である。ちなみに総人口に対する外国人登録者の割合は 1.2%、保護率(総人口に対する生活保護受給者の割合)は 0.79% である。

注 8) 年金制度の通算協定については、1995(平成 7)年にドイツと、二重払いの防止については、2000(平成 12)年にイギリスと二国間協定が結ばれている。



## 4 居住環境

---

### (1) 入居差別

#### ア 入居差別の実態

国際社会の主要な構成員である日本にあって、外国人に対する差別感情というものの存在がどれほどのものであるかは、基本的には個々人の問題であるため論及し難い。

しかし、こと外国人の賃貸住宅への入居に際しては、差別的な対応が、未だ見受けられるようである。

本来、賃貸住宅の契約においては、その入居基準を満たす者であれば、その者との契約の締結に何ら支障は生じないはずである。しかし、かながわ自治体の国際政策研究会の実施した「神奈川県外国籍住民生活実態調査（注1）」や本報告書におけるヒアリング調査等から、差別的対応が実質的に存在している事実をかいま見ることができる。

多くの場合、入居基準に抵触する事由の有無に関わらず、実質的には単に外国人であるというだけで入居を拒否されるという状況がある。

そこには、単純に外国人に対する差別感情のみが存在しているわけではない。実際は、ある意味、差別感情とはまったく対極にある、実利的な要因から入居を拒否されているのではないかと予想される。その内容は次の3点に集約されると考えられる。

身元が不確実。 生活習慣の違い。 言葉の壁。

身元については、すでに外国人というだけで日本国内においては身元の不確実性を内在していると判断されがちであり、そのことから家賃滞納の不安、場合によっては、犯罪への関与等までが懸念される。これは、ほとんどの外国人にとって、風評被害以外の何ものでもないが、外国人犯罪の増加がマスコミ等で喧伝されている現状にあっては、また、事実、近年、犯罪被害が増加している状況を踏まえるなら、貸し主として、リスク回避に走りたくなる心情も察し得る。しかし、先に述べたとおり、多くの外国人にとっては言われない疑いであり、本来的にはあり得べからざる、望ましくない状況と言える。身元保証人、連帯保証人等による保証がある場合でも、入居を拒否される場合があるという。

生活習慣については、本国の文化的背景、生活環境等が違う以上、日本人と異なることは致し方ない。確かに、生活習慣の違いは、他の日本人入居者とのトラブルの原因となりがちであり、実際に、そのようなトラブルが集合住宅内で起きているようである。しかし、日本人同士の間でも、生活サイクルの相違、生活に関する考え方の違い等からトラブルが生じることも往々にしてあるところであり、外国人入居者を排除したからといって、入居者間のトラブルがすべて回避できるというものではない。入居者間のトラブルは集合住宅における必要なマナーの遵守と配慮をもって解決されるべきものであり、こと外国人に対しても、それは同様であると言える。安易に入居者排除を行わずに、入居者間の相互理解を進める方策を講ずることが、まず望まれるところである。

言葉の問題については、基本的には借り手側の努力に帰するところのものであるが、今後、外国人の日本での在留者が増加していく中において、官民それぞれの立場において、支援、援助の充実も必要かつ実施していくべき課題となっていくものと判断される。

ちなみに、本研究を進めるにあたり、民間における日本語習得支援等の実践例として、

県営住宅自治会による外国人入居者に対する日本語教室の開催事例を調査した。団地自治会集会室を使用し、平日夜に自治会役員や地域住民等のボランティアが、外国人家庭の児童・生徒に対して補習的な学習指導を行うと同時に、日本に来て間もない外国人居住者に対して、日本での生活の知識の啓発を目的とした日本語学習教室を実施している。多数が参加し、また繰り返し訪れることから、大変盛況で、なおかつ日本人家庭の児童・生徒も共に学んでおり、日本人と外国人の交流の場としても機能していた。また、平日夜に行われることから、外国人家庭の児童・生徒に対する夜間保育施設的作用も担っているように見受けられ、総括して大変効果的な活動と感じられた。

## イ 差別の撤廃

以上のことを踏まえて、入居差別の撤廃に向けて考察する。

まず、外国人であることが入居拒否の要因とならないための方策について考える。

基本的に賃貸契約上、日本人と同等に扱われれば良いわけであるから、そのために貸し手側に何らかの拘束を付せばよいものと考えられる。ただし、法的な拘束を付すのははなはだ現実的ではない。でき得るところとすれば、賃貸住宅の入居の手引き、指針等についての国をはじめ自治体、公的機関等による策定が現実的であろう。

さらに、家主、貸し手、また近隣住民に向け、外国人に対する意識の変革を促すことも重要な要素となり得る。あわせて、外国人自身に対しても日本における暮らし方についての啓発、指導を実施することもまた必要であろう。具体的には、家主、住民等日本人の側に対して、外国人の生活、文化に触れる機会を積極的に設定していくことが望まれる。また、外国人に対しては日本の風俗、習慣等を理解し、生活する上での「常識」の習得の場を設けることも忘れてはならない。これらは、異文化交流会の開催、啓発資料の作成等、地道な活動によるものとなる。

また、より生活に密着したところでは、外国人入居者間の連携、相互扶助を推進することが、結果的に差別撤廃に効果を挙げるとも考えられる。さらに一歩進めて外国人入居者のリーダー養成まで実現できるなら、相当な効果が期待できると考えられる。

## (2) 日本式商習慣等の壁

### ア 敷金、礼金

外国人が日本で住宅を借りる際、理解に苦しむものとして「敷金」「礼金」の商習慣が挙げられることが多い。概ねこれらは日本固有の仕組みであると考えられ、賃貸契約上、家賃以外に支払うべきものとして定められていることが多い。敷金は、家主に預ける一定の保証金、設備損壊等に対して事前に充てた補償金、担保としての意味合いを合わせ持つところから、あながち理不尽な請求金とは言い難い。一方、礼金については言葉の示すとおり、家主に対する、又は仲介業者に対する「謝礼」の意味を持つ支払金であると考えられるところから、賃貸契約により取引が成立するものである以上、合理性の観点からは、支払う根拠に欠けると言えなくはない。

最近では、敷金、礼金を排除した賃貸契約もあるところではあるが、基本的には商習慣としての地位を失してはいない。

あくまで商習慣上の問題であるため、今後について取り得べき方策の提示は難しい。賃貸契約にあたり、敷金、礼金排除の動きがより一層高まることに期待するところである。

## イ 保証人

賃貸契約を結ぶ上で必ず要求されるものとして、連帯保証人が挙げられる。これは、本来的には、家賃滞納等、家主に不利益が生じた際、借り手に代わってその責任を負うべき者を事前に指定し、証するものであるが、それと同時に、身元保証人としての意味合いも合わせ持っていると考えられる。これらの意味において、家主が賃貸契約に当たって保証人の提示を要求することは、合理性を持つものと言える。しかし、外国人が住居を借りる際、保証人を立てる、特に日本人の保証人を立てるのは、困難な場合が多いようである。

後述するように、公団の賃貸住宅などのように保証人を要さない物件もあるが、民間賃貸住宅については、ほとんどの場合、保証人を立てることを要する。

解決策としては、民間の保証会社等を利用し、保証を得ることが最も現実的な方策であろう。保証会社自身はもとより、行政、外国人支援団体等が、様々な機会を通じて、この仕組みについて、より一層の広報展開を図ることが望まれるところである。

## ウ 高額な家賃、狭い間取り

日本の住宅事情は先進各国と比べて決して良いものではない。特に集合住宅における単位面積あたりの家賃はかなり高額であると言わざるを得ない。さらに、個々の住居の間取り自体もそれほど広いものとは言えず、外国人ならずとも、不満を呈するところである。

間取りに関しては、現在の日本の住宅事情からして、如何ともし難いところであるが、家賃については、公営・公団住宅等を利用することで、公的な支援を受けることが可能である。

## (3) もう一つの選択（公営・公団住宅）

### ア 入居における問題

外国人が住宅を借りようとする際、問題となることについて再度整理する。

外国人であることによる入居差別。

日本的商習慣。特に「保証人」の問題。

高額な家賃。

住宅を借りようとする場合、外国人、日本人を問わず、多くは不動産仲介業者等を介して、民間賃貸住宅への入居を探る。こうした際に、外国人は前述の問題等に遭遇することが多い。

しかし、ここでもう一つの選択があることに着目したい。公営・公団住宅の利用である。

良質な住宅を広く平等に提供することを目的に整備・運営されているこれら住宅への入居には、様々な支援、優遇措置が講じられている。もちろん、その対象は、外国人も含めたもの、又は外国人、日本人の区別のないものとなっている。

### イ 公営住宅

ここでは、神奈川県が運営する県営住宅について述べる。

主に住宅困窮理由を有している家族、また高齢者、身体障害者等に対して、低廉な家賃で住居を提供することを目的として運営されている当該住宅において、外国人もまたその対象者となる。以下、外国人に関わる制約及び優遇措置を記す。（ ・ は日本人も同じ基準。）

#### 「申込資格」

申込みに際しては県内に住民登録（外国人 神奈川県県営住宅「募集のしおり」では「外国籍県民」 は、外国人登録）を行い、居住していること。（登録及び居住の期間に定めがある。例：平成13年6月1日を基準日とする申込受付にあたっては、平成12年12月1日以前から登録及び居住していることが条件。）中国からの永住帰国者やラオス、ベトナム、カンボジアからのインドシナ難民で日本に入国してから5年を経過していない者は、県内に外国人登録した日から申込資格を得る。

#### 「敷金」

家賃の2か月分を入居手続きの際納入。ただし低額所得者については減免制度あり。

#### 「保証人」

入居手続きを行う際、連帯保証人1名を要する。ただし、親族がいない、又は親族以外で連帯保証人の引き受け手がない場合は、「申出書」の提出により入居可能。

#### 「家賃」

入居にあたっては収入基準（前年または前々年の年間所得金額等を基準に算定した月収額が原則20万円以下）が設けられており、それに準じて家賃が低廉に設定されている。

県営住宅においては、先に外国人の賃貸住宅への入居の問題点として挙げた3点がこのように解消されているため、外国人にとって、民間賃貸住宅への入居より、入居しやすいといえる。申込後、入居に至るには、抽選を経なければならないが、通常、空き室が存在しており、また、永住帰国者等には当選率の優遇措置も講じられている。

なお、公営住宅には、県営住宅の他、市営住宅等、また住宅供給公社等の公共資本を基盤とした賃貸住宅もある。

### ウ 公団住宅

通常、公団住宅と呼ばれるものは、国土交通省所管の法人である都市公団（都市基盤整備公団）が整備・運営する賃貸・分譲住宅をいう。今後の政府による構造改革により、公団の存続の行方自体が不透明だが、ここでは、この都市公団が運営する賃貸住宅について述べる。

公団住宅においては、外国人に対して、公営住宅と同様申込資格に幾分の規定を設けているのみで、基本的に日本人と同様の入居基準により、募集を行っている。以下、外国人に関わるところの基準について記す。（ ・ は日本人も同様。）

#### 「申込資格」

日本の国籍を有する者、又は公団が定める資格を有する外国人。公団が定める外国人とは、永住許可を受けた者、永住者としての在留資格を有する者、特別永住者又は特別永住者として許可された者、その他外国人登録をした者。

#### 「敷金」

家賃の3か月分を契約時に納入。

#### 「保証人」

不要。

### 「家賃」

平均月収額（課税対象額の過去1年間の合計を12で割った額）が公団が定める基準月収額（家賃の4倍または33万円。単身者は家賃の4倍または25万円。家賃額が20万円を超える場合、一律40万円）以上であること、と下限が定められている。

築年数、交通の便などにより、低廉な家賃価格帯のものもある。

このように、公団住宅においても、外国人の賃貸住宅への入居の問題点が解消されている。よって、外国人にとって、民間賃貸住宅より入居しやすいと言える。

ただし、申込後、入居に至るには、抽選を経なければならないことは公営住宅と同様であるが、やはり、空き室が存在しており、また物件も豊富なため選択肢は広い。しかし、傾向として、優良な物件、手頃な価格帯の物件の競争率が高いことが予想される。

### エ 公営・公団住宅の今後

外国人の日本での在留が増えていく現状においては、外国人にとっての入居しやすさなどから、公営・公団住宅の外国人入居者の増加が予想される。それに伴って、外国人入居者と日本人入居者との摩擦、またそれぞれに解決しなければならない問題等も増加していくことと思われる。

本研究で調査を実施した県営住宅をはじめとしたいくつかの公営住宅では、すでに外国人を交えた自治会活動などで自発的に問題解決を図り、また、先に述べたとおり地域住民等のボランティアによる日本語教室の開講をはじめとして円滑な住民交流を推進する取組を実践している。これらは今後に対して、大変明るい展望を開かせるものと言える。

### (4) 行政の新たな取組

外国人の居住・入居困難者に対して行政が行う支援としては、先に述べた公営住宅への入居受け入れが挙げられる。これは、行政自体が住居を提供するという、いわば直接支援と位置づけることができるものである。一方で、外国人の民間賃貸住宅への入居を側面から支援する試みも行われている。この間接支援ともいえるべき施策について、神奈川県と川崎市の取組を紹介する。

#### 外国人居住支援事業（神奈川県）

神奈川県では、官民一体となって「外国人居住支援ネットワーク」を設置、賃貸住宅に入居を希望する外国人の支援を目的とする「かながわ外国人すまいサポートセンター」の事業を支援するため、業界団体、民族団体、国際交流協会、外国人支援NGO・NPO、行政等が連携、協力して、広報活動、相談窓口の連携、相談スタッフ・通訳ボランティアの養成など、「外国人居住支援事業」を推進している。

事業開始：平成13年4月

所 管：神奈川県県民部国際課

実施根拠：第2期「外国籍県民かながわ会議（注2）」最終報告

対 象：外国人

内 容：外国人に対する民間賃貸住宅の積極的な仲介

a 協力する不動産店（「外国人すまいサポート店」）の登録

- ・「外国人すまいサポート店」に対して、契約にあたり保証を代行する民間保証会社の紹介等、外国人への賃貸住宅の仲介に有用な情報を提供。
- ・「外国人すまいサポート店」に多言語化した住宅関係書類・マニュアルを配布。

b 「かながわ外国人すまいサポートセンター」の設置  
県の補助を受け、会員（会費納入者）制により運営。

- ・「外国人すまいサポート店」の紹介。
- ・入居後のトラブルの相談受付。
- ・通訳ボランティアの派遣。

c 「外国人すまいサポート店」リストの公開

- リストは「かながわ外国人すまいサポートセンター」のほか以下に設置。
- ・業界団体、行政（県・市町村窓口）、国際交流協会、NGO・NPO

#### 川崎市居住支援制度

川崎市では、行政主導により、次のとおり事業を実施している。

事業開始：平成12年4月

所 管：まちづくり局市街地開発部住宅整備課（民間住宅担当）

（対応は全庁横断的に実施。外国人については、市民局人権・男女共同参画室、国際交流センターなどが対応）

実施根拠：川崎市住宅基本条例（平成12年4月1日施行）

対 象：高齢者（概ね2年以上市内在住の60歳以上の者）

障害者（概ね2年以上市内在住者）

外国人（川崎市に外国人登録している者、市内に在勤・在学している者）

内 容：保証人不在のため民間賃貸住宅に入居困難な対象者の保証人の役割を担い、入居機会確保と居住継続を支援

a 入居保証システム

民間保証会社、住宅供給公社等と連携し、滞納による退去時の家賃・共益費、現状回復費を保証（契約時、保証料徴収）。

- ・宅地建物取引業団体（業界団体）を通じ協力する不動産店を設定。
- ・協力不動産店を介し協力物件（協力してくれる家主）を紹介。

b 居住継続システム

入居者の病気、事故、言葉の違いによるトラブル等に、市・関連団体・ボランティア等が支援（原則として、日本国内居住の緊急時の連絡人を要す）。

これらの取組は、今後ますます充実が望まれるところであり、さらに他の自治体においても実践されることが期待される。

## (5) 改善の方向性

外国人が住宅を借りようとする際の課題は、外国人であることによる入居差別、「保証人」の問題、高額な家賃、の3点であることは前に述べた。

これらを解決していくための方策として、(3)及び(4)において、行政が直接的、間接的に実施している支援施策を紹介した。

今後も、引き続きこれら行政支援、特に県・市町村等の地方自治体による支援の充実が図られていくことは、地域住民としての外国人の受け入れにあたって望ましく、また、そのような方向で推移していくであろうことが予想される。一方、より一層の支援を考えた場合、新たな方向性として、そのような行政支援、外部から支援とは別の視点も必要になってくるのではないかと考えられる。

それは、(1)の中で述べた、外国人自身による外国人相互支援への展開である。

入居差別へ対抗するために最も有効な方策となることが期待され、また外国人相互の情報の有効な伝達により、その他の課題解決に対しても、効果が期待できる。

具体的には、その一つの例として、「外国人入居支援リーダー」の考え方を提案したい。

### 外国人入居支援リーダー

異国の地において、困難に遭遇した場合、通常、頼りとするのは同国人であろう。このことを踏まえ、外国人の住宅取得に対して、この応用を図ることを検討する。

具体的には、既に住宅を取得した外国人が、あとに続く同国人をはじめとした外国人住居取得希望者に対して、住居の取得支援、入居支援を行う。当人にとっては既に経験済みのことなので、的確かつ有用なアドバイスが期待できる。

実施主体としては、基本的に外国人コミュニティをはじめ、NGO・NPO等からなる支援団体等が考えられるが、行政が資金の援助、運営支援等何らかの形で関与する必要性が生ずることも予想される。

実施内容については、個別具体的に記すまでもなく、住居取得、入居にあたって、外国人自らが遭遇する問題に対して、積極的かつ柔軟な対応が可能となることが期待される。

住居の問題は、生活の最も基礎となるものの一つであり、日本人、外国人に関わらず、日本国内に居住する者すべてに対して、住居が等しく提供されることこそ、本来的にあり得べきものであり、またそうなることを望むものである。

---

注1) かながわ自治体の国際政策研究会『神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書』、2001

注2) 外国籍県民かながわ会議(平成10年度設置)

公募で選ばれた14の国・地域の20人からなる外国籍県民による会議。外国籍県民に対する行政施策などを中心に協議し、知事に提言を行う。委員の任期は2年間。

## 5 保健医療

---

### (1) 医療の現状及び課題

#### ア 医療費

病気やけがをすれば、診察や治療を受けなければならない。国民皆保険を理想としている日本においては、健康保険に加入していることが医療サービスを受ける大前提である。

「神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書」によると、外国籍住民の職場の健康保険加入者は 35.7%、市町村の国民健康保険加入者は 43.3%であった（注 1）。

国民健康保険では、国籍条項が 1986 年に廃止されたが、1992 年以降「外国人登録を行っており、かつ在留期間が 1 年以上の者または日本に 1 年以上滞在すると認められる者だけに適用される。」という国の通達に基づいて、加入は制限されている。

組合健康保険や政府管掌健康保険は、外国籍であっても、1 日の労働時間と 1 か月の労働日数が正社員の 4 分の 3 以上であれば加入可能であるが、労使折半の保険料負担を避けたい雇用主が、医療保険に加入させないケースが多く、また労働者側にも、「保険料で収入を減らしたくない」との思いがあり、外国人の無保険率は高いと言われている。

このような状況下において、病気やけがにより受診を余儀なくされた無保険者の外国人等は、全額自己負担を強いられる。そのために、受診を我慢したり、治療の中断などに繋がるケースもあり、結果として重症化してから医療機関にかかることになり、高額な医療費が必要となる。また、医療機関側から見ると、治療費を回収できないという問題があり、治療費未払いを心配した医療機関側が診療を拒否し、患者がたらい回しにされた例もある。また、本研究における外国人等に対するヒアリング調査においても、健康保険加入者であっても診療拒否や迷惑そうな顔をされたという実態があった。

本県では、医療整備課が 1993 年から、県内に居住している、公的医療保険や医療扶助を受けない者が民間医療機関の救急医療を受けた場合、かかった医療費の未収分について医療機関に対して医療費を補償する「救急医療機関外国籍県民対策費補助」（注 2）を行っており、また生活援護課では「行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人の救護及び費用弁償」（注 2）を活用し、未払い医療費に対する補償を行うなど、外国人等の患者に対する医療を補償する努力をしている。

他の医療費補助として、留学生に対しては、（財）日本国際協会が国民健康保険の自己負担分を一部補助しており、また学校教育研究災害障害保険（注 3）などの制度もある。

また、港町健康互助会（第 2 章第 1 節 5 参照）で行っている保険診療枠外の外国人等のための会費制医療制度等もある。

しかし、これらの各制度や互助組織の存在をどれだけの外国人等が知っているかについては疑問である。

健康保険を理解してもらうための教育は重要だが、どの機会にどのような媒体を使えば効果的であるかについて検討が必要である。

#### イ 言語の問題

外国人等の受診で困る点として、医療通訳の問題がある。患者側からすると医療従事者



に伝えたいことが伝えられず、医療機関側としても、診療に必要な情報を得られないとともに、治療に必要な事項を伝えきれず治療効果があがらないという問題が生じている。病院への付き添いや通訳は、日本人ボランティアのほか、インドシナ難民や中国帰国者の場合は、日本語が比較的できる若い世代が頼りにされやすく、小中学生が大人の受診の付き添いのために学校を休むという例も多い。

また、医療通訳の場合、専門用語が多く通訳が難しい。日常会話は何とか通訳できるが、病院での通訳はできないという日本人ボランティアもいる。

そのような場合に役立ててもらおうと、本県では、病院や医師会・歯科医師会などに「外国語診療マニュアル」「外国人歯科診療マニュアル」(注4)を作成し配布している。また、NGOの取組としては、「国際交流ハーティ港南台」(注5)が作成した「多言語医療問診票」は、10診療科ごとに11言語で作成されており、インターネットですぐに入手できるというメリットがあり、大変有効なものである。しかし、問診票のみでは不十分であり、医療通訳に対応できる人材の育成についての課題は、外国籍県民かながわ会議でも提言され、本県では医療通訳の制度化に向けた検討委員会を設置し検討している段階にある。

一方、外国語での対応可能な病院一覧や、服薬の仕方についての多言語版、医療相談等について、インターネットで情報を得ることは容易にできる。しかし、インターネットを利用することができる外国人等は一部に限られていると思われる。また、仮に母語での診療が可能とわかっていても、遠くまで受診に行くには仕事を休まなければならない等のデメリットがあり、雇用の不安定な外国人等の場合、言葉は通じなくても近いところで受診せざるを得ない状況となる。

東京都では、5か国語(英語、中国語、ハングル、タイ語、スペイン語)による医療機関向け救急通訳サービスを行っている。これは、「ひまわり東京都保健医療情報センター」の活動で、都内の病院、診療所、薬剤師などの医療関係者に限り利用可能である。この事業は、平成5年2月から英語、中国語、タイ語の3か国語で始まったもので、現在は、外国の生活習慣や医療制度などに精通し、外国人に対する医療相談で実績がある民間団体「AMDA 国際医療情報センター」に、(財)東京都健康推進財団が委託し、実施されているものである。事前の通訳依頼や患者との時間調整等の煩雑さがなく、急な受診時の対応には非常に有効であり、本県でも検討すべきである。

## ウ 文化の違いによる医療問題

「小林国際クリニック」小林米幸院長(注6)は、著書「愛をあげたい」で、「インドシナ半島出身者やタイ人等熱帯の国々では暑さから脱水になりやすくわずかな体調の不調でも点滴を希望する。」「インドシナの人々は熱が出るとコインなどで皮膚をこする一種の民間療法を行う。この跡を見た日本の医師が虐待とまちがえることがある。」「イスラム教徒の女性は宗教上の教えから男性医師の診察を拒否することが多い。」「中国・インドシナの伝統医学である漢方医学、インド文化圏の伝統医学であるアユルベータ医学の世界では、症状の訴え方が漢方医学的、アユルベータ医学的であり、西洋医学だけを学んだ医師には理解しにくいのではないか。」「小乗仏教では、お坊さんに女性が触れてはいけないのでどんなに忙しくても点滴を入れるのも抜くのも院長でなければならない。」等文化の違いによるエピソードを添えた上で「医療には理論で説明できないことも多い。文化そのものの一表現法でもある。日本にはさまざまな文化を持つ外国人が多くなったいま、世界各地の民

間療法や、特に医療に関する風俗や習慣を国際医療学とでも位置づけて医学教育のなかに取り入れていかねばならないのではないかと述べている。

このように、医療については言語の問題のみでは解決できないことがある。通訳や問診票の整備等の対策と共に医療従事者に対する教育プログラムの検討が必要である。

しかし、文化の違いを理解しつつも、公衆衛生的視点では、日本の治療システムや防疫システムに沿った医療や生活を外国人等にも受け入れてもらわなければならない場合がある。例えば、結核患者の場合、治療により血痰・発熱等の症状が治まると、生活のために仕事を開始し、治療を勝手に中断してしまうことがある。これでは、病気は完治しないばかりか、時には悪化して再入院を余儀なくされたり、家族や職場の人たち等接触者に感染してしまったりする可能性がある。

共生ということを考えるためには、外国人側の要求に応える努力をするとともに、外国人等にも日本の国としての要求に応える努力をしてもらう必要がある。このことを、外国人等に理解してもらうための方策が必要である。

## (2) 保健における現状と課題

### ア 病気の予防

外国人等にとっても、日本人と同様、医療の備えをすると同時に、病気にならないための方策が重要である。しかし、外国人等の中には自分の食費を減らしてでも祖国へ仕送りをしなければならない人や労働条件の悪い中で体調が悪くても無理をしてしまう人がいる。生活を優先させるが故に、食事摂り方、休養の取り方や運動の必要性等、病気を予防するための生活の仕方についての情報を積極的に収集し生活に取り入れていくのは難しい。しかし、健康を維持するための情報や、健康危機管理に伴う情報は、医療にかかりたがらない外国人等にはより必要である。健康危機管理に伴う情報として、具体的に、感染症の発生状況や予防策、食中毒の予防策等が挙げられる。

このため、わかりやすい媒体を利用して情報を伝えていく工夫が求められる。

国は「地域保健活動の充実強化」の中でも「在日外国人保健サービス支援事業実施要綱」を定め、保健医療サービスに関する情報提供等の事業を実施することにより、外国人等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援することとしている。

### イ 育児

近年、社会構造の変化に伴い、子育ては精神的にも経済的にも困難なケースが増えている。外国人等は、言語の問題のみではなく、母国の育児方法についての相談をする相手が身近にいないことで、より育児の困難性を持つ可能性が多くなる。また、経済的理由で母親が就労を希望することが多い中、待機者が多い公立保育園への入園は難しく、また、私立の保育園は保育料が高くて利用することができない等の問題もある。

県内でも市町村によっては、外国人等を育児困難となりやすいリスクの高いグループととらえ、個別に保健師や母子保健推進員（注7）等が支援している所もあり、医療機関から退院時に継続フォローの依頼がある場合もある。地域の母子保健推進員や民生委員・児童委員（注8）に対し、外国人親子の支援のための研修を行い、孤立しがちな親子の支援を行うことは有効である。

しかし、育児情報の伝達や育児相談を行う上では言語の問題は大きい。通訳ボランティ

アを依頼すると交通費を外国人等が支払わなければならないこともあり、日本語のわかる家族に仕事や学校を休んでもらって同席してもらわざるを得ない等の課題がある。身近なところで、子育て経験のある同国人等に直接支援してもらえるような対策が望まれる。

### (3) 改善の方向性

外国人等が安心して医療を受けるためには、まず、医療保険制度や各種医療費補助制度等の情報を確実に外国人等が理解し、且つ健康保険に加入する等、医療費の不安をなくすことが必要である。そのためには、外国人等に対する情報提供の効果的な方法についての検討が必要である。

更に、医療関係者との意志疎通を図るためには、医療通訳の確保と同時に医療従事者の外国人等に対する理解が求められる。医療従事者についての理解教育は、県が行う各種医療従事者研修等で行う事ができる。

また、日本人と同様に外国人等が健康に生活することができるよう、健康情報の効果的な伝達方法の検討を行うことが必要である。特に健康危機管理に伴うような情報については、地域住民に情報伝達の協力をお願いする等の工夫が求められる。

同様に子育て支援についても、地域住民の協力が必要であり、行政は、外国人等についての理解教育を行い、地域で子育て支援が行われるよう、地域づくりの体制整備が求められる。

注2) 「行旅病人及び行旅死亡人取扱事業」と「救急医療機関外国籍県民対策費補助」の対比

区 分	行旅病人及び行旅死亡人取扱事業	救急医療機関外国籍県民対策費補助
目 的 根 拠	法に定められた救護の再開 行旅病人及び行旅死亡人取扱法	救急医療機関の未収金対策 県単独制度
実施主体	市町村 (政令市は別途、同内容で実施)	市町村
経費の負担	・自己及び自国責任による弁済を優先 ・行旅病人及び行旅死亡人取扱法第15条により県が10/10負担	・自己及び自国責任による弁済を優先 ・市町村が補助事業を実施した場合、県が1/2を市町村に補助する。 ・県域の3次医療機関へは、県が10/10負担
救護の対象	・定住場所の無い外国人が病気等で入院治療を要する状態になりながら、治療の途を有しない場合 ・生活保護法、各種医療保険制度等の利用・加入できない外国人 *実質的な定住外国人は除く	・行旅病人及び行旅死亡人取扱法の対象外の外国人 ・受け入れ医療機関は、回収の努力を最大限行う。
医療機関	・個別に診療契約に応じた医療機関	・未収金の生じた1次2次及び3次救急医療機関(国・県立病院は除く)
救護の程度	生活保護法に準拠(入院中の医療費、寝巻き、洗面具等)	救急医療に要した費用で診療報酬に準拠
実施機関	市福祉事務所、町村福祉担当課	市町村救急医療担当課
費用の支払い方法	・法適用及び診療報酬適否の事前協議(市町村と県) ・医療機関から市町村への請求、審査後、月毎に支払い	前年度実績により当年度支払い
両制度の対象外となる外国人	・定住地のある外国人で、救急医療機関以外の医療機関に外来・入院した場合 ・通常分娩や慢性疾患等により、継続的な治療を受けた場合 ・県外の居住者及び発病者が県内医療機関で治療を受けた場合	

注3)・(財)日本国際教育協会(略称:AIEJ)が行う医療費補助制度

「国民健康保険」に加入することが義務づけられている外国人留学生は、医療費の30%を自己負担するが、本制度により、留学生の支払った本人負担分の80%を補助する。従って自己負担は、医療費全体の6%になる。「留学」の在留資格を持つ人全てが対象。申請手続きは在籍大学等の担当課。

・学生教育研究災害障害保険

学生が教育研究活動中に不慮の事故によって被った障害に対する全国的な補償救済の制度。

(財)内外学生センターが損害保険会社と契約して実施している。

注4)平成6年度作成、13年度改訂。対象言語は英語、中国語、ハングル、タイ語、スペイン語

注5)横浜市港南区を主な活動場所とするN G O団体。地域に住む外国人が根をおろして生活しているように、日本語教室や医療のサポートだけではなく、交流会なども行っている。

注6)小林米幸『愛をあげたい』、フェアフィールド、1996

注7)地域における母性及び乳幼児の保健に関する問題点を把握し、各種申請や届出を行っていない者や健康診査の未受診者が必要な施策を受けることができるようにするための活動を行うことを目

的として活動する、母子保健に相当の経験と熱意を有する者で、市町村長に選任された者。(平成7年4月3日 児母第19号 厚生省児童家庭局母子保健課長通知に基づき規定)

注8) 民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、保護指導のことに当たり、社会福祉の増進に努める無給の民間奉仕者。都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱する。児童福祉法に基づく児童委員を兼務する。(介護・保険・福祉関連最新基礎用語集)

## 6 地域社会とネットワーク

---

### (1) 現状

外国人、特にニューカマーの外国人において、労働の問題や住居の問題等から、経済的又は地理的に、一定の層及び居住地域を形成する傾向がある。日常生活を営む上で活用するネットワークも同一職種、同一地域が多くなりがちで、結果的に立場の類似した、言葉の通じる同国人との交流に限定される傾向が見受けられる。このような状況が、外国人、日本人双方の積極的な交流を妨げていると考えられる。外国人が社会的に孤立した存在となった場合、そこから生まれる最大の障害は、外国人自身から社会参画の意欲を奪うことになるのではないだろうか。

### (2) 問題の所在

#### ア 閉じられたネットワーク

外国人が日常生活において活用しているネットワークとして、家族親戚や同国人の友人知人、そして日本人の友人知人が多く挙げられる。「困ったときに誰に相談するか」「生活情報の入手経路」について調査した結果(注1)双方とも上記3つの回答が多数を占めた。一方で行政窓口やボランティア団体、民生委員等ノウハウを持った専門機関の選択率は極めて低かった。さらに、外国人が多く相談を寄せるであろうと一般的に予想される、同国人団体についても、多くの人が活用しているとの結果は得られなかった。

もっとも、日本人においても、問題が生じた時に直ちに専門の行政機関に相談すると回答する人は多くあるまい。相談したくても行政機関に担当部署があるのか、あるとすればどこなのか、といった点について判断することは容易ではなく、そのような状況で行政に直接相談するとは考えがたい。行政相談に至らないという点は、必ずしも言葉が通じないという言語的障壁に起因するもののみではないと考えられる。

では日本人が形成しているネットワークと外国人が形成しているネットワークとの相違はどこにあるのであろうか。

一般的に個人は、家族、親族、地域、学校、職場等唯一ではなく、複数の団体に所属している。団体の構成員はそれぞれ複数の異なる所属団体を背景に保有しているため、個人を架け橋に自らが所属する団体との関連を持つことが可能となる。言い換えれば各自が持つネットワークが網の目のように連携し無数のネットワークと提携する可能性を秘めている。自らの所属するネットワークで問題が解決しなくても、このネットワーク同士の連携により問題解決に至る情報や支援が獲得できる。

こうした中で、多くの外国人が所属する団体は、言語的に不都合の多い日本社会で生活しているため、外国人であるという属性により形成されているものが多く、比較的均質な集団となり、構成員の多様性が確保されにくい。ゆえに個人が所属する団体も均質なものが多く、他団体との連携が生まれにくいと考えられる。いわば、ネットワークが比較的「閉じられている」といえる。その結果、専門的多様な問題に対して解決策を持ちうる人材や情報にアクセスする可能性が低く、解決に至らない若しくは時間がかかってしまうことが

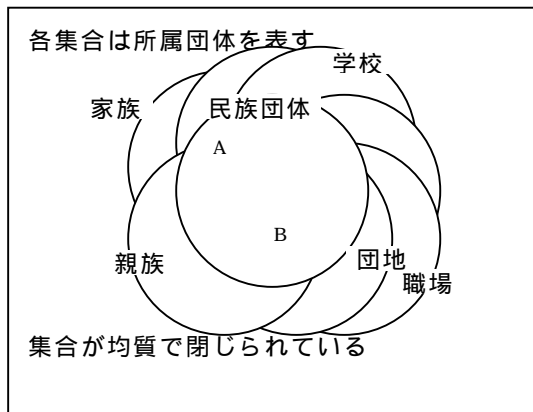
多いと考えられる。閉じられた限定された生活圏で暮らさざるを得ず、情報網から漏れてしまいがちであると推察される。

### イ 地域社会からの疎外

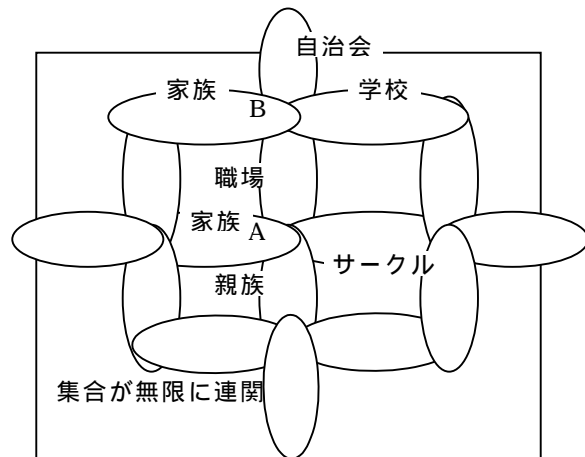
学校や職場は必然的に組織の構成員として組み込まれるのに対し、自治会、町内会といった地域社会においては、構成員となるか否かは任意である。地域社会に参加し、受け入れられなかったからといって、直に生活困難になるわけではない。実際、祭り等の地域活動や町内会自治会等への参加は少なく、地域に積極的に参加し、関わりを持っている外国人は多くはない。(注1)

同時に外国人を受け入れる地域社会においても、外国人に対する理解が不足している。最大の要因は外国人を長期的に滞在する隣人として認識せず、短期で移動してしまう、いわば、ゲストとして認識している点が挙げられる。

結果的に、外国人、日本人の相互理解が進まず、このことが日本人には外国人の受け入れを困難にし、外国人にとっては独自のコミュニティの殻に閉じこもり、地域社会への参画意欲を奪うこととなる。このような双方のすれ違いが、摩擦や無理解といった現象を再生産し、外国人を地域社会から孤立をさせ、社会の「周辺部」に追い込む流れを一層強化してしまうと考えられる。



A氏はB氏と民族団体の友人であるが、同一団地、同一職場の友人でもあり、共通の知り合いが多い



A氏はB氏と職場の友人であるが、B氏を介してB氏の家族、学校、自治会の友人ともアクセス可能である

図1 外国人のネットワーク概念図

図2 日本人のネットワーク概念図

## (3) 現在の取組

### ア 外国籍県民会議

現在、日本では外国人には参政権は認められていない。本県は「外国籍県民の地域参加の促進」という観点から、国の関係省庁に対し地方参政権について制度の改善を検討することを要望している。自治体においては、地域住民としての外国人の声を施策に反映させること、外国人の行政への参加を促進することの重要性が指摘され始めた。1996(平成8)

年に川崎市が全国に先駆けて外国人の声を市政に反映させることを目的とした「外国人会議」(「川崎市外国人市民代表者会議」)を開催した。当会議は、市条例によって設置が定められ、その提言内容を「市長その他の執行機関は尊重するものとする」と規定した画期的なものである。このような「外国人会議」設置の動きは全国の自治体に広まり、本県も平成10年4月1日「外国籍県民かながわ会議」設置要綱を策定し、同年11月22日に第1回会議を開催した。以後、定期的に会議を重ね、示された提言から、外国人が住宅を確保することを援助する「外国人すまいサポートセンター」(注2)の創設が施策として実現した。

自治体において外国人の地域参加を促進することは、単に参政権の付与により完結するものではない。選挙結果には反映されにくい、しかし行政サービスを必要とするマイノリティーの意見を聞くことのできる、このようなシステムは将来的にも有益であると考えられる。

また、住民投票に外国人の投票資格を認める条例が、滋賀県米原町、愛知県高浜市で制定、検討され、地方自治における外国人の参加を促す動きが広がっている。

#### イ 英国ブレア政権の取組

1997年に登場したイギリスのブレア労働党政権は福祉政策について新たな視点を多数盛り込み、福祉のニューディールとうたわれた。地域福祉及び社会連帯の新たな取組として注目されるのが、「コミュニティチャンピオン」制度である。

従来、イギリスでは失業者や母子家庭等が非常に多く社会保障費が増大していた。また失業者や母子家庭に対する現金給付が、受給者の意欲を減退させ自立への道をかえって阻害しているとの指摘がなされた。そこで福祉政策の目的は金銭給付をし、被援助者の生活をすべて保障することではなく、本来、被援助者が持っている能力、特に働くための能力を発見し援助することであるとした。しかしながら、現に公的扶助を受給している人にとっては、受給要件が厳しくなるといった批判を浴びた。そこで、実際に社会的に援助を要する人々に対し具体的に就労援助を始めとする支援を行う制度として「コミュニティチャンピオン」制度が創設された。

「コミュニティチャンピオン」とは、問題乗り越えた被援助者自身が、自身の経験を基に支援者として同一地域内の被援助者の就職活動等社会的経済的な自立を支援するものである。当制度の最大の特徴は支援者が立場を同じくする当事者であるという点である。被援助者にとっても相談相手が身近な地域の住民であり、なおかつ、自らと同じ経験を克服した先輩であることから、相談がしやすいという利点がある。支援者自身にとっても、他者の相談に乗り、問題解決の支援をしていくことによって、コミュニティの重要な構成員としての意識が高まり、自尊心の形成を促すとともに、サービスの受け手から担い手へと変化できる。行政機関にとっても「コミュニティチャンピオン」を育成し、行政情報を提供することによって、多くの人の多様なニーズに応え、支援する困難さを解消でき、効率的な施策運営が可能となる。

当制度については創設されて間もないこともあり、定まった評価がなされていないので、検討改善しなければならない課題も多くあると思われるが、社会的に援助を要する人々が一方的にサービスの受給者としてではなく、サービスの担い手として社会に参画する方策を示した点で参考とすべきであろう。



## ウ 異文化共生の街づくり～「横浜中華街」の形成過程～

日本の鎖国制度に終止符を打った日米修好条約により、開港地の一つとして指定された横浜は、幕末以来多くの外国人が居住することとなり、関内地区周辺に外国人居留区が形成された。明治維新後、欧米外国人は多くが山手地区へ移り、関内山下町一体は多くの中国系住民が住むこととなった。戦後、横浜市の街づくり計画をきっかけに、中国をルーツに持つ華人と日本人が協働して街づくりを行い「横浜中華街」という固有の文化を持つ街を生み出した。中国人だけの文化により形成されたものでもなく、日本人のみによって形成されたものでもない独創的なものである。街づくりの過程で相互理解が進み外国人住民の地域参加が必然的に促された事例といえる。

### (4) 改善の方向性

#### ア 外国人を地域に円滑に受け入れるための視点

##### (ア) 社会的統合

外国人を円滑に受け入れていくにあたって、重要なキーワードとなるのは、「統合」という理念である。「統合」には様々な方法があると思われる。従来、日本は「同化」という色彩が強い施策を進めてきた。言い換えれば「外国人施策」はあっても「少数民族施策」はないという指摘がなされてきた。外国人が社会に受け入れられるためには、「日本社会」にできるだけ速やかに適応することが必要で、もっぱら外国人の努力が強調されがちである。その際、自らの持つ文化的アイデンティティを維持し続けることは、「同化」を妨げる大きな障壁となり、結果的にアイデンティティを変容せざるを得ない。「日本人」になるということが、最も進んだ「同化」であり、逆に外国人を受け入れる日本社会の側には大きな変化を要請しない。このような考え方は、外国人を「同化以前の日本人」「社会の主要な構成メンバーではなくあくまでゲスト」とのみ認識し、外国人を疎外し社会の周辺部に追いやることを助長しかねない。

それでは、外国人を円滑に受け入れる「統合」とはいかにあるべきであろうか。国境を越えた社会的統合を模索する E.U. 委員会のために作成された専門家報告書では、次のように記されている。

「統合とは外国人の社会的な底辺化を防止あるいは阻止する過程である。」  
「統合政策は包括的でなければならない。つまり私たちの社会に5年10年あるいはそれ以上長期間生活している人々に限定すべきではない。統合政策は長期滞在者はもちろん、滞在期間の制限なしに入国を認められた者、あるいは滞在期間を制限された新規入国者で長期的に滞在することが合理的に予想される人々も対象とすべきである」

(井口泰「外国人労働者新時代」、筑摩書房、2001より)

ここでは、社会的統合の目標として、外国人の「社会的底辺化の防止」を掲げている。「統合」には、これに加えて、外国人の保有する文化的アイデンティティが否定されることなく尊重され、対等な構成員として社会に参画できることも重要である。さらに外国人を受け入れる日本社会の側は、社会参画の方法を制度的に保障することが必要であり、自らの文化、社会を固持するのではなく、異文化保持者と共生し、異文化を吸収することで新たな文化、社会を創造するという視点が求められる。

### (イ) ソーシャルインクルージョン

2000(平成12)年12月、厚生省社会・援護局長の私的諮問機関「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」が提出した報告書では、社会や社会福祉の手が本来必要とする人々に届いていない事例として外国人を挙げた。その要因として「社会的排除や摩擦」を指摘し、その排除や摩擦が失業や貧困等を生み出す構造となっているとした。これらの問題に対応するために提示された概念が「ソーシャルインクルージョン」である。「ソーシャルインクルージョン」とは、貧困者や失業者を社会から孤立している人々であると捉え、地域社会の構成員として共に生きることを目標とする。外国人を社会的に援助が必要であるのに援助が届いていない人々として捉え、地域住民が参加し、多様性と違いを認め合い、共に生き、互いに支え合う社会づくりが必要であるという指摘は、外国人といかに共生するかという点から重要である。

### イ 外国人の社会参画を促進するための視点

#### (ア) 当事者自身による支援

従来、外国人の日本社会における生活については、いかに受け入れ、いかに支援していくかという視点が多かったと考えられる。しかしながら、外国人が地域社会の一員として真に参加するためには、外国人自身が社会の担い手として役割を果たす必要がある。そこですでに日本に一定期間在住する外国人の存在が注目される。日本で生活する上で様々な困難に直面し、問題を乗り越えてきた経験を有する外国人は、新規に入国する外国人にとって生活の面でも、制度の面でも頼りになる存在となるはずである。外国人が特定地域に居住する現象は経済的な側面だけではなく、このような既住者や同国人のネットワークの存在を認識しているためと考えられる。この点では、当事者の支援はすでに活用されているという側面もあるが、彼らの存在を行政も把握し、行政情報の媒介者として活用することが重要である。また、一方的にボランティアとして外国人の支援者としての役割を担わされることは、自身の生活もあり、大きな負担をかけることになり、得策ではない。行政は、当事者の中からコミュニティの形成、運営に携わる人材を積極的に登用し、支援し、育成するシステムを構築することが必要である。そして援助を受けていた外国人が次代の支援者としての役割を担うことで、特定の個人の存在に頼り、負担が集中してしまうことを回避でき、「担い手」を次々に増やすことが可能となる。

#### (イ) 「外国籍県民かながわ会議」のあり方

外国人の声をいかに行政施策に反映するかという点では、将来的な解決策としては地方参政権の獲得が想定されるが、賛否両論の議論がある現状では直ちに参政権が付与されることは困難である。一方で県行政への参加の推進を目的として「外国籍県民かながわ会議」が開催されている。「県民会議」の委員は公募により国籍、居住地域等に配慮した上で、「かながわ国際政策推進委員会」に設置する専門委員会により選定されるが、委員の要件を満たすすべての外国人に周知されているか、選定された委員が神奈川に在住する外国人の意見をどこまで把握しているかは検討が必要であろう。また報告された提言の実効性を確保するため、現在定められている設置要綱以上の権限を付与することも検討に値すると考えられる。

(ウ) 異文化保持者は地域の貴重な人的資源

地方分権がうたわれ、各自治体において平成 15 年度の地域福祉推進計画の策定に向けて、特色ある地域づくりの重要性が高まっている。一方で、従来、地域形成の担い手であった地縁血縁の人間関係を基盤にした町内会、自治会等の限界が指摘されて久しい。今後形成される地域社会では、新たなコミュニティという役割を担うことが求められる。その際、固有の独創的な地域性こそが日本社会のみならず国際社会においても確固たる地位を築き得るという発想が必要である。外国人の存在は地域を特徴づける貴重な人的資源であると考えられる。

地域社会の形成には街づくりという観点がしばしば用いられるが、ここで言う街づくりとは、行政主導型のいわゆる都市計画とは異なる。行政の関与は長期的ビジョンの提示とインフラの整備に集約し、街づくり自体は地域住民自身の手委ねることが重要である。街づくりそのものが多文化共生社会を実現するのはもちろんのこと、街づくりを通じて生まれる地域住民同士による合意形成の過程こそが重要である。

もちろん、異文化を尊重し異文化と共存することは、多くの労力と対話が必要であるが、外国人の文化的アイデンティティは従来の地域社会には存在しなかったものであり、その文化を尊重し生かすことは、地域社会、文化の形成にとって欠かせないものとなると考えられる。

---

注 1) かながわ自治体の国際政策研究会『神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書』、2001、p 53～74

注 2) 本章「4 居住環境」参照

### 第3節 まとめ

---

神奈川県内における外国人の登録者数については、第1章においても述べたとおりであるが、2000(平成12)年12月末現在において約12万3千人余で、この10年間では約1.6倍に増加をしている。また、国籍別に見ると、歴史的な経過により以前から在住している韓国・朝鮮の人の数にさほど変化がないのに比べ、中国、フィリピン及び南米諸国からの日系人の数が急激に増えてきている。

もっとも、この数は、外国人登録法上のいわゆる「外国人」の数であり、序章の研究対象の項目で触れているようなケースの人々(外国籍であるか、日本国籍であるかを問わず、保持する文化が日本的であるか外国的であるかを問わず、ルーツが日本であるか外国であるかを問わず、日本で暮らす上で、外国あるいは異文化との関わりに起因する課題に直面している人々)は必ずしも含まれていない。しかしながら、当研究チームでは、前述のような人々(日本国籍を取得したインドシナ難民や中国帰国者及び2世などの子ども等)については、法的には外国人ではなくても、異なる文化や母語を持つか継承するということから考えた場合、外国人と同様であるというスタンスを取りながら、本章においてそれぞれの分野から考察を重ねてきた。

(1) 労働・雇用の分野では、外国人労働者のうち、特に不法就労者に対する権利・義務の不履行が問題として挙げられる。外国人労働者の日本への流入の主たる要因は、外国人労働者の出身国と日本との経済格差によるところが大きく、また一方で、日本における雇用のミスマッチが特定職種における労働力不足を生んでおり、その間隙を生める存在として外国人労働者の就労が行なわれている状況がある。これらが、一部で不法就労に繋がっており、さらにその不法就労者の存在が、事業主側の、労働者の権利を無視した不当雇用を生む素因となっていることが多い。

(2) 教育の分野では、外国籍の子どもの母語獲得が必ずしも十分でないために生ずる親子間のコミュニケーションギャップや母国と子どもの関係を希薄にするなどの問題が指摘されており、母語教育については、様々な分野において今後一層の支援体制が必要とされている。また、日本で生活する上で日本語を習得することは、非常に重要であることから、教育現場はもとより、各種行政機関、ボランティア団体等の取組を充実させていくことが求められる。

加えて、各学校間における教材・資料等の共有化や、外国籍の子どもの指導に関する情報交換の必要性などについての課題も叫ばれているところである。

(3) 社会保障の分野では、外国人に対する各種社会保障制度の周知不足や、経済的・社会的に援護を要する外国人に対応する社会保障制度が未整備であることや、利用しにくいなどの問題があること。また、援護法等において、国籍条項により不利益を被る制度の存在や、正当な在留資格者であっても、保護受給権が制限されるなど「生存権」が保障されていないケースもあることが問題となっている。

(4) 居住環境の分野については、人間生活の基盤として不可欠なものであるが、外国人に対する入居差別が依然として存在し、身元、職業にかかわらず、外国人にとって賃貸住宅等への入居がしにくい状況があり、また、日本の住宅事情やアパート等の賃貸のシステムが理解しにくいこと、集合住宅等の家賃が高いことなども課題となっている。

(5) 保健医療の分野については、総合的な医療情報の伝達や生活支援ネットワークの構築を図ることや医療通訳、子育て支援制度の拡充が求められている。また、救急医療については、保険に入っていない外国人への診療拒否など病院をたらい回しにされたケースなども報告されている。外国人労働者については、健康保険に加入していないことが多く、いざというときに高額の医療費を負担できないということも少なくない。医療機関側からは、治療費を回収できないという問題が生じている。

(6) 地域社会とネットワークの分野においては、外国人と地域住民とのコミュニケーションの不足が生み出す、両者の相互不理解による様々な問題が取りざたされている。もっとも、地域の中における「人間関係の希薄さ」は、外国人に限ったことではなく、私たち日本人の間においても近年指摘されていることであるが、特に地域の外国人については、相談・要望等を伝えるチャンネルが少なく、NPOなどのサポート体制も分野ごとに分かれている場合が多い。また、これからは、同じ地域に暮らす住民として、彼らに地域づくりの「担い手」になってもらい、いかにより豊かで多様な地域づくりを目指していくことができるかが課題となっている。

第2章においては、「労働・雇用」「教育」「社会保障」「居住環境」「保健医療」「地域社会とネットワーク」という分野ごとに課題を抽出し、それらの原因や改善の方向性について述べてきた。その中で、各分野において、「情報を必要としている外国人」にいかに「必要情報」を提供するかという課題が共通して見受けられ、「情報伝達」のあり方がクローズアップされることとなった。

次章では、これを受け、情報の「発信者」である行政、NGO・NPO、民間企業等、及び「受信者」である外国人に対してヒアリング又はアンケート調査を行い、「情報伝達」という観点から検討を行った。

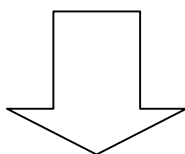
## 「外国人」が直面している課題の整理

現 状	そ の 原 因	改 善 の 方 向 性
労働・雇用の分野		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労し得る職種の固定化</li> <li>・活かされない出身国でのキャリア</li> <li>・履行されない義務、尊重されない権利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用のミスマッチ</li> <li>・不法就労</li> <li>・労働者としての権利・義務の周知不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用のミスマッチの解消</li> <li>・事業者への指導・監督・普及啓発</li> <li>・就業支援</li> <li>・労働相談、啓発冊子配布の充実</li> </ul>
教育の分野		
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 学校生活への適応問題</li> <li>・学力不足に陥りやすい</li> <li>・学校の受け入れ体制の問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・教育に関する情報の不足</li> <li>・母語が保障されない</li> <li>・言語獲得期の複数言語による混乱</li> <li>・日本語未習熟児童・生徒への方針が不明確</li> <li>・親の日本語能力、子の母語能力の不足</li> <li>・親子間のコミュニケーション問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際理解教育の一層の推進</li> <li>・母語教育の推進</li> <li>・「総合的な学習の時間」で多文化共生の機会をつくる</li> <li>・外国籍児童・生徒の教育のための拠点校の増設</li> <li>・入試の外国人枠の拡大</li> <li>・日本語教育の一層の充実</li> <li>・日本人の外国語話者、外国人の日本語話者の人材確保</li> <li>・外国籍児童・生徒用教材・資料共有化の機関創設</li> </ul>
社会保障の分野		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金・医療保険の加入率が低い</li> <li>・国籍条項により制度利用にあたって不利益がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障制度の周知不足</li> <li>・必要な人に必要な情報が行き届いていない</li> <li>・生存権の未保障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすくアクセスしやすい制度案内</li> <li>・行政職員自身の意識改革</li> <li>・長期的生活設計が描き得るような社会保障制度の構築</li> <li>・縦割り行政を排除した関係部署の連携</li> </ul>
居住環境の分野		
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 住宅確保が難しい</li> <li>・外国人であることを理由に断られるケースがある</li> <li>・敷金・礼金</li> <li>・保証人の確保が難しい</li> <li>・悪い住宅事情</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居差別</li> <li>・日本式商習慣の壁</li> <li>・高額な家賃、狭い間取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人居住支援</li> <li>・外国人入居支援リーダーの養成</li> <li>・公営・公団住宅の利用の周知</li> </ul>
保健医療の分野		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療にかかりにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化の違い</li> <li>・日本語能力の不足</li> <li>・1年未満の在留資格者は国保加入不可能</li> <li>・医師との意思疎通の問題がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な情報伝達、生活支援のネットワークを構築する</li> <li>・医療通訳の体制整備</li> <li>・健康情報の効果的な伝達方法の検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児の困難性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人で問題を抱えてしまう</li> <li>・育児についての考え方・習慣の違い</li> <li>・育児の重要な情報が届きにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育て支援従事者の育成</li> </ul>

現 状	そ の 原 因	改 善 の 方 向 性
地域社会とネットワーク		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人と地域住民のコミュニケーション不足</li> <li>・日常生活におけるサポートネットワークが身の回りに限定されている</li> <li>・地域社会から孤立化してしまう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動を知らない、情報が行き届いていない</li> <li>・地域社会の閉鎖性</li> <li>・ネットワークが閉じられている</li> <li>・行政に外国人の声が届きにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題を乗り越えたノウハウを持った外国人の発掘</li> <li>・生活相談的機能の強化</li> <li>・学校を拠点にした地域社会への参加</li> <li>・外国籍県民かながわ会議の発展</li> <li>・異文化保持者をまちづくりに積極的に活用</li> </ul>

(注) 網掛け部分は、「情報」に関わる項目

(出典) 第2章第2節各論を基にチームで作成



### 全般的な課題

情報が「外国人」に届いていない。

「外国人」の声が十分に行政に届いていない。

# 第3章 情報伝達

---

第2章において、外国人の直面する課題を分野ごとに考察してきたが、各分野の問題を集約すると、外国人が必要な情報をスムーズに入手できていないということが共通の課題として窺われる。

外国人は情報をどのように入手しているのだろうか。平成11年度及び12年度に「かながわ自治体の国際政策研究会」が行った、「神奈川県外国籍住民生活実態調査」によると、「日常生活に必要な情報をどこから手に入れているか(主なもの5つまで)」という問いに対し、オールドカマー・ニューカマーで比率の差はあるが、「知人・友人」「家族・親戚」といった個人的な人間関係と「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・本」のメディアが主なものとして挙げられている。一方で、「県市町村役所の相談窓口」「県市町村の国際交流協会・交流ラウンジ・交流センター」の比率は低く、「県市町村の広報紙(日本語)」はオールドカマーには活用されているがニューカマーの利用は多くない。(注1)

行政等の情報を伝えるには、外国人に広報紙や窓口を利用してもらう必要があるが、必ずしも十分に活用されていない現状が窺える。

## 1 調査方法

上記の先行調査には、情報提供側の県や市町村等の意見は含まれていない。そこで、本研究においては、情報提供についての現状と課題を把握し、有効な情報提供の手法を検討するため、行政、NGO等及び外国人に対して、ヒアリング又はアンケート調査を行った。

情報発信者側への調査としては、県庁関係室課(10室課)市町村(横浜市、川崎市、藤沢市、相模原市、愛川町)、国際交流協会(県、横浜、川崎、横須賀、大和)、NGO・団体等(神奈川県インドシナ難民定住援助協会、神奈川シティユニオン、カラバオの会、すまいサポートセンター、多文化共生教育ネットワークかながわ、藤沢カトリック教会、港町診療所、横内団地自治会)に対し、提供する情報の種類、媒体、配布先、効果(反響)、外国人の声の反映、課題、工夫点・試み、発信量・頻度、有効な方法・媒体等についてヒアリングを行った。ヒアリング調査対象の県庁関係室課は、「改訂新かながわ国際政策推進プラン」に位置付けられた事業を行っている室課のうち、外国人に配慮した情報提供を行っている所属及び広報県民課とした。また、ヒアリングを行わなかった県庁室課等についてはアンケート調査を実施した。

情報受信者側への調査としては、県内で生活する外国人に、受信者の立場からの情報の入手・伝達上の課題、日常生活で困っていること、行政に期待すること等についてヒアリングを行った。

## 2 調査結果

以下は、ヒアリング内容を要約したものである。



## (1) 県庁関係室課等

### ア 情報伝達の方法

- ・ 外国人への情報提供は大きな課題の一つである。
- ・ 対外的に出す文書には、原則ルビをふり、分かりやすい日本語で書くようにしている。
- ・ ルビをふると日本人には読みにくく、スペースも 1.5 倍ぐらいになってしまうなど、紙ベースだと制約が大きい。
- ・ 外国人相談について多言語での情報の広報紙への掲載は、紙面の都合や他の記事とのバランス、校正、日程などの関係で困難である。
- ・ 一般的に広報は、紙、TV、ラジオ、記者発表、ホームページなど、様々な種類の媒体で目に触れさせることが重要である。
- ・ ホームページは広報紙に比べると制約が少なく、双方向という点でも今後主流になっていくと思われる。しかし、どこまで多言語対応できるかという問題もある。
- ・ 介護保険開始にあたっての制度紹介のリーフレット（5か国語）を作成し、市町村に配布した。
- ・ 外国語診療マニュアル（6か国語）を作成し、医療機関・医師会などに配布した。
- ・ 県営住宅入居時に、居住についての情報をまとめた冊子（日本語を含め8か国語）を配布しているが、これは外国人入居者に対する意識啓発を目的としたものである。
- ・ 特定非営利活動法人設立申請の手引きの英訳版を作成したが、反響はあまりなかった。目的が限定されたものであり、また対象者が日本語に不自由していない場合が多いためと思われる。
- ・ すべて行政が支援をするのではなく、自立支援、自助努力を引き出す支援が必要である。

### イ 情報伝達の効果

- ・ 測定が困難であり、把握できない。テレビの県関連番組の視聴率調査はあるが、年2回のみでの測定なので、誤差が大きい。
- ・ リーフレットの利用状況は分からない。増刷の希望は特になかった。対象者が日本に来てから年数の長い人であるためか、外国人からの苦情等が特にあったという報告は受けていない。

県機関が発行している情報紙は、「改訂新かながわ国際政策推進プラン」に掲載されており、パンフレット等の多言語対応はある程度なされているといえる。また、「かながわ外国人すまいサポートセンター」のように、情報の種類を特化した情報提供の仕組みもつくりられている。しかし、発行されたものが十分に活用されているか、情報伝達の効果がどの程度であるか等については、担当室課も完全には把握できていないという問題がある。また、予算等の関係で、内容が改訂されないままとなっているものもある。

アンケート調査の結果として、外国人に配慮した情報提供を行っている部署は18か所、行っていない部署は65か所で、そのうち外国人に配慮した情報提供の必要性を感じている部署は19か所あった。県の業務全体としては、市町村と比較すると直接外国人と接する機会は少ないものの、情報提供の必要性がある場合もあり、こうした際に多言語対応等がス

ムーズに実現できるような体制を整える必要があると考えられる。

## (2) 市町村

### ア 情報伝達の方法

- ・ 多言語翻訳の内容については、市内在住のネイティブのチェックを受け、うまく伝わる内容になっているか確認している。
- ・ 流す情報を日本人の判断で選択するのは好ましくない。外国人のニーズを踏まえる必要がある。
- ・ 外国人登録窓口で、様々な問い合わせを受けるので、多言語の冊子を渡して関係の部署に行ってもらおうようにしている。分かることにはできるだけ対応するようにしているが、十分に対応しきれないこともある。
- ・ 各種手続きについて、種類や問い合わせ先の一覧表を、各区役所の外国人登録窓口で手渡している。一覧表は情報の入口の役割を果たし、より詳しい情報は直接担当の窓口で聞くという仕組みをとっている。
- ・ 今後ITは必須になるが、操作のスキルが様々である。人に聞くのが一番分かりやすいということもあるので、くちコミをしてくれる人に情報を流すという方法も考えられる。NGOやボランティア等との連携が今後必要である。
- ・ 情報は探せば見つかるが、なかなかたどりつけない。市役所の位置など、入口の情報が得られるようにする必要がある。例えば、欧米のようにインフォメーションセンターが駅前にあるとよい。
- ・ 駅の表示が多言語化されるとよい。
- ・ FM放送で多言語による案内を流すとよい。

### イ 情報伝達の効果

- ・ 流した情報がどの程度の効果があるかについての調査は行われていないが、現場感覚である程度効果が把握されている。効果測定の仕組みづくりは今後の課題であり、効果を検証する指標ができれば見直しもしやすい。
- ・ 外国人が生活情報を求めて来庁した場合、多言語版の生活情報紙によって窓口でスムーズに説明ができています。
- ・ バザーやリサイクルのイベントには外国人がたくさん来ることが多いので、イベント情報はある程度伝わりやすいのではないかと。
- ・ 様々な媒体で情報を発信しても、外国人まで情報が届いていないケースがかなりある。

### ウ コミュニティ

- ・ 外国人が地域づくりに参加できるような態勢づくりが必要である。また、日本人が隣人の外国人に声をかけるような関係を築くことが必要である。
- ・ 外国人のリーダーに誰がなるかが重要である。それによって、情報がうまく伝わるかどうか左右される。
- ・ 在日人数が少ない国の出身者はネットワークを持っていないが、そうした人が最も情報を欲している。

## エ 組織体制

- ・ 庁舎内で、来庁した外国人に対して、外国語のできる職員を差し向ける仕組みをつくって運用している。
- ・ 外国語ができ、外国文化を持っている人が臨時職員として役所内にいる。その人を頼りに外国人等が相談に来ている。
- ・ スペイン語の話せる職員を窓口においている。

外国人の意見を反映するための特徴的な取組としては、川崎市の「外国人市民代表者会議」が挙げられる。これは、外国人市民の市政参加の推進のため、平成8年度に「川崎市外国人市民代表者会議条例」により、外国人自らに係る諸問題を調査審議する代表者会議として設置された。当該条例第3条で、「市長その他の執行機関は、...代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする」とされており、この会議の報告・提言は実効性が高いといえる。

平成8年度の代表者会議の年次報告・提言を受け、市は外国人市民への広報のあり方について基本方針を出している。その中で、外国人市民に関係がある情報については多言語広報が望ましいとされ、多言語広報を行う場合は、英・中国・ポルトガル・スペイン・ハンガルの5言語で行うことが標準とされている。日本語のみで作成する場合は、ひらがなのルビを付けることが望ましいとされている。

なお、県内各市町村の多言語対応・情報提供の状況については、巻末に資料(資料編「外国籍住民に対応する施策状況」)を添付した。

### (3) 国際交流協会

#### ア 情報伝達の方法

- ・ ホームページ、メールマガジンの多言語化が今後の課題である。英語以外の言語も作成はできるが、更新するのは、翻訳スキルや手間がかかること等から難しい。
- ・ 携帯電話をメディアに使うことが考えられるが、そのことをまず伝えるにはどうすればよいかという問題がある。パソコンソフト業者と連携して、多言語で情報提供を行っている団体もあると聞いている。
- ・ 多言語の問診票をインターネット上に掲載している。近い将来に、県内の日本語教室のマップを作成し、ネットに掲載する予定もある。国際教室の教材もネットで共有化を図りたいと考えている。
- ・ 自由にネット検索できる端末、イベント情報等自由に掲載できるメッセージボードがあり、また、各種団体の発行物をラウンジで配架している。
- ・ ここ数年でパソコンが普及したため、情報紙の定期的な多言語対応ができるようになった。
- ・ タッチパネル方式で、言語を選ぶと案内が流れるようなシステムがあるとよい。
- ・ 日本語会話サロンの先生を通じて情報を流す方法は、有効な媒体である。
- ・ フリーマーケットや安い店の情報の要望が多いため、読者の投稿という形で紹介している。

- ・ 予防接種、入学案内など、身近な情報をいかにタイムリーに当事者に届けるかが課題である。
- ・ 多言語の媒体を発行する場合、原稿を分かりやすくする必要がある。そうでないと翻訳がしづらい。
- ・ 行政情報に金を払うことには抵抗感があるため、多言語情報紙は無料としている。
- ・ 様々なメディアを使って、できるだけ多くの人に情報を提供する必要がある。

## イ 情報伝達の効果

- ・ 情報紙がどれくらい手にとられているかは、言語により差がある。駅のPRボックスなどでは、英語版の半分ぐらいは、日本人が英語の勉強のため取っていくようだ。
- ・ 外国人登録の窓口の棚に情報紙が置かれているが、他のチラシも多いので、すべての窓口で外国人に手渡ししてくれるわけではない。
- ・ 生活で困ったことについて、簡明な内容で要点をまとめたものは、ある程度の反響があった。
- ・ 何が有効な伝達手段なのかはよくわからない。ホームページも、どれだけの人が見られるのか疑問である。

## ウ コミュニティ

- ・ エスニックレストラン等、通常のチャンネル以外の開発が必要である。一方的な伝達だけでは難しく、間に人間が入らないとなかなか伝わらない。コミュニティづくりとも密接な関わりがある。
- ・ 情報は「配って終わり」になりがちである。
- ・ リーダーシップをとれる人物がいない集団では、人を集めるのに苦労がある。
- ・ コミュニティの発達の度合いと、情報の伝わり方が大きく関係している。

## エ 組織体制

- ・ 情報紙の内容は、各言語版をつくっているスタッフが、市の広報紙の掲載情報の中から取捨選択するので、言語によって内容が異なる。スタッフはボランティアで、実費＋謝礼を支払っているが、一般的に委託するよりもずっと安い。
- ・ スタッフは、市の行政についてある程度分かっている人でないと難しい。
- ・ 翻訳は日本人・外国人の両方がいないとできない。行政情報が多いので、最後に日本人のチェックをかけるようにしている。
- ・ 編集の際には意見が分かれることもある。例えば、留学生と料理人では言語の言い回しなどが違うが、割り切ってどこかに基準を置くようだ。
- ・ 情報提供を行う際は、NGOなどを通じて外国人の意見を聞いている。
- ・ 日本語教室で学んだ外国人を情報紙作成のスタッフにして、定期的にスタッフを入れ替えている。
- ・ ボランティアの派遣を行っている。英語以外ができる通訳者は少なく、需給のミスマッチがある。派遣のうち、半分ぐらいが父母会、入学説明会など、学校への派遣である。

- ・ 中学校や高校の国際理解講座に外国人ボランティアを派遣している。ボランティアの2 / 3は、日本語サロンで学んだ生徒である。
- ・ 外国人への相談を行っている。日本語講座の問い合わせが多い。
- ・ 相談に来ればたいの問題は解決できるが、相談窓口の存在自体があまり知られていないので、もっとPRの必要がある。
- ・ 相談については、県で窓口をつくってもわざわざ県庁には行かないので、地域密着でやるべきだが、スタッフ・予算の制約がある。しかし、様々な問題について総合的に照会できる部署が県にあると助かる。

#### (4) NGO等

##### ア 情報伝達の方法

- ・ 各国の相談者の中にリーダーを置き、その人と、パートナーを組んでいる。くちコミで団体の存在が知られている。
- ・ 入試の過程、問い合わせ先等を載せた冊子を作成している。教育委員会から学校に配布、日本語学校、ガイダンスを通じて参加者等に配布している。「家庭から学校への連絡シート」を普及させたい。
- ・ 無保険の外国人が多くなり、病院のたらい回しが社会問題となっていた1990年から、本格的に外国人の受診を始めた。当初、マスコミ（英字新聞を含む）等に多く取り上げられ、支援団体を通じた患者の紹介も多かった。
- ・ 現在は積極的に外部に情報提供をしてはいない。来院する患者は圧倒的にくちコミである。役所の窓口で聞いたという例もある。
- ・ 無料健康相談、休日検診等のお知らせは、団地自治会、教会、職安、民族料理店等にもチラシを配布している。
- ・ 自治会からのお知らせは、日本語にふりがなをふる。ローマ字やカタカナよりもその方が日本語の勉強になるという意見が外国人からある。
- ・ 直接本人へ情報伝達することを特に重視している。
- ・ 簡単な言葉で、分かりやすく話すことが大切である。

##### イ 情報伝達の効果

- ・ 相談経路はくちコミが多い。事務所の電話でなく、相談員の個人の携帯電話に直接相談がかかってくることもある。
- ・ くちコミで情報が伝わる最大の要因は、問題を解決したという実績である。実績が信頼を生み、情報が伝達しやすくなる。
- ・ 特に伝えたいことは、母語に翻訳して手渡しする。手渡ししないと、他のチラシと一緒に捨てられてしまう。
- ・ 民族料理店での情報伝達は有効と思われるが、日本人向けの料理店ではあまり意味がない。

## ウ コミュニティ

- ・ 外国人の中のリーダーの見極めが重要である。リーダー的言動をとっている人物が、同民族の集団から必ずしもリーダーとして認定されているとは限らない。
- ・ 教会の中に英語圏、スペイン語圏、ベトナム系の3つのコミュニティがある。コミュニティのリーダーに情報伝達を依頼すると伝えてくれる。必要に応じて、コミュニティの言語でのポスターやチラシを作って、配布や掲示板への掲示をしてくれる。

## エ 組織体制

- ・ 冊子の内容はボランティアが作っている。翻訳は、外国語を母語とする人が担当し、最終チェックはボランティア団体の人が担当している。
- ・ 過去にボランティアを受けた人が、後に冊子の翻訳に携わってくれたケースがある。
- ・ 日本語教室に来ている子どもたちやその親に協力してもらい、お知らせを作成している。配布は自治会役員が行う。団地内掲示板や各棟の掲示板への掲示も行っている。
- ・ 定住者の生活支援には、日本語教室は非常に重要である。
- ・ マイナーな言語ほど、通訳・翻訳がきちんとできる人材の確保は難しい。定住者の中から人材を発掘し、通訳・翻訳者として育てていく養成講座が必要ではないか。
- ・ 情報伝達の内容や方法を、当事者とともを考える必要がある。日本人サイドで決めてしまいがちである。

## (5) 外国人

- ・ できれば外国語版の広報紙が欲しい。
- ・ 外国人は母語と日本語の両方を習得する必要がある。自助努力が必要である。
- ・ 日本に来るにあたって、日本語学校、日本語学校の生徒、日本にいる先輩、親戚等から必要な情報は得られる。
- ・ 外国人が困難を感じることはほとんどは言葉ができないからであり、言葉が理解できるようになれば、日本人とほぼ同様の生活ができる。言葉の問題は本人の努力次第であり、2年あれば、必要な言葉はマスターできる。
- ・ 情報は難民事業本部やボランティア団体から入手している。学校の情報は、学校の先生やボランティアに教えてもらった。自分や妹は日本語が分かるが、両親や兄は分からない。
- ・ 母語で情報が欲しい。日本語ならふりがなをふってほしい。ひらがなが分かりやすい。
- ・ 同国人間の情報伝達はそれほどなく、日本人から教えてもらうことが多い。

## 3 調査結果についての考察

### (1) 情報伝達の方法について

どの機関も、多言語対応など様々な形で情報提供を行っており、紙ベースの情報はかなりの量で存在している。しかし、それが必要な人に届いているかどうかについては、検証が難しいこともあるが、必ずしも十分とはいえない。外国人登録窓口や相談窓口で冊子等を手渡しするなど、情報の存在を対面で伝える必要があると考えられる。また、

日本語にルビをふったり、分かりやすい日本語で情報を提供することが必要である。

ITの活用は重要な課題である。ITのスキルが人によって様々であるという問題はあるが、インターネットによる広報は今後より一層拡充されるべきメディアである。紙ベースの情報紙の多言語対応も、以前は手間やコストが莫大にかかったが、翻訳ソフトが近年充実したことにより、定期的に発行することが可能となった。現在のところ、ホームページについては更新の必要が少ない情報を主に多言語対応しているが、いずれは定期的に更新が必要な情報も多言語対応する方向へ進むことが望ましい。

なお、平成14年1月現在では、県内の自治体のうち、ホームページのトップページから英語版にアクセスできるようになっているのは、県及び10市2町（19市18町村中）である。市は横浜、川崎、横須賀、平塚、鎌倉、藤沢、相模原、厚木、大和、座間、町は葉山、箱根である。このうち、藤沢市は中国語版、大和市はスペイン語版も設けている。今後、一層の拡充が望まれる。

文字による伝達だけでなく、音声による伝達も考慮する必要がある。例えば、FM放送で、多言語による放送を実施することが考えられる。

## (2) 情報伝達の効果について

情報伝達の効果については、どの機関も十分には把握できていない。基本的にそれぞれの業務の担当部署が情報伝達を行っているが、外国人への情報伝達について集約し、効果を分析し、ノウハウを蓄積していく部署が必要と考えられる。また、多言語パンフレット等は、作ったままにせず、改訂していくことも必要である。

情報の分量が多すぎると活用されにくい。紙ベースでは、どこでどういう情報が得られるか等の必要最低限の情報を簡潔に分かりやすく記載したものととどめ、その先の詳細な情報は窓口や電話で直接聞くというのが効果的と考えられる。その場合は窓口での多言語対応を整える必要がある。

情報が伝わる際においては、くちコミや人的ネットワークの役割が大きい。行政では様々な制約があるが、NGO等ではネットワークが軽く、有機的な繋がりが生まれている。この部分を活用していく必要がある。

## (3) コミュニティについて

情報の伝達には、インフォーマルな人的ネットワークがどの程度存在しているかが影響する。「神奈川県外国籍住民生活実態調査」の結果からも、くちコミによる情報伝達は大きな部分を占めていることが分かるが、紙ベースの情報と並行して、インフォーマルな人的ネットワークを活用したくちコミによる広報を積極的に行うことは有効と考える。また、もっと周囲の日本人が関わりを持つ機会を増やす必要がある。特に災害等の緊急時には、身近な人を介した情報の伝達が必要であると考えられる。

例えば、外国人に伝達したい情報を県や市の広報紙に載せるとき、多言語対応が物理的に難しい場合に、「お知り合いやご近所に外国人の方がいらっしゃいましたら、このことをお知らせください」等の一文、あるいは「知らせてくださいマーク」のようなものをつけるということが考えられる。もっとも、もともと知り合いでなければいきなり情報を伝えることは難しいと思われるが、ある程度の効果は望めるのではないかと考えられ、また外国人が隣人として生活していることについての啓発的な効果もある。

情報を得るためには日本語能力の向上が重要であるが、日本語教室は単に日本語を教えるという機能だけでなく、コミュニティの機能も持っている。外国人が日本語教室に通いやすい状況をつくる必要がある。

地域コミュニティに、外国人が積極的に参画できるような体制づくりが必要である。日本人が外国人を助けるという発想ではなく、外国人は地域の人材と捉え、双方向の交流を生むことによって地域コミュニティの活性化が図られる。

#### (4) 組織体制について

通訳・翻訳の人材を育てることが重要である。日本人のボランティアを育成することと同時に、日本語教室で学んだ外国人を通訳・翻訳者にすることにより、外国人との協働も実現でき、より外国人が必要とする情報を分かりやすい形で提供できると考えられる。

行政内部で、外国語ができる職員を活用することや、「外国人へ情報を伝える必要がある」ということを共通認識として持つ必要がある。できれば川崎市のように、基本方針のようなものを持つことが望ましい。

## 4 情報伝達についての改善の方向性

3での考察を踏まえて、情報伝達に関する改善の方向性を次に挙げる。

### (1) 情報伝達の方法について

ア 情報の分量を多くせず、基本的な事項を簡潔に記載する。

情報量が多すぎると、かえって必要な情報にたどりつきにくくなる。また、改訂の必要が生じる頻度も高くなる。制度等について全ての説明を載せるのではなく、要点のみ記載し、問い合わせ先がどこかが分かるようにして、詳細な説明は別に行うほうがよい。

イ 「たかさんのことばに訳すだけでなく、かんたんな日本語で書いて、ふりがなを振ったものを作る。」のように、多言語だけでなく、平易な日本語版(ルビ付き)を作成する。

多言語対応しても、どうしてもマイナー言語を母語とする外国人を完全には網羅できない。日本語版を平易にするということも効果的であると考えられる。これは日本人にとっても分かりやすい情報提供となる。

また、多言語情報を作成するときには、(財)横浜市国際交流協会作成の「多言語情報作成マニュアル」が役立つ。このマニュアルの中でもやさしい日本語による情報提供が有用とされているが、その際の留意点として、次の6点が挙げられている。

漢字にひらがなのルビを付ける。

せっかくのルビも言葉が難しいと意味がない。

日本人には言い慣れた表現も外国人には難しい。

同じものに対して複数の呼称が定着しているとき、使い方を統一する。特に外来語に注意する。

日常生活で使われている言葉を使う。

「広報よこはま・子ども版」や小学生向けの案内が役立つこともある。



なお、この「多言語情報作成マニュアル」は、(財)横浜市国際交流協会のホームページに掲載されている。

ウ 人を介した情報伝達を行う。

パンフレット等が棚に置いてあるだけでは、どれが必要な情報なのか判断しにくい。外国人登録窓口や相談窓口で、冊子の内容を簡単に説明することが効果的と考えられる。特に外国人登録窓口は定住する外国人が必ず行く窓口の一つであるので、ここに情報提供や相談の機能を付加することは有効であると考えられる。

また、同国人団体やN G O、日本語教室などを通じたくちコミを活用することも有効である。

エ 広報紙等で、日本語版しか作成できない場合は、「お知り合いや近所に外国人の方がいらっしゃいましたら、このことをお知らせください」等の一文を付け加える。

広報紙のスペースの問題から、多言語対応が難しい場合も多い。外国人が隣人として生活していることの啓発も兼ねて、日本人または日本語ができる人から外国人へ情報が流れると効果的と考えられる。

オ できるだけ多様な媒体を使い、外国人が身近に情報に接する機会を増やす。

情報に触れるチャンスはできるだけ多い方がよい。身近なところに情報を置くという観点から、自治会の掲示板なども積極的に活用されることが望まれる。

インターネット、メールマガジンなどのI Tの活用や、保有率が比較的高い携帯電話の活用も効果的と考えられる。

情報を伝えたい相手の属性が限定されている場合は、例えばラテン系の人を対象とするならば、スペイン語新聞のようなエスニックメディアに掲載してもらうことも有効である。

また、ラジオやケーブルテレビを活用し、多言語で情報を流す時間帯を定期的に設けることは、音声による情報という点で重要であると考えられる。

## (2) 組織体制について

ア 外国人への情報伝達のノウハウを集約・蓄積し、分析する部署を設ける。

業務の担当部署がそれぞれに情報提供をするという体制が多いが、冊子等を作った後はどこかに集約し、どのような工夫をすれば情報が伝わりやすいかというノウハウを蓄積し、担当部署にアドバイスできる体制を整えることが望ましい。また、効果測定については困難があるが、「配布した印刷物の残部確認」「読者カードの活用」「イベント等で配布した場合のアンケートの実施」(注2)等の手段を用いて、効果を把握していく必要がある。

イ 外国語ができる、もしくは外国文化を保持する職員を活用する。

職員の中には外国語に堪能な人材もいるので、その能力を十分に活用できるような体制を整える。また、外国文化を保持する職員を配置すれば、同じ文化圏の外国人は相談しやすい。

ウ 関係部局が連携を強化し、「外国人へ情報を伝える必要がある」ことを共通認識とし、必要な研修を行う。

外国人の担当部署だけが情報提供を工夫するのではなく、全庁的に、外国人が情報を必要としているという認識を持ち、伝えようとする姿勢を持つ必要がある。そのために、外国人が直面する課題についての基本的な研修を関係部局が連携して行い、偏見を持った対応をすることのないよう留意する必要がある。

エ 外国人からの意見を取り入れる仕組みをつくる。

情報を発信する側の都合だけでなく、受信する側の意見を聞く必要がある。また、行政等が一方的に情報を発信するのではなく、外国人との双方向の情報のやりとりにすることが望ましい。外国籍県民かながわ会議などの一層の活用や、情報提供の効果測定を行うことが考えられる。

---

注 1 ) かなわ自治体の国際政策研究会『神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書』、2001、p 68

注 2 )(財)横浜市国際交流協会「多言語情報作成マニュアル」

# 第4章 提言

---

## 1 「開かれた地域社会」に向けて

当研究チームでは、これまで、在住外国人に関する様々な課題について、「労働・雇用」「教育」「社会保障」「居住環境」「保健医療」「地域社会とネットワーク」の分野における、その原因や改善の方向性について言及してきた。また、各分野に共通した課題として「情報を必要としている外国人」に、いかに「必要情報」を提供するかという「情報伝達」のあり方についても考察を重ねてきた。

地方自治法第10条では「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」としている。

外国人が地域社会に積極的に参画し、様々な課題を解決しながら、共に地域の発展に取り組んでいくことができるような環境を整えるためにも、個人レベルでは、従来からの「日本人」か「それ以外」という根強い考え方を乗り越え、同じ地域に住む住民として、共に平等でより良い豊かな社会を築いていくという姿勢が求められ、また地域の自治体においては、より具体的な行政施策の展開が必要となってくるのではないだろうか。

かつて、私たちの祖先は大陸からさまざまな文化や人を受け入れ、豊かな国を築こうとしてきた。翻って、グローバル化が進行し、「モノ」「カネ」「情報」の国家間の垣根がなくなりつつある今日、唯一「ヒト」の流れについて、これまでのような外国人を管理する目的で行われてきた出入国管理政策のみで対処することには、限界が生じてきている。

在住外国人に関する様々な問題を、その「基本的人権」という側面から捉え直し、自らが積極的に、外国人と共に生きる社会を模索していくことができなければ、国際社会において孤立を深めることにもなりかねないし、また責任ある立場の国として発言していくことも困難になるであろう。

21世紀を迎えた今こそ、明治維新、第2次世界大戦後に並ぶ、意識の大きな変革(真に公正で人間性豊かな共生社会の実現に向けた意識変革)を迫られている。

本章では、第2章第2節の各論及び第3章において示されたそれぞれの分野の課題や改善の方向性などを踏まえ、「開かれた地域社会」の実現に向けて、特に取り組むべき方策について提言を行う。

## 2 総括的提言

### 提言 1 外国人に配慮した情報伝達の実現に向けた取組の実施

- (1) 県のホームページの多言語対応
- (2) 多言語放送の実施
- (3) 庁内体制の整備

#### 1 趣 旨

本研究においてヒアリング調査等を行った結果、外国人に配慮した情報伝達に関する課題として、次の四点が挙げられる。

日常生活に必要な情報が外国人に届いていない

外国人の声が十分に行政に届いていない

自治体情報が有効に活用されていない

情報提供の工夫が必要である

そこで、これらの課題の解決に向けて、以下の点について提言を行う。

#### 2 内 容

##### (1) 県のホームページの多言語対応

現在、神奈川県ホームページの英語版には、「かながわ新総合計画 21」「かながわトゥデイ」「統計情報」、等の6つのトピックスが掲載されているが、いずれも外国人が日常生活を送る上で、すぐに参照するような内容となっていない。

関東の1都6県のうち、ホームページの英語版から生活情報や窓口ガイドのような情報にアクセスできるのは1都4県（茨城・栃木・埼玉・千葉・東京）であり、群馬県においては県施設等の連絡先が記載され、ポルトガル語・スペイン語版が有る。

特に東京都の場合には、ホームページ上の「Tokyo Living Guide」にアクセスすると、日本で生活する上で必要な情報が体系的に網羅されている。

本県のホームページは、それと比べて、外国人が生活を送る上で利用するには、まだ十分とは言えない状況である。しかし、ホームページの内容を、すべて多言語対応するのは物理的に困難であるため、次に掲げる順に段階的に実施する。

第一段階：神奈川県日本語ホームページの現在の項目のうち、少なくとも次のものは多言語訳を併記する。

- ア くらしの相談窓口案内（特に外国人相談窓口）
- イ 公共施設案内
- ウ 災害情報
- エ 国際・基地対策（一部分だけでも）
- オ 県庁へのアクセス

あわせて、「外国人くらしのガイドブック」等の、県の外国籍県民向け情報誌一覧（「改訂新かながわ国際政策推進プラン」掲載の情報）の多言語版をつくり、トップページからアクセスできるようにする。

第二段階：県内市町村やN G Oの、多言語対応のページにリンクさせる。

第三段階：例えば、茨城県のホームページの「for Foreign Residents」のような、居住する外国人に必要と考えられる生活情報ガイドを掲載する。その情報には県の施設や施策だけでなく、市町村や国が行う行政サービス・手続きについても掲載する。また逆に、市町村のホームページにも、県の情報を載せてもらう。

第四段階：県ホームページの「わたしの提案」「声のひろば」について、多言語対応し、日本語が得意でなくても意見・感想等を送りやすいような環境を整えることで、外国人の声を施策に反映させていく。情報に特化した意見募集コーナーもつくり、その意見等を踏まえて、情報伝達の方法を改善していく。また、「わたしの提案」以外に、多言語対応の相談・質問コーナーを作り、電子メールで回答や関係機関・N G Oの紹介などのやりとりを行う。

翻訳言語数は、静岡県のように5か国語（英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語）対応すればかなり網羅できると考えられるが、手始めとしてまず少なくとも英語版を作成する必要がある。

また、観光客として訪れる外国人に、神奈川県の良いところを紹介し、観光情報の多言語対応を将来的に行い、積極的にアピールしていく。

## (2) 多言語放送の実施

文字情報だけでなく、音声情報を流すことは、情報を伝える際に有効と考えられる。現在、「インターFM」で行われている「パブリック・アナウンスメント」（行政からのお知らせ等の多言語放送）のような放送を、県としても行うことが考えられる。

例としては、現在、神奈川県では、TVKテレビに3本、ラジオに3本の番組を持っているが、このうち毎週月～金曜日の午後の5分間枠の「神奈川県からのお知らせ」を10分に拡大し、後半の5分間は日替わり（例えば月曜日はハングル、火曜日はスペイン語）で多言語の行政情報・生活情報を放送する。また、ラジオにも同様の枠を設ける。

市町村と連携し、ミニFMで同様の放送を行うことも考えられる。

また、災害時には複数言語で災害に関する情報を放送する。特に災害時には、母語で情報を聞くことにより、パニック状態に陥ることが防止できると考えられる。

## (3) 庁内体制の整備

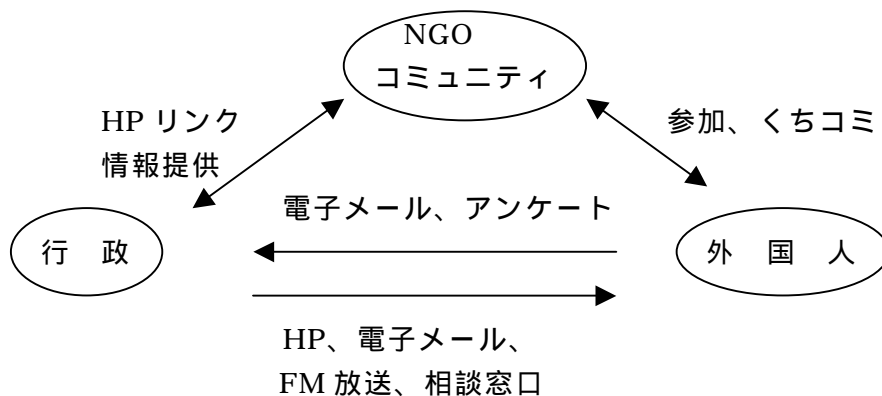
外国人への情報伝達のノウハウを集約・蓄積し、分析する部署を設ける必要がある。担当部署がそれぞれに情報提供をするという体制が多いが、冊子等を作ったあとはどこかに集約し、どのような工夫をすれば情報が伝わりやすいかというノウハウを蓄積したほうが効果的である。例えば、これまでに行った多言語対応の冊子について、外国人や配布した部局にアンケート・ヒアリングを行い、どの程度効果があったのか、どう改善の必要があるのかを分析する。

また、その担当部署だけが情報提供を工夫するのではなく、全庁的に、外国人が情報を必要としているという認識を持ち、伝えようとする姿勢を持つ必要がある。そのために、外国人の直面する課題についての基本的な研修を関係部局が連携して行い、偏見を持った対応をすることのないよう留意する必要がある。例えば、新採研修や階層別研修に組み込むことが考えられる。

職員の中には外国語に堪能な人材もいるので、その能力を十分に活用できるような体制を整える。例えば、職員が話すことができる言語を登録(「いきいき職員データベース」の拡充が考えられる)しておき、所属長に派遣の了解をとっておく。外国人の来庁や電話があつて窓口で対応しきれない場合にその職員に連絡し、派遣又は電話対応を依頼する。職員は管理監督者に告げた上で、業務との兼ね合いで可能な範囲で対応する。ちなみに、県内の自治体では、相模原市が職員派遣システムを行っており、登録した職員に対し委嘱状を交付し、勤務時間内に職務の一環として、外国人との必要な対応を行っている。

また、NGO や地域コミュニティとの連携も必要である。ホームページのリンクに加え、NGO から外国人に情報を伝えてもらうという方法も積極的に利用する。

#### 外国人に関わる情報の流れ



## 提言2 「外国人生活支援センター（仮称）」の設立

### 1 趣旨

外国人に対する生活支援は、従来、行政機関をはじめ、NGO・NPO等の団体が個別に行ってきた。相談内容が当該団体に解決できない場合は、関係団体を紹介する等の連携を図っている。しかしながら、これらの団体の間で支援のための情報を共有する仕組みや、連携のためのネットワークが確立していないために、現状では各団体が独自の判断によって支援を行っている場合が多い。

一方、外国人が生活する上で直面する問題は、労働、教育、福祉、居住環境、医療等多岐にわたる。問題を解決するために多くの場所に相談に行かねばならず、時間がかかることも多い。外国人が直面している問題は、個別の分野ごとに生じているのではなく、言語、文化の相違が背景となって生じている場合が多いので、総括的包括的に捉える必要がある。

そして外国人の支援にあたっては、単に関係団体の連携を強化するのみならず、支援のプログラムとプランを示し、コーディネートを行い、生活全体に継続的に関わる機関の設置が求められる。

また、従来、基本的には、問題が生じるまでその問題を発見することは困難で、相談があってから支援が行われる、いわば対症療法的支援が多かった。しかし、生活全体に継続的に関わる上記のような機関があれば、問題の早期発見が可能になるばかりでなく、未然に防ぎ得る予防的支援も可能となる。

支援をする側からも、関係機関の連携を強化し、人材の研修機能等を集約することにより、外国語に堪能である等の有能な人材を、特定分野の支援相談のみではなく、様々な分野の相談に活用し、育成することができるなど、人的資源の上からもメリットが大きい。

そこで、本提言では、外国人の生活全体を総括的、継続的に支援する機関として、NPO法人「外国人生活支援センター（仮称）」（以下、「支援センター」とする）の設立を提案する。

### 2 内容

支援センターの機能および活動内容は、以下のとおりである。

#### (1) 情報集約・提供機能

公的機関やNGO・NPO等が発行している外国人のための生活情報を集約し、住民や県、市町村、NGO・NPO等からの問い合わせに対応する。あわせて、集約した情報をインターネットやFM局等も活用しながら、多言語で幅広く提供していく。

#### (2) 相談対応機能

現在、神奈川県内には、様々な行政機関によって外国人相談窓口が設置されているが、窓口の役割分担が重複し、非効率になっている面が見られる。

できるだけ少ない予算で最大の効果を生んでいくためには、各窓口の役割分担を再

検討する必要がある。一般的な生活相談については、最も身近な公共機関である市町村で対応し、より複雑な分野の相談については、県から相談事業の委託を受けた支援センターで対応するように、相談内容によって役割分担をしていけば、さらに効率的な相談体制をつくることができる。

例えば、現在、国際課が所管している「外国籍県民相談窓口」、労政福祉課が所管している「外国人労働相談窓口」、かながわ外国人すまいサポートセンターで行われている「すまいに関する相談」を支援センターに委託する。新たに医療通訳の機能を付加し、外国人からの相談全般に対応できる窓口を設置するという方法がある。

### (3) 人材育成及び研修機能

支援センターに携わるスタッフの業務遂行能力を向上させるため、必要とされる語学力及び知識に関して、定期的な研修を実施する。また、医療通訳のように、専門的で高度な知識と技能を必要とする通訳を登録・紹介するシステムをつくり、併せて専門的な研修を定期的に行う。

また、外国人にとって一番の問題は言葉である。現在、県内においても学校や様々なボランティアグループによって、日本語指導や日本語教室が行われているものの、それぞれの団体や組織の間で、教え方や教材に関する情報が十分共有されていないといった問題がある。

現在、(財)神奈川県国際交流協会を中心として発足した「国際教室等における教材整備共有化のための検討委員会」の中で、国際教室における教え方や、教材の情報共有化について協議されている。この委員会では、将来的にそれらの情報をインターネットで提供し、かつ国際教室に携わる様々な人が情報を交換できる「リソースセンター」の設立を目指している。例えば、このような取組の成果を活用しながら、地域の日本語教室の指導員に対して、育成及び研修のプログラムを実施する方法がある。

### (4) ネットワーク機能

支援センターを、県、市町村、外国人支援NGO・NPO、ボランティア、住民等を結びつけ、意見や情報を交換できる場所として位置付ける。各地域において中心人物的な役割を果たしている在住外国人、すなわち「コミュニティチャンピオン」となっている外国人にもスタッフとして積極的に参画してもらい、誰もが住みよい街づくりをともに考える「協働」の態勢づくりを目指す。そして、一般の外国人も徐々に活動に巻き込み、次の「コミュニティチャンピオン」の育成を図っていく。

## 3 「支援センター」の設立の方法

支援センターの設立の方法として、一つの支援センターに様々な機能を集約した(1)「多機能型」、及び個別分野ごとにネットワークを組織し、分野ごとに中核組織としての支援センターを設ける(2)「機能分散型」の2つを提案する。



(1) 多機能型

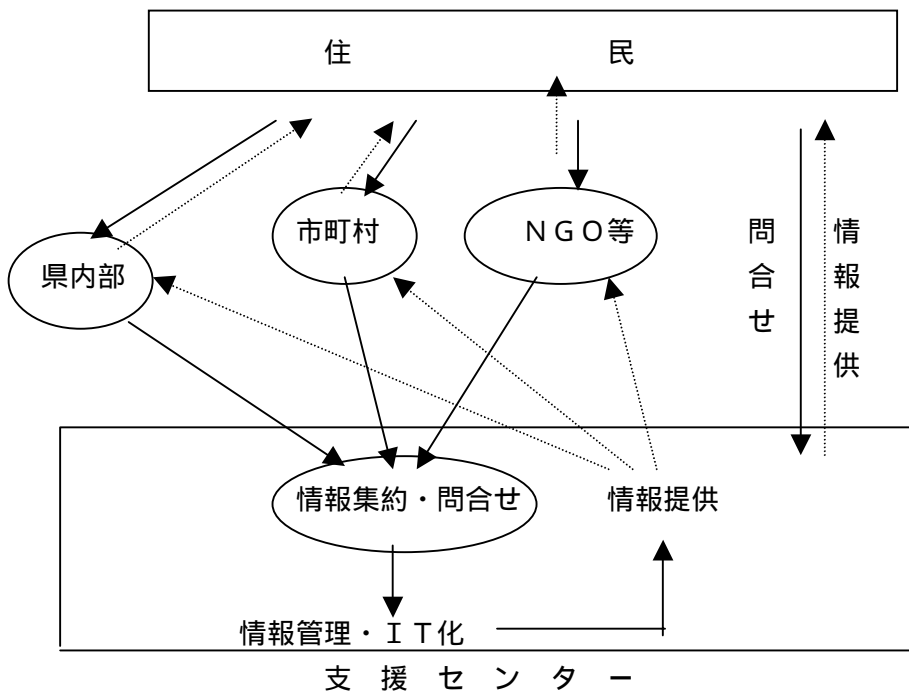
在留外国人への生活支援に関わる様々な機能を一つに集約した形で、関係各機関・団体の協力・連携を実現した支援センターをNPO法人として設立する。

支援センターには、常駐の支援スタッフを置いて、行政の保持する各種機能のノウハウの提供・定着を図り、また、関係団体の協力参加を実現する。

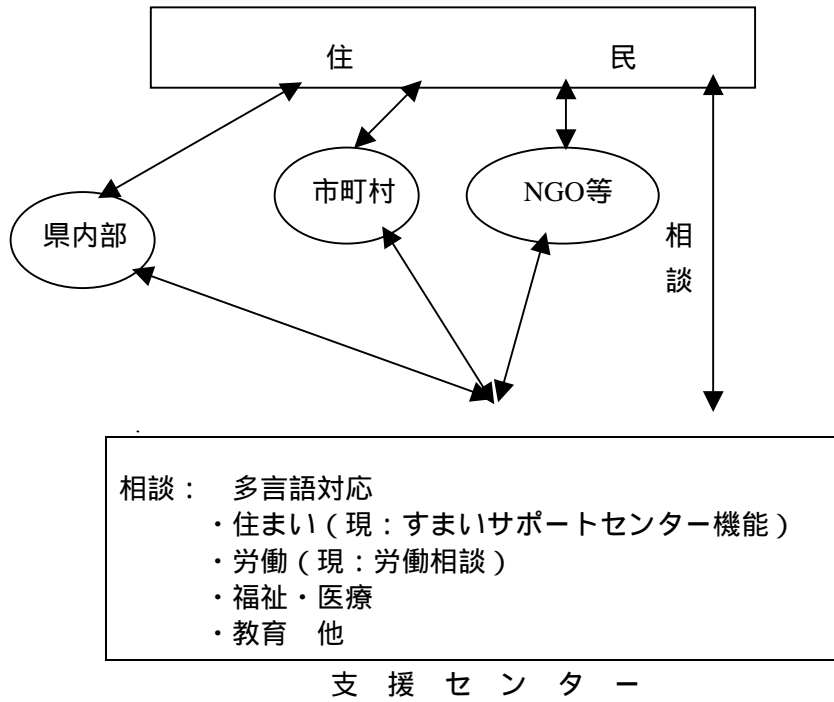
以下、多機能型センターの概念図を掲載する。

「多機能型」支援センターのイメージ図

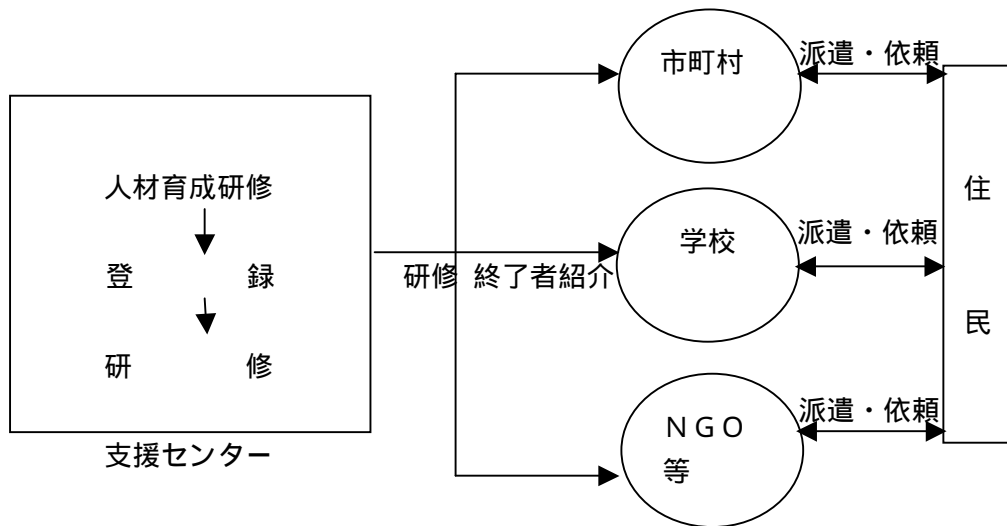
ア 情報集約・提供機能



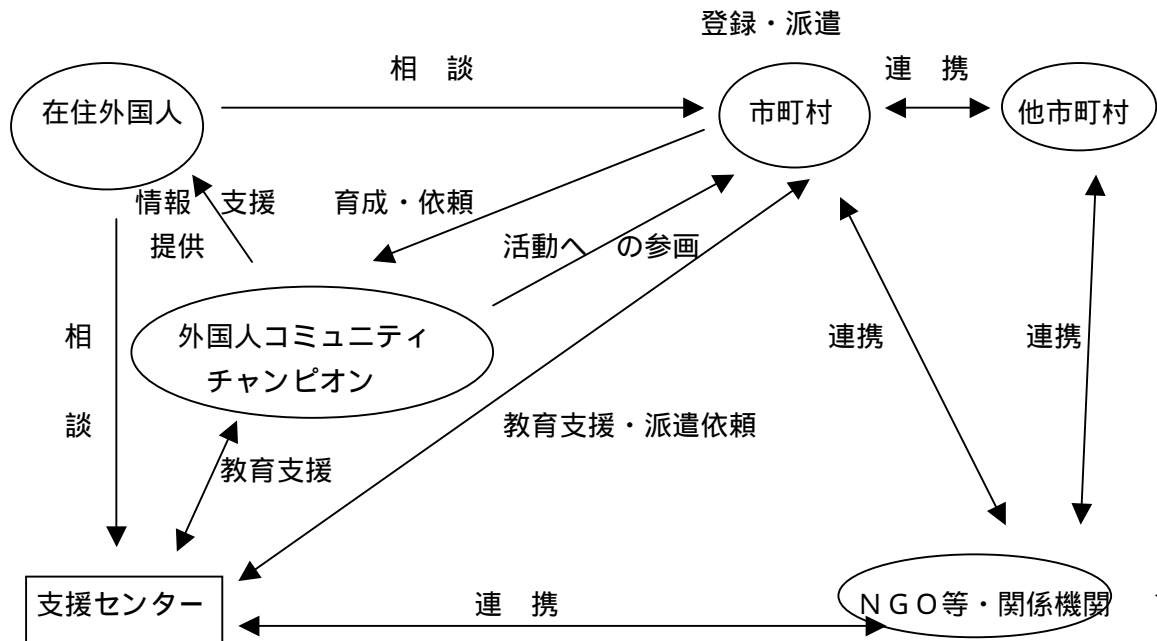
イ 相談対応機能



ウ 人材育成及び研修機能



## エ ネットワーク機能



### (2) 機能分散型

在住外国人への生活支援に関する情報集約を図り、関係各機関・団体の連携を担う「外国人生活支援ネットワーク（仮称）」（以下、「支援ネットワーク」という。）を個別分野ごとに構築、そしてそれぞれのネットワークの中核にNPO法人の支援センターを設置する。

本報告書の各論で述べたとおり、現在、在住外国人にとって深刻な問題となっているのは、労働・雇用、教育、社会保障、居住環境、保健医療、地域社会とのつながり、情報伝達などの分野である。

このうち、居住環境については、本県では行政機関、不動産業界、在住外国人、NGO、ボランティアの連携によって「外国人居住支援ネットワーク」がつくられ、その中心的機関として、ボランティア組織の「かながわ外国人すまいサポートセンター」が設立された。このことによって、在住外国人の居住環境問題についてはかなりの前進が見られている。他の分野においても、行政機関、関係団体、在住外国人、NGO、ボランティアの連携によって、それぞれの問題に取り組む支援ネットワークをつくり、それぞれの中心的機関として、支援センターを個別分野ごとに設立すれば、在住外国人が直面している諸問題の解決に大いに役立つと考えられる。そして、それらの支援ネットワークが相互に連携することによって、在住外国人が直面している課題について、総合的な取組を進めることができる。

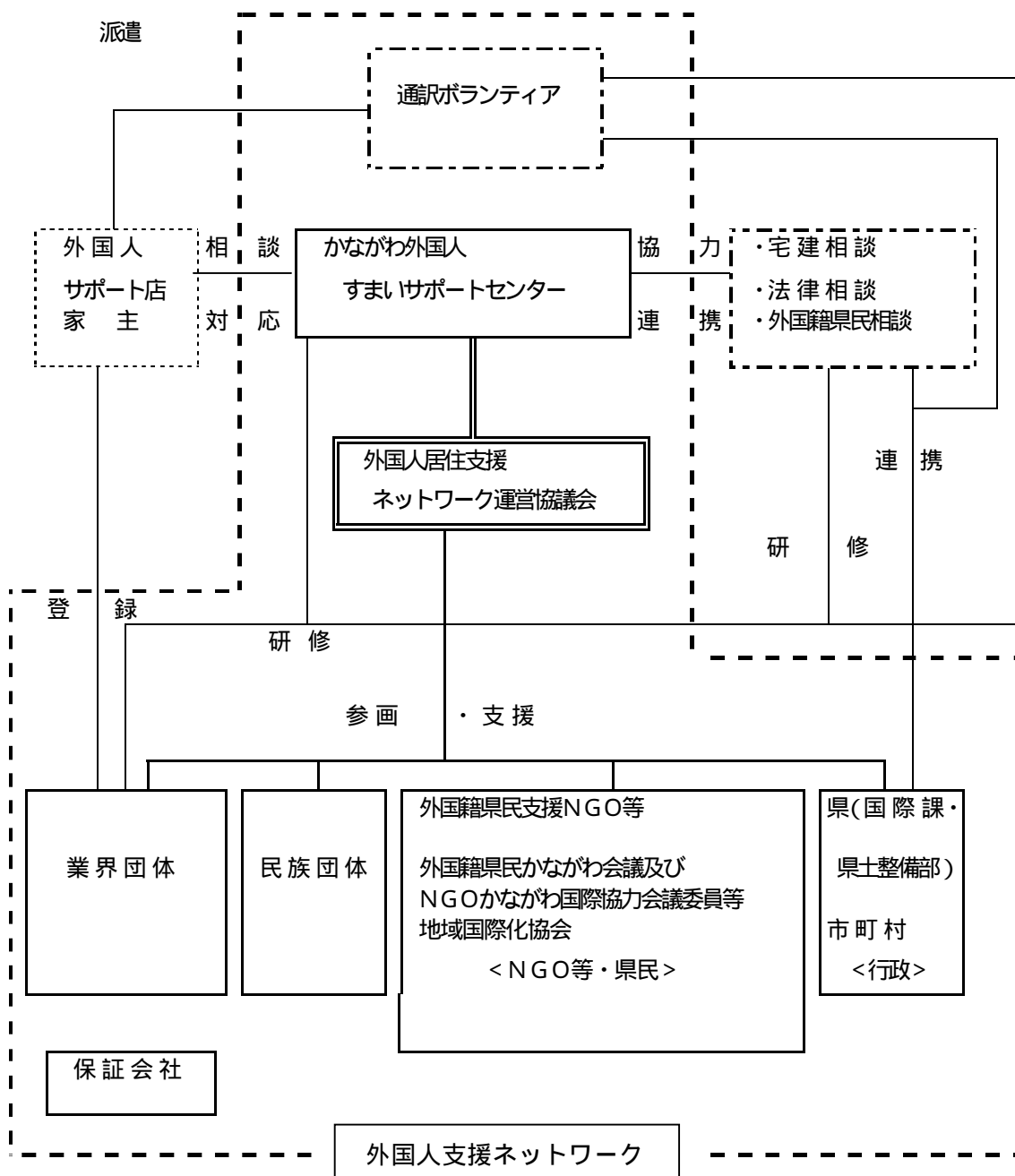
機能分散型センター（支援ネットワークを含む）の例として、居住環境の分野における、現状の「外国人居住支援ネットワーク」及び「かながわ外国人すまいサポートセンター」のイメージ図を掲載する（次頁参照）。

### (3) 設立検討委員会の設置

支援センターの設立に先立って、県主導で設立検討委員会を設置し、設立に向けた準備をしていく。設立検討委員会のメンバーは、県をはじめとする行政機関、関係団体、県内在住在勤外国人、NGO、ボランティアとする。それぞれの分野によって、効果的な支援センターのあり方は異なる可能性があるため、県主導で設立検討委員会を立ち上げ、必要に応じてモデル事業も実施し、それぞれの分野に最適な支援ネットワークおよび支援センターのあり方を検討する。

### 機能分散型センター（支援ネットワークを含む）のイメージ

（現状の外国人居住支援ネットワークのイメージ図）



### 3 分野別提言

#### (労働・雇用)

##### **提言 1** 外国人労働者に対する日本人労働者と同様の権利・義務の履行及び支援

- (1) 雇用のミスマッチの解消（留学生の就業支援）
- (2) 事業者啓発
- (3) 外国人労働手帳の配布及び外国人労働相談の広報の充実

#### 1 趣 旨

日本で働く外国人労働者に対して、日本人労働者同様の権利・義務が履行され、また支援が受けられるよう施策を展開する。

#### 2 内 容

##### (1) 雇用のミスマッチの解消（留学生の就業支援）

昨今の我が国における危機的な雇用情勢の打開には、「雇用のミスマッチ」の解消が必要である。求職者側と雇用者側のニーズがかみ合わないゆえに起こる失業を回避することが、今、最も解決を必要とする課題である。

具体的な施策としては、高技能労働者養成のための能力開発、就業相談支援（キャリアアカウンセラー）制度、若年失業者の試行的雇用（トライアル雇用）制度、卒業予定者の体験就労（インターンシップ）制度、中高年齢者・障害者等の雇用促進、潜在的能力を持った女性の社会進出のための男女共同参画の推進、介護・育児支援などが、国をはじめとして各自治体において積極的に実施されている。

この「雇用のミスマッチの解消」により開かれた労働市場が形成されることによって、外国人労働者も自らの保持する技能・能力がより発揮されやすい環境での就労の可能性が広がると期待される。

そこで、特に、日本においてキャリアアップを図っている外国人留学生に対して、その修得したキャリアを日本において円滑に活かせるよう一層の支援を行う。具体的には、国において「留学生の就職支援に関する連絡協議会」が設置され、検討が進められているのを受け、自治体においても、外国人留学生の積極的かつ人材本意の受け入れが可能となるよう「インターンシップ制度」「雇用・就業相談会」「産学共同事業の推進」など多様な既存施策のより一層の充実を図る。

##### (2) 事業者啓発

外国人労働者を雇用する事業者に対しては、既に労働局をはじめとした国の機関において啓発並びに指導・監督が実施されている。これを受けて、県においては、労働関係情報紙等において、広く外国人労働者の雇用についての広報、啓発を実施、併せて県の実施する事業所訪問等において、外国人労働者の雇用に対する意識啓発の実施を行う。

(3) 外国人労働手帳の配布及び外国人労働相談の広報の充実

現在、英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ハングル・フィリピン語の6か国語で発行している外国人労働手帳の配布にあたり、外国人労働相談件数等の推移、外国人労働者数の増減などを参考に、配布数、配布先について検討、充実を図る。

具体的には、外国人労働者が労働に関わる問題等に遭遇する前に、その水際での啓発を主眼に置いて、より入手しやすいよう、公共職業安定所、市区町村外国人登録窓口等、直接外国人対応を行う機関への一層の配布増を検討、また当該窓口での積極的配布について協力を依頼するなどして、労働問題発生の未然防止を図る。

さらに、県商工労働センター等で実施している外国人労働相談について、今後増加が予想される外国人の直面する労働問題に対応するため、行政情報紙、リーフレット等を活用し、相談窓口の広報の充実を図る。

具体的には、外国人労働者への相談窓口のより一層の周知を図るため、外国人労働者が問題に直面した際に救済を求める関係機関、中でも特に最も救済を求めやすいと考えられる外国人コミュニティ、互助組織、教会等の関係団体へのリーフレット等の一層積極的な配布増を検討し、併せて労働関係情報紙をはじめとした関係機関の発行する情報紙、機関誌、またミニコミ誌、外国人コミュニティ発行の定期刊行物等へのさらなる情報の掲載を実施、または依頼する。

参考資料

<平成11年度・12年度外国人労働手帳の配布先・配布数> (県労政福祉課)

(単位：部)

配 布 先	英 語	ハングル	スペイン語	ポルトガル語
東京入国管理局横浜支局	3	3	2	2
神奈川労働基準局	3	3	4	4
大使館	2	1		
労働基準監督署 (横浜南労働基準監督署 ほか11か所)	12	12	24	24
公共職業安定所 (横浜公共職業安定所 ほか15か所)	91	66	140	140
商工労働センター等 (横浜労働センター ほか9か所)	80	95	280	240
広報県民課 (県政情報センター)	15	15	15	15
広報県民課横浜駐在事務所 (県民の声・相談室)	20	20	40	40
市区町村外国人登録担当課	297	257	120	120
市町村外国人相談担当課 (横浜市市民局市民相談室)	11	11	20	20
〃 (横浜国際交流ラウンジ情報コーナー ほか11か所)			180	180
その他	10	10		
合 計	544	493	825	785

英語・ハングルは平成11年度、スペイン語・ポルトガル語は平成12年度配布

<平成12年度外国人労働相談リーフレット配布先・配布数> (県労政福祉課)

(単位：部)

配 布 先		配布数
県 機 関	労政福祉課	340
	各商工労働センター等 (横浜労働センター ほか9か所)	660
	県政情報センター ほか20か所	670
小 計		1,670
国 の 機 関	神奈川労働局	50
	各労働基準監督署 (12か所)	360
	各公共職業安定所 (16か所)	480
	各社会保険事務所 (13か所)	390
	東京入国管理局横浜支局	20
	神奈川人材銀行 ほか7か所	240
小 計		1,540
労 使 団 体	連合神奈川	10
	神奈川労連	10
	神奈川県経営者協会	10
	中小企業団体中央会	10
	中小企業集団連合会	10
	中小企業経営者協会	10
小 計		60
市 町 村	外国人住民登録主管課 (横浜市、川崎市の各区を含む)	1,240
	市民相談主管課 ( " )	1,100
小 計		2,340
東 京 都	労政事務所 (10か所)	100
	労働経済局労政部労働組合課	10
	東京都外国人相談センター	20
小 計		130
大 使 館 ・ 関 係 団 体	ブラジル連邦共和国大使館 ほか13か所	260
	関係団体 (49か所)	1,000
	神奈川県国際交流協会	
	横浜国際交流ラウンジ	
	外国人雇用サービスセンター	
	カラバオの会	
	野毛山キリストの教会	
在日大韓基督教横浜教会		
生麦地区センター ほか		
小 計		1,260
合 計 (281か所)		7,000

< 平成12年度外国人労働相談の内訳 > ( 県労政福祉課集計 )

言 語	件数	構成比(%)	国 籍	件数	構成比(%)
ポルトガル語	124	21.2	ブラジル	134	22.9
スペイン語	292	49.9	ペルー	239	40.9
			アルゼンチン	2	0.3
			その他中南米	28	4.8
中 国 語	77	13.2	中 国	63	10.8
			帰化者(日本)	22	3.8
ハ ン グ ル	39	6.7	韓 国	39	6.7
英 語	53	9.1	アメリカ	7	1.2
			カナダ	3	0.5
			ヨーロッパ	19	3.2
			オセアニア	1	0.2
			アフリカ	10	1.7
			フィリピン	6	1.0
			その他アジア	8	1.4
			不 明	4	0.7
フィリピン語	( 相談窓口なし )		言語と国籍の対比はおおよその連関		



## (教育)

### 提言 2

外国籍児童・生徒の学習権保障の一層の向上のため

- (1) 日本語教育のさらなる充実を目指して、  
外国籍児童・生徒及びその保護者用教材・諸資料（日本語・母語）の共有化のため担当セクションを設置
- (2) 日本語指導体制の一層の充実を目指して、  
外国籍児童・生徒が5名以下の在籍校における日本語指導のより一層の整備  
外国籍生徒の受け入れ体制の向上を図るため
- (3) 県立高等学校入学試験における「外国人」枠の拡大及び拠点校の増設  
外国籍県民との共生を目指して
- (4) 「総合的な学習の時間」等において、NGO・NPO、ボランティア等の取組活動などを紹介することにより、外国人との共生についての理解を深める。

### 趣旨及び内容

- 1 外国籍児童・生徒及びその保護者用教材・諸資料（日本語・母語）の共有化のため担当セクションを設置

例えば、県内のある小学校では4か国語の保護者宛通知文のサンプル（数十種類）を作成している。日本語教材についても、様々な機関・個人が開発している。予算状況も厳しい昨今、これまでのように県市町村、学校、教員個人などが個別に外国籍児童・生徒用教材（主として日本語指導関係）や保護者用通知文（主として母語表記書類）等の諸資料を開発する方式は非効率的である。

そこで、それらを共有化するため、それに相応しい機関に外国籍児童・生徒及びその保護者用教育資料担当セクションを設けることを提案する。そのセクションは、教材や書類等を開発した機関・個人に提出を求め、収集後、それらを分類・整理し、さらには閲覧や転用を希望する機関・個人に対し、公共性、公益性がある限り、提供する。

また、その際、大学をはじめとする関係諸機関との連携を視野に入れて行う。

- 2 外国籍児童・生徒が5名以下の在籍校における日本語指導のより一層の整備

第2章第2節の各論で述べたように、外国籍児童・生徒が5名以上在籍する場合、日本語指導には特別の配慮がなされている。しかし、一方で「5人未満しか在籍していない学校が全体の約8割を占め、こうした学校では十分な指導体制が取られていないとされる」（2002年2月25日付、読売新聞）という問題がある。同報道によれば、この問題も含め日本語指導に関する様々な課題の克服を文部科学省は検討中であるというが、本県においても在籍する外国籍児童・生徒が比較的少ない学校における日本語指導等に関して、非常勤講師の一層の導入やボランティアへの協力要請などによって充実させる。

3 県立高等学校入学試験における「外国人」枠の拡大及び拠点校の増設

多くの外国籍の生徒は、高校進学を希望しているにもかかわらず、日本語が不十分なことや学習内容が難しいことなどから、入学が難しい状況にある。

現在、県立高等学校の一部においては、入学試験の「外国人」枠を設けているものの、今後、入学が見込まれる外国人生徒を受け入れるために、外国人枠をさらに拡大していくことが必要である。

さらに外国人生徒受け入れの核となるような拠点校を増設していくことを提言する。

4 「総合的な学習の時間」等において、NGO・NPO、ボランティア等の取組活動などを紹介することにより、外国人との共生についての理解を深める。

「開かれた地域社会」の実現に向けては、外国人との共生についての学校教育の段階から理解を深めていくことが必要である。また、これまで自治体、NGO・NPOなどが取り組んできた取組と学校を繋いでいく上でも意義がある。

そこで、小・中・高等学校で行われる「総合的な学習の時間」や社会科等の授業において、NGO・NPO等の取組活動を紹介するなどして外国人との共生の理解を深めていくことを提言する。

その実施にあたっては、NGO・NPO、ボランティアの協力のうえ、生の声を聞く、NGO・NPOの活動事例集を題材にして学習することなどが考えられる。

【メリット】

実施することにより、次のメリットがある。

外国人と地域社会のつながりを理解する。

具体的な話を聞く、又は題材とすることにより、実感を深めるとともに、ボランティアの理解、問題解決能力の育成に寄与する。

NGO・NPOなど「まちの先生」と「学校の先生」をつなぐことができる。

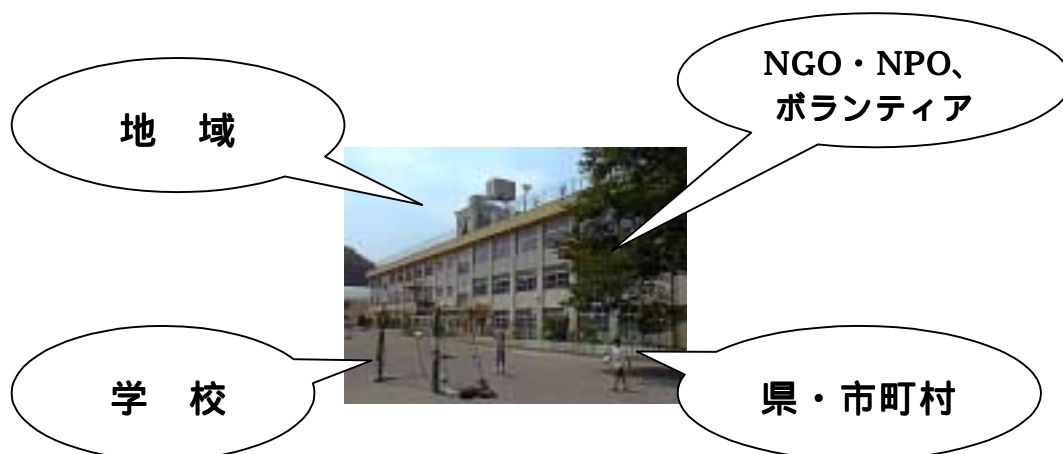
【役割分担】

学校、NGO・NPO、ボランティア、市町村・県の役割は次のとおりである。

学校：外国人との共生を目指した授業の実践

NGO・NPO、ボランティア：「まちの先生」として協力

市町村、県：コーディネーターとして支援、企画支援、事例集の作成協力



## ( 社会保障 )

### 提言 3 わかりやすくアクセス、利用しやすい制度の運営

- (1) 広範な制度案内
- (2) ターゲットを絞った情報の提供
- (3) 援護を要する人の探索

#### 1 趣旨

外国人が必要な時に必要な制度を利用できるよう、各制度に対する知識と制度を利用する際の方法を確保するため、効果的な制度周知を行う。同時に行政機関においても外国人を社会的に援護を要する人々として認識し、問題の早期発見と制度の積極的な活用を行えるよう体制を強化する。

#### 2 内容

##### (1) 広範な制度案内

県は、外国人が利用できる各制度へ至る手順を確保することを目的に、広範な制度案内を作成する。その際必要とされる情報は、現在作られている「生活マニュアル」のような生活全般に関わる詳細なものではなく、あくまで制度そのものの存在の周知と、その制度に関する相談先が明確に記されているものである。いわば制度へのアクセス先を明示する「ゲートウェイ」機能の役割を担うことを目的とする。よって、冊子ではなくチラシのような情報量の少ないほうが望ましく、制度に至る「マップ」的使われ方を想定する。これを可能な限り多言語で作成し市町村に配布する。さらに、在留資格により必要とする情報も異なるので、在留資格ごとに作成することも、より重要度、利用確率の高い情報を提供するという観点から、効果的と考えられる。市町村は、これに自治体独自の制度等を加えた上で、外国人が入国当初に必ず訪れる外国人登録の窓口を設置し、外国人に対し手渡す。単なる配布や任意に委ねられる設置と比較し、窓口での手渡しは注意を喚起しやすく、意識づけも高く、効果的であると期待できる。

また、入国する外国人に漏らさず手渡すという観点から、入管の窓口に対し配布の協力を求めていく。

##### (2) ターゲットを絞った情報の提供

制度案内等の情報は広く一般に提供するよりも、ある程度ターゲットを絞って提供することの方が効果的である。市町村は外国人世帯の国籍、世帯構成や滞在年数等を把握し、それを踏まえた上で制度案内等の配布を行うことが望ましい。外国人世帯を世帯類型別に把握することで、類型ごとに提供する情報を整理する。例えば就学案内送付時には教育関連や日本語学習の案内を、国民年金加入案内送付時には社会保障制度等の紹介を、確定申告時には税制や雇用関係の案内等、行政が必ず送付する通知にあわせて、必要とされる情報を提供する。

### (3) 援護を要する人の探索

外国人世帯の社会的ニーズを的確に把握し、援護を要する外国人が潜在化することを防止するため、福祉事務所職員等と民生委員や支援団体等が連携して、外国人世帯を定期訪問する。一定期間の経過により、世帯の状況と本人の意向により訪問を継続するかいなかの判断を行う。

現在、民生委員に対する研修は、民生委員・児童委員協議会で行われているが、「外国人生活支援センター（仮称）」等において、外国人施策の研修を行うことを県は支援する。具体的には研修で使用する資料の作成や、研修プログラムの作成に関して共同で企画を行うことなどが考えられる。

さらに県は「神奈川県外国籍住民生活実態調査」をふまえた上で、滞在年数の経過により、外国人の生活やニーズが、どのように変化するのかを把握し、時期を捉えた効果的な支援を行うことを目的に、特定の世帯について5年ないし10年程度、時系列的、縦断的な追跡生活実態調査を併せて行う。

## (居住環境)

### 提言4 外国人住民に対する住居取得・居住の支援

- (1) 入居差別の撤廃（外国人入居支援リーダーの養成）
- (2) 入居保障（保証会社の活用）
- (3) 公営住宅等における入居者支援

#### 1 趣 旨

住居の問題は、単に居住する建物だけの問題ではなく、生活・習慣そのものに関わる問題を内在している。そこで、外国人が生活者として地域に溶け込み、生活の基盤が確立できるよう支援を実施する。

#### 2 内 容

##### (1) 入居差別の撤廃（外国人入居支援リーダーの養成）

既に平成13年度から実施されている「かながわ外国人すまいサポートセンター」の設置をはじめとした「外国人居住支援事業」の一つとして「入居支援リーダー」の養成を実施する。

具体的には、「かながわ外国人すまいサポートセンター」を通じて住居を取得した外国人の中から、新たに住居を取得しようとする外国人の相談・支援を行う者を、すまいサポートセンターにおいて募り、すまいサポートセンターで支援リーダーとして養成し通訳のほか、契約手続きの支援、入居後のトラブル等の相談受けをボランティアとして実施する。これにより、入居差別の回避、撤廃へと繋げていく。

##### (2) 入居保障（保証会社の活用）

外国人が入居に際して、保証人を立てられないことにより入居不能となることを回避するため、主に「かながわ外国人すまいサポートセンター」において積極的に民間保証会社の広報に努める。また、すまいサポートセンターを通じて住居取得を希望する外国人に対しても、積極的に利用促進を図る。入居希望外国人の利用客体である、すまいサポートセンターにおいて、このように保証会社の周知を推進することで、広く一般に対するの保証会社周知の足掛かりとする。

##### (3) 公営住宅等における入居者支援

公営住宅において、県、市町村、団地自治会、民生委員等の相互連携の中で、外国人入居者に対する入居前、入居後の問題等についての支援を実施するとともに、併せて近隣居住の日本人入居者への対応を行う。

具体的には、団地自治会が中心となって、外国人、日本人双方の入居者に対して必要な入居説明、居住相談、苦情受付・仲裁等を実施する。さらに、相互理解を図るための交流イベント等を開催する。

県としては、関係部局において、団地自治会等との連携により、通訳ボランティアの斡旋・派遣等、これらの取組を側面から支援していく。また、各種相談等に対応できるよう市町村にも協力を働きかけていく。

(保健医療)

提言5 医療通訳の体制整備

- (1) 医療通訳の人材育成
- (2) 医療通訳派遣制度の確立
- (3) 医療機関とのホットライン通訳の設置

1 趣旨

医療通訳は、専門用語が数多い等の理由で特別な知識が必要となる。また一方で、文化の違いを理解した上での通訳が必要となる。

医療通訳については、本県でも「外国籍県民かながわ会議」の提言を受け、医療通訳の制度化に向けた検討会を設置し、検討している段階にあるが、外国人等が安心して医療にかかることができるように、また医療従事者がスムーズに外国人等の診療を行うことができるよう医療通訳の体制整備を進めていく必要がある。

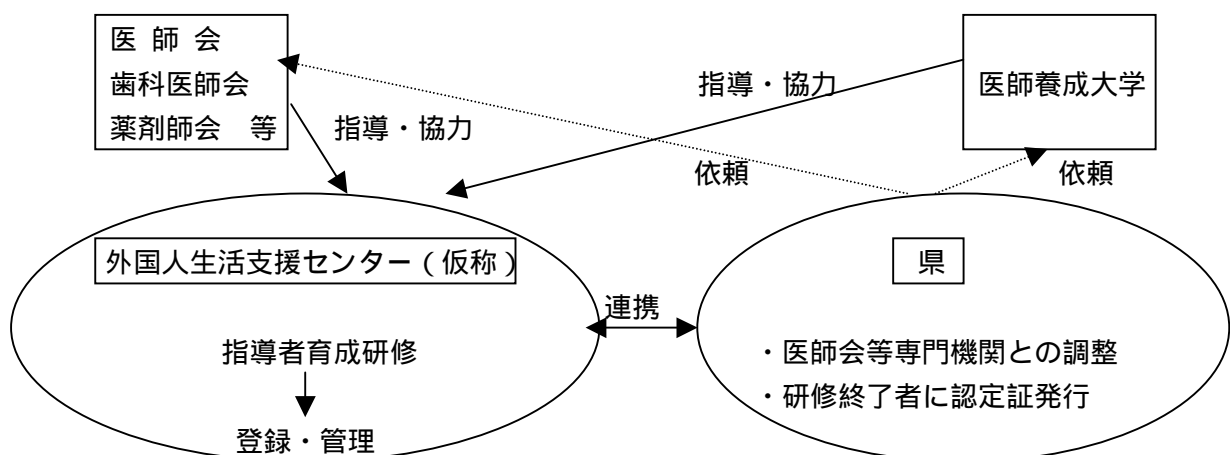
そこで、次のとおり医療通訳の体制整備を図る。

2 内容

(1) 医療通訳の人材育成

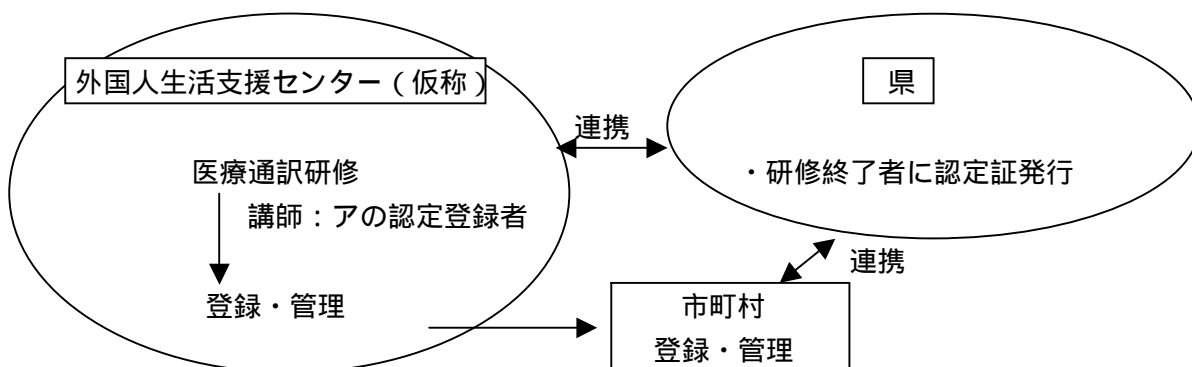
ア 医療通訳指導者の育成

医療通訳の人材を確保する上では指導者が必要である。諸外国での実務経験のある医師や歯科医師も多く、学会等での交流等も考えられるので、医師会・歯科医師会・薬剤師会等専門職や、医師養成大学等の協力を得て指導者の育成を行う。また、指導者については、「外国人生活支援センター(仮称)」等に集中化して登録管理し、医療通訳研修の講師を依頼する。言語は、本県における外国人登録者数を鑑み、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タイ語の6か国語とする。登録者は、次の医療通訳研修の講師及び支援を、「外国人生活支援センター(仮称)」の依頼により行う。県は、「外国人生活支援センター(仮称)」に事業運営を委託し、医師会等協力機関の調整及び研修終了者の認定事務を行う。



## イ 医療通訳研修の実施

現在通訳として活動中の者、又は新規に医療通訳になりたい者に対して、アで育成した指導者による認定研修を「外国人生活支援センター（仮称）」で行う。研修終了後は、通訳を登録制とし「外国人生活支援センター（仮称）」に集中化して登録管理を行う。また、登録者は住所地の市町村にも同時に登録され、住民・関係機関に対し、市町村からの依頼に応じる。言語は、本県における外国人登録者数を鑑み、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タイ語の6か国語とする。県は、アと同様事業運営を委託し、市町村との連携及び研修受講者の認定登録事務を行う。



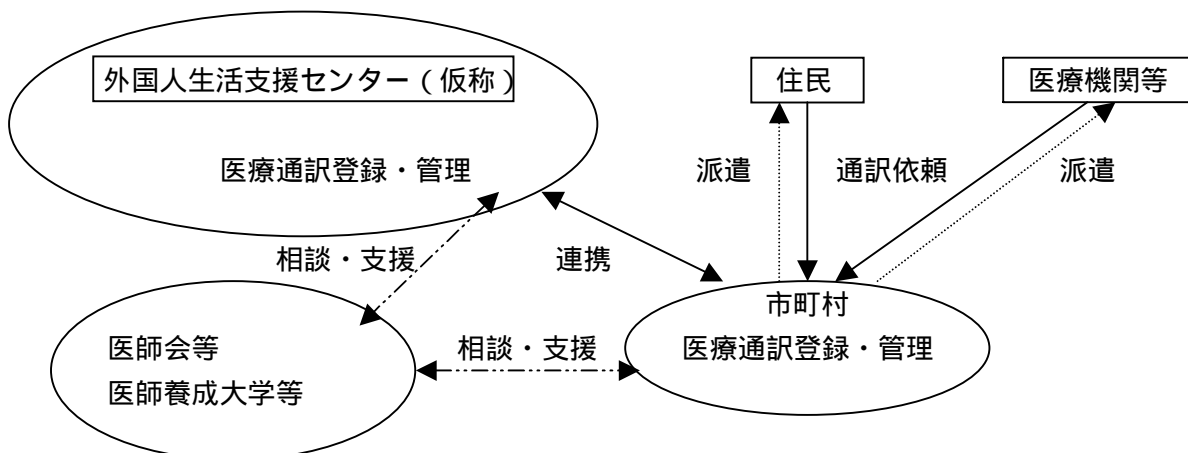
## (2) 医療通訳派遣制度の確立

### ア 医療通訳派遣事業

(1)により登録した医療通訳は、「外国人生活支援センター（仮称）」等に事務局を設置し、登録管理を行い、県内市町村からの派遣要請に応える。

### イ 医療通訳に対する相談体制の確立

医療通訳を行っていく中での各種相談に応じる体制をつくる。この場合、前記と同様医師会等の専門職種、及び医師養成大学等の協力が必要となる。

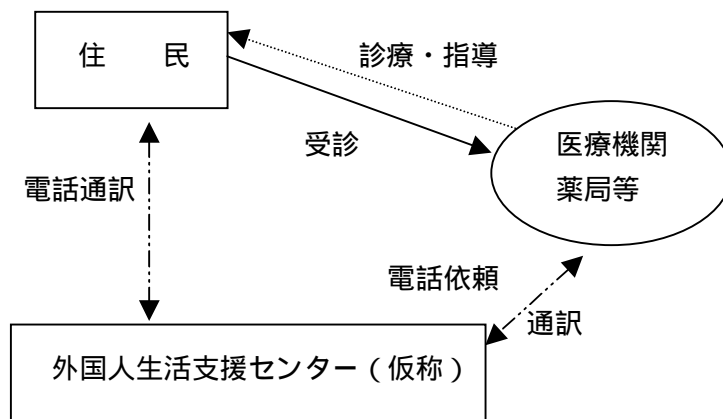


### (3) 医療機関とのホットライン通訳の設置

医療機関においては、事前に特定の外国人等の受診が予定され、通訳確保のための手続きができるとは限らない。緊急に通訳が必要になった場合に、電話での通訳を介しながら診療を行うシステムを構築する。

東京都では、5か国語による医療機関向け救急通訳サービスを「ひまわり東京都保健医療情報センター」の活動として実施しており、月約40件対応している。

本県の場合は、医療通訳研修を受講し県の認定を受けた者が担当する。利用者は東京都と同程度と考えられ、各種相談等他業務との兼務も可能である。言語は、本県における外国人登録者数を鑑み、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タイ語の6か国語とする。





## (地域社会とネットワーク)

### 提言 6 地域社会への参画

- (1) 学校を拠点にした地域社会への参加
- (2) 問題を乗り越えたノウハウを持った同国人の発掘
- (3) 「外国籍県民かながわ会議」の発展

#### 1 趣旨

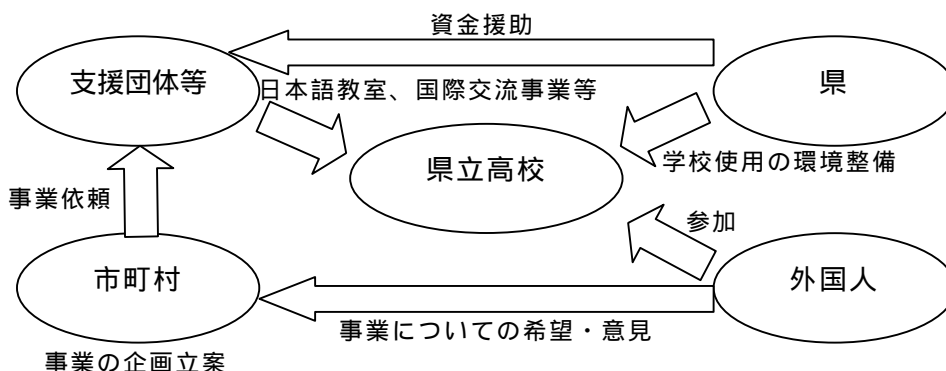
外国人が地域社会で地域の一員として生活していくには、いかに支援を受け入れていくかといったサービスの「受け手」の視点とともに、いかに外国人自身が主体的に地域に参加し、積極的な役割を担うかという「担い手」としての視点も重要である。日本人と外国人が同じ地域に暮らす一員として協働して街づくりを行い、社会を形成していくためには、外国人の社会参画の意欲を喚起し、参画の道筋を定めていかなければならない。

#### 2 内容

##### (1) 学校を拠点とした地域社会への参加

学校週5日制が平成14年度に完全導入され、また少子化により「空き教室」が生じている。こうしたことから、公立学校を地域の施設として利用することが考えられる。公立学校という施設は地域資源として貴重である。学校において、外国人の比較的多い地区では、支援団体・同国人団体等が実施する日本語教室を開催し、少ない地区では国際交流を目的とした事業を実施する場として活用する。市町村は、実施される事業の企画及び総合的なコーディネートを行う。支援団体・同国人団体は、市町村の要請を受けて事業を実施する。これらの事業に積極的に取り組む団体に対して、県は資金的援助を行い、新規に事業に参入する団体の発掘育成に努めるとともに、公立学校の土曜日開放について積極的な環境整備を行う。

地域の単位としては、自治会・町内会、小学校、中学校、高等学校それぞれの学校区等が考えられる。本論では外国人の社会参加を促す地域単位として、比較的まとまりを持ち、なおかつ一定数以上の外国人が居住していることが想定される高等学校単位を提案する。現在、県立高校は約5万人に1校であり、その地域に単純計算で外国人が約700人居住することとなる。仮に1%の人が事業に参加すると想定した場合でも、10名程度の参加が期待でき、外国人同士の交流を促進することも確保できる。



## (2) 問題を乗り越えたノウハウを持った同国人の発掘

外国人にとって情報の伝達を阻む最大の要因は言語である。一方で、外国人が形成する同国人を中心としたネットワークでは、行政の制度等についての専門的な問題解決を行うことは困難である。多くの外国人は日本で生活する上で困難に直面し、それを何らかの努力により解決してきた経験を持つ。この経験を生かすために、外国人自身を外国人の支援の担い手として活用する。いわば外国人の地域リーダー、外国人版民生委員(「コミュニティチャンピオン」)が必要である。同じ悩みを経験し、克服した当事者を発掘し、地域のリーダーとして育成する。行政は、このリーダーを媒介として必要な情報を提供するとともに、外国人の必要とする施策等を知ることができる。外国人は、リーダーの支援、助言を受けて問題解決を図るとともに、行政への要望等をリーダーを通して伝えることができる。外国人自身が自らの経験をもとに新規に入国する外国人を支援することにより、地域社会の担い手としての役割を果たすとともに、担い手を次々に再生産することで地域への受け入れを円滑に行う。このような仕組みづくりを行う。

### < 「コミュニティチャンピオン」事業(案) >

役割：行政と地域住民を円滑に結びつけることを目的として、地域に居住する外国人の住まいを定期的に訪問し相談にのる等、生活全般を支援するとともに、行政サービスの円滑な実施と的確かつ早期にニーズの把握を行う。

人数：高校学区に1人程度、国籍、言語等に偏りがないよう配慮する。

資格：外国籍保有者及び外国文化保有者で一定程度日本語能力を有する者

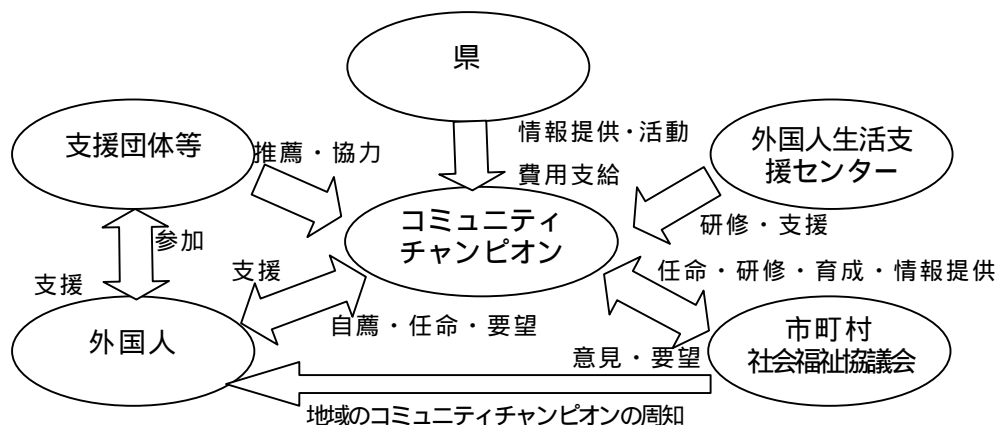
任期：3年

任命方法：外国人支援団体及び自薦により市町村が任命、2期目以降の選任にあたっては、現職が自ら支援を行った人の中から推薦することも奨励する。

予算：交通費等定額を支給する、費用は社会福祉協議会を通し県が支出する。

研修：市町村社会福祉協議会が、定期的に「コミュニティチャンピオン連絡会議」を開催し、民生委員に対する研修内容と同程度の講義を、特に外国人施策に関することを中心に行う。

連絡会議：定期的に開催し、研修を行うとともに「コミュニティチャンピオン」の意見を集約し、行政施策に反映すべく市町村担当職員の出席も求める。



(3) 「外国籍県民かながわ会議」の発展

ア 会議を幅広く周知する。

「外国籍県民かながわ会議」(以下「県民会議」という。)の存在を市町村の協力を得て、より多くの外国人に周知し、幅広く多くの意見を取り込めるようにする。将来的にはすべての外国人にダイレクトメール等で周知することを目指す。

イ 会議の提言を具体的な施策に結び付けられるよう体制を整備する。

「県民会議」の設置を定めている要綱を条例に格上げし、会議そのものの行政への発言権を強化する。

ウ 各市町村において「外国人市民会議」が開催されるよう支援する。

より地域の生活に密着した問題を扱うため、市町村は市町村単位の「外国人市民会議」(以下「市民会議」という。)を開催することを目指し、県は「市民会議」開催の支援を行うとともに、「県民会議」を国への提言、要望等の包括的、広域的な問題を取り扱うものとして機能分化する。

当面、県は外国人の人口比率が高い地域を選定して、現在行われている「県民会議」の支部という位置づけで、「市民会議」を市町村と共催し、地域の外国人の会議への参加を促す。これにより市町村単独主催の「市民会議」設立への準備、支援を目的とするモデル事業を行う。このように既存の「県民会議」を活用し、順次各市町村に「市民会議」が設立されるよう普及、支援する仕組みづくりを行う。

<外国人市民会議設立準備支援事業(案)>

目的：外国人の行政参加を促し、外国人の声を施策に反映するために、「市民会議」を設立することを支援する。

選定地域：神奈川県内で外国人の比率が多い市町村(仮にA市)

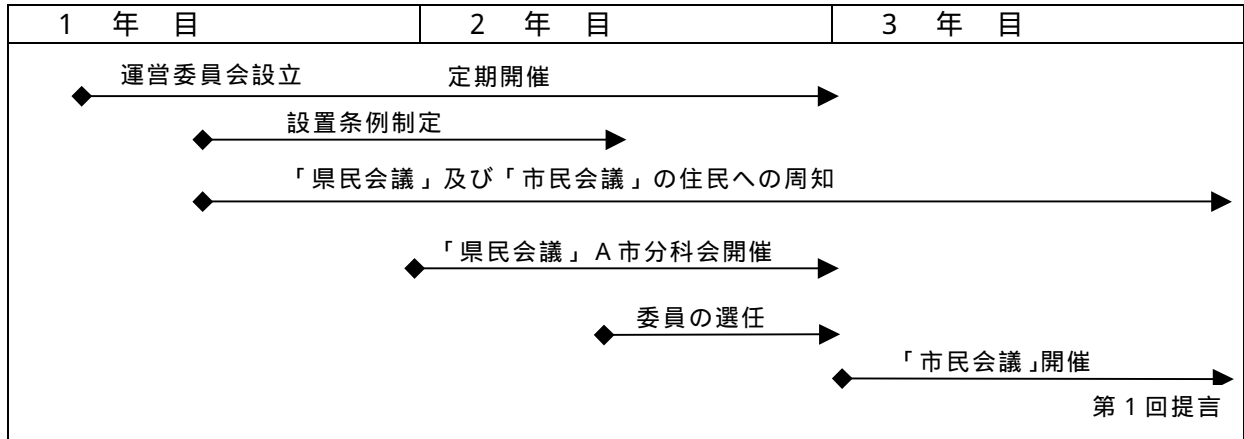
期間：3年間(準備1年、「県民会議」分科会設置1年、単独「市民会議」開催1年)

事務局：「県民会議」事務局とA市職員で構成。運営委員会をサポートする。

運営委員会：「市民会議」実施に向けて、外国人、支援団体、有識者、行政職員を構成メンバーとする準備委員会を設置する。当委員会を住民会議設立の意思決定機関とし、設立後は「市民会議」議長団にその役割を移行する。

「県民会議」A市分科会：「県民会議」に1分科会を設置し、A市に関する施策を検討し問題提起を行う。当分科会にはオブザーバー委員としてA市在住の外国人の参加を求める。また現在、「県民会議」において、広く多数の外国人の声を会議に反映させることを目的に実施されているオープン会議をA市で開催する。これによりA市の日本人・外国人双方に、行政参加意識の喚起と、「県民会議」の周知を行う。

外国人市民会議設立準備支援事業のスケジュール



## その他（市町村行政）

### 提言 7 外国籍住民世帯別台帳の作成

#### 1 趣 旨

現在、外国人登録法では、「市町村の長は、外国人より外国人登録の申請があったときは、外国人登録原票に登録し、これを市町村の事務所に備えなければならない。」としているが、登録原票自体は、基本的にそれぞれに番号がつけられた個人別の帳票であり、家族の構成員の名前は記載される項目はない（世帯主を記入する欄はあるが、外国籍の子どもがいる場合などについては、子どもは別の登録原票によって管理されることになる）。

このように、外国籍住民は、個人ごとの登録原票でしか管理されないため、日本人と外国人との混合世帯の場合については、特に世帯全員の状況を一括して確認することが困難となってしまう。

加えて、外国人登録原票には、国民健康保険や国民年金、児童手当など外国人も加入・受給できる制度について記入できる欄がないため、同じ地域に住む住民として、公平な行政サービスが受けにくい現状も指摘されている。

外国籍住民を一時的滞在者あるいは管理する対象として捉えるのではなく、私たちと共に暮らす地域の構成員と考えるのであれば、最終的には、外国人登録制度を廃止して、住民登録に一元化していくことが望まれる。しかし現段階においては、外国籍住民についても、住民票と同じように、世帯を単位として家族構成が1枚で把握できるような世帯別台帳を作成し、地域における公平な行政施策、行政サービスの実施を図る必要がある。

#### 2 内 容

ア 外国人登録原票とは別に、世帯別の台帳を作成し、国民健康保険、国民年金、児童手当、老人医療等の摘要の有無を記録する欄を設ける。また、できればこれらを電算化し、各種案内や通知を出す際に抽出漏れを防ぐようにする。

イ 将来的には、外国人登録と住民基本台帳の記載内容を合わせた、国籍に関わりのない住民データベースの構築を図り、公平な行政サービスを行う。

# おわりに

～ 在住外国人と人権 ～

---

在住外国人に関する様々な問題は、見方を変えればまさに自国の「人権」に対する姿勢の鏡であると言える。この問題を考えていくことは、単に困っている外国人のためだけでなく、真の意味で、平等で開かれた人間性豊かな社会を構築していくことができるかということに密接に繋がっているからである。

しかしながら、各分野における外国人に関する諸問題の分析の結果からもわかるように、外国人をめぐる深刻な事態が依然として進行しているにもかかわらず、日本人の潜在意識の側面から、また国の法制度とその運用の側面からも、外国人の基本的な人権を尊重するという視点において、その具体的な施策をどのようにするのかという基本的な理念が欠落し、有効な手段が講じられてきていないのが現状である。

日本国憲法では、その前文の中で「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」としている。一方で、医療の現場などにおいて、有効な救済措置が取られずにそのまま放置されたり、被害にあっても、それが回復されぬまま国外強制退去になる外国人などの存在を思い浮かべるとき、国際社会において、名誉ある地位を占めたい日本が、これからどのような方向に進んで行くべきなのかは、自ずからその道筋が見えてくるのではないだろうか。

在住外国人の人権について考えるとき、忘れてはならないものは、国連が中心となって作成した「人権関係諸条約」である。これらのうち、日本においてポイントとなっているのが、1979年に批准された「国際人権規約」（1966年国連採択）と1982年に加盟をした「難民の地位に関する条約」（1951年国連採択）である。これらは、自由権はもとより、社会保障を受ける権利といったいわゆる「社会権」についても、内外人平等の原則を採用している。特に、「難民の地位に関する条約」は、「国際人権規約」と比べ、より厳格な条約とされており、その内容と矛盾している国内法があれば、改正を余儀なくされるものである（注1）。

現に、前述の「国際人権規約」の批准に当たっては、国内法の改正は行われなかったが、公共住宅関係の法律（住宅金融公庫法、公営住宅法、住宅都市整備公団法、地方住宅供給公社法）を運用する上での国籍条項が撤廃され、外国人に門戸が開かれた。また、「難民の地位に関する条約」を批准するにあたっては、国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当法、児童手当法が改正され、国籍要件が撤廃されている。インドシナ難民が「黒船」となったと言われるゆえんである。もっとも、これらが「自らの手」によって改められたものではなく、黒船という「外部からの力」によってもたらされたものであるということに留意したい（注2）。

日本が批准、加盟したその他の国際人権関連条約等については、1994年に加盟した「子どもの権利に関する条約」（1989年国連採択）や1995年に加盟した「あらゆる形

態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(1965年国連採択)などがある。これらには、加盟国に定期的に報告書の提出を義務づけたり、加盟国内の国連公認NGO等にカウンターレポートを提出させることもできている。こういった内容が、あまり国内で報道されないのが不思議であるが、日本における人権政策(外国人政策も含む)が、国連の場において何度か取り上げられて、懸念を示され、改善勧告を受けているという事実も存在するのである(注3)。

最近における国連の国際人権関連条約の中で、注目されるべきなのが、「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」である。この条約は、1970年代に労働者の国際的移住現象の拡大に伴って生じた人権侵害や搾取の問題に対し、国連の経済社会理事会や国連人権委員会の検討結果に基づき、1990年に採択をされた画期的な外国人労働者保護条約である。現時点では加盟国が少なく、未発効の条約であるが、その内容として注目すべき点は、基本的人権の保護を公認労働者(documented workers)(注4)と未公認労働者(undocumented workers)の両方の移住労働者とその家族にまで広げて保障しているところである。未公認労働者とは日本において考えれば、オーバーステイ、資格外就労など「違法」状態にある外国人労働者のことであるが、それらの人に対し、93条にわたるきめ細かい現実的な権利保障を定めているのが特色である。

具体的には、奴隷や隷属状態、又は強制的・義務的労働の禁止(11条)、暴力に対しての国家の保護(16条)、裁判における内国民と同等の権利(18条)、旅券等の滞在・雇用に不可欠な証明書の押収の禁止(21条)、報酬、労働条件に関して内国民と同等の待遇要求(25条)、内国民と同等の社会保障の処遇を受ける権利(27条)、緊急に必要な救急医療を受ける権利(28条)、移住労働者の子どもの氏名・登録・国籍を得る権利(29条)、内国民と同等の教育を受ける権利(30条)、国家における移住労働者とその家族の文化的独自性の尊重を確保する義務(31条)、地域社会の生活や運営に関して決定する際、彼らと協議すること(42条)、子どもが地域の学校で学ぶことを容易にし、母語や出身国文化の教育を促進するよう努力すること(45条)等となっている。(この中の42条と45条については、公認労働者に対して適応されるものである。)

10年間もの起草をかけて成立したこの条約の先進性は、上記の主な条文からだけでも推察されるが、現時点で条約の発効に必要な20か国の批准が得られていない(日本政府も未批准)。

日本がこの条約を批准したとすれば、現行における外国人政策に係る法制度の抜本的な見直しをせざるを得なくなることは間違いない。そういった意味では、すみやかな条約への加盟はなかなか望めないかも知れない。しかし国内法の不備により、在住外国人に関する様々な基本的人権に関わる諸問題を鑑みると、21世紀の国際社会において、重要な位置を占める日本としては、国際社会における共通の認識を踏まえ、このような外国人の人権保障に関する各条約を早期に批准して、国内法を整備していくとともに、各国に先んじて、様々な人権保障の対策を講じていくことこそが、重要な責任となってくるのではないだろうか。

---

注 1 ) 田中 宏 『在日外国人』、岩波書店、1999、p 160

注 2 ) 前掲書、p 152 ~ 174

注 3 ) 難民・外国人労働者問題キリスト者連絡会 『移住労働者の権利を宣言する!』  
神奈川人権センター、1993、p 59 ~ 62

注 4 ) 就業国で正規に登録され、あるいは正規な法的地位にある移住労働者



## 日本における「難民」の受け入れについて

2001年9月の米国同時多発テロ以来、厳格化している日本の「難民として保護を求めてきた外国人の身柄取扱」について、諸外国、国連はもとより日本国内からも批判や疑問が呈されている。司法の場においても難民認定申請中の外国人を収容した事例について、それを違法とする判決が出されるなどの見解が示されている。今後、「難民受け入れ」について日本の入国管理行政はどの方向へ向かうのか。それを見守る上で、「難民認定」について日本の基本方針を「出入国管理基本計画(第2次)」から拾ってみたい。

### 出入国管理基本計画(第2次)(平成12年3月24日法務省告示第119号)

#### III 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

##### 3 その他の主要な課題

#### (3) 難民認定制度の適切な運用

##### ア これまでの状況

我が国は、難民に対する国際的保護の提供を我が国が国際社会で果たすべき重要な責務と認識し、難民条約(昭和56年条約第21号)及び議定書(昭和57年条約第1号)に加入するとともに、必要な体制を整えてきたところであるが、近年、国際情勢が刻々と変化する中で、地域紛争や各国国内情勢の不安定化等に伴い、我が国への難民認定申請数は増加傾向を示しており、また、難民認定制度に対する社会の関心も高まってきている。

難民認定は、難民条約等にとり、同条約等における難民の定義に基づいてその認定を行うものである。制度発足以来、平成10年末までに1,703人の申請があり、それらのうち227人を認定に、1,090人を不認定としている。

また、難民と認定しない場合であっても、本国の状況等により帰国が困難である等の特殊な事情がある場合には、不認定処分後にも在留を認めるなど、柔軟な対応をしており、平成10年末までの処分に関して、このような配慮に基づき在留を認められた者は合計156人に上っている。

##### イ 今後の方針

今後とも流動的な国際情勢の下で、庇護を求める人々の流入は予想し得ることから、我が国において難民認定申請がなされた場合、その手続を迅速・適切に行うことができるよう、情報の蓄積や調査技術の向上に努める。真に難民としての保護を必要とする者の地位を早期に安定化し、かつ、難民認定制度の濫用への誘因を排除するためにも、迅速な案件の処理を図ることが必要である。

さらに、難民認定がなされなかった申請者で、本国の状況等により帰国が困難である等の特殊な事情がある者に対しては、引き続き諸事情を精査した上で、在留について適切な対応を行っていく。

# 資 料 編



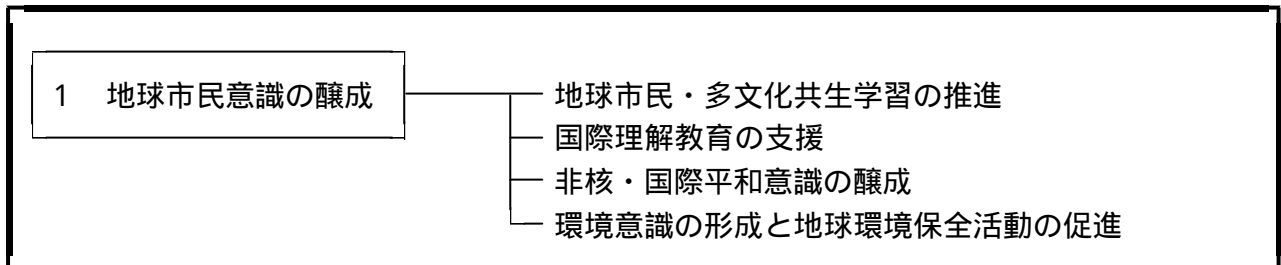
**資料 1**

県の国際関係事業～改訂新かながわ国際政策推進プラン（2000年3月改訂）～

出典：2000年度 かながわ自治体の国際政策研究会 年次報告書「サラダボウル8」

県の国際政策は、7つの主要施策からなっており、主要施策ごとに個別事業を示した。

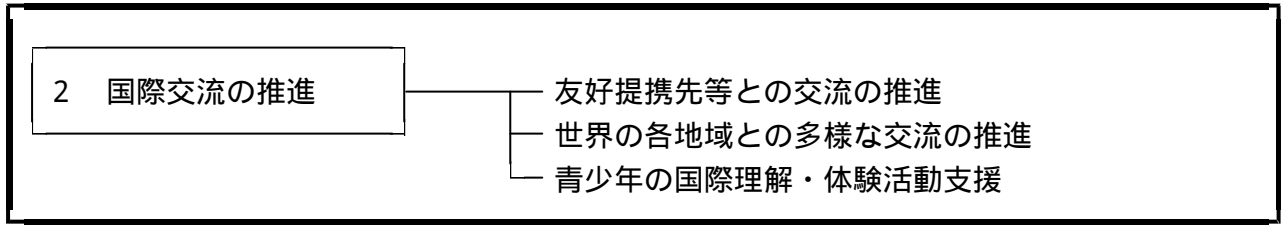
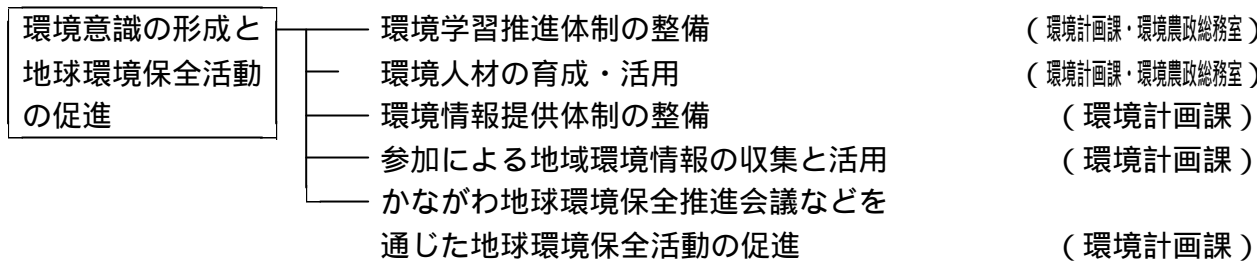
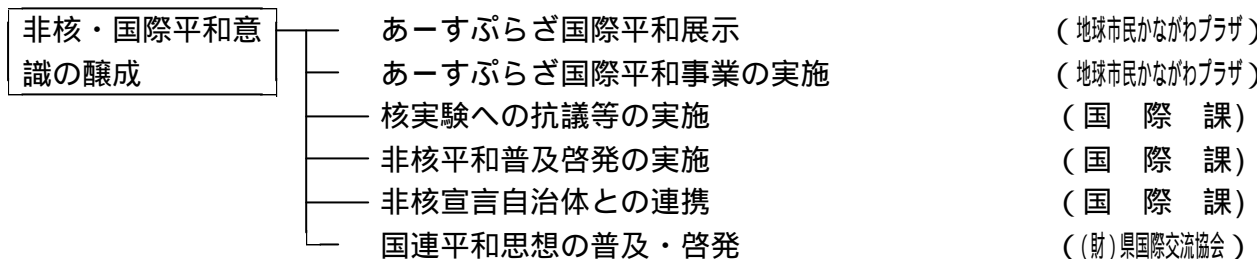
- 1 地球市民意識の醸成
- 2 国際交流の推進
- 3 国際協力の推進
- 4 外国籍県民とともに生きる地域社会づくり
- 5 県民の国際活動への支援・協働
- 6 国際活動の拠点づくりとネットワークの形成
- 7 基地返還の促進



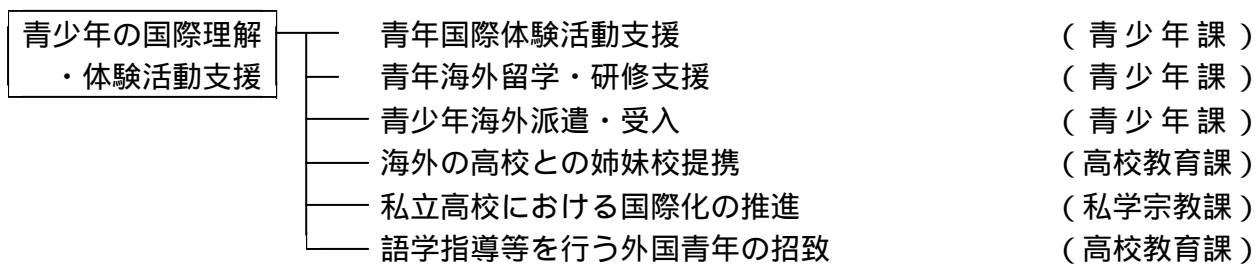
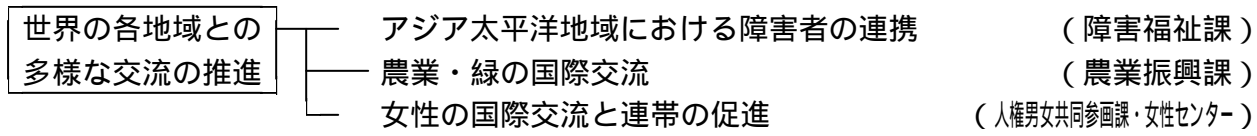
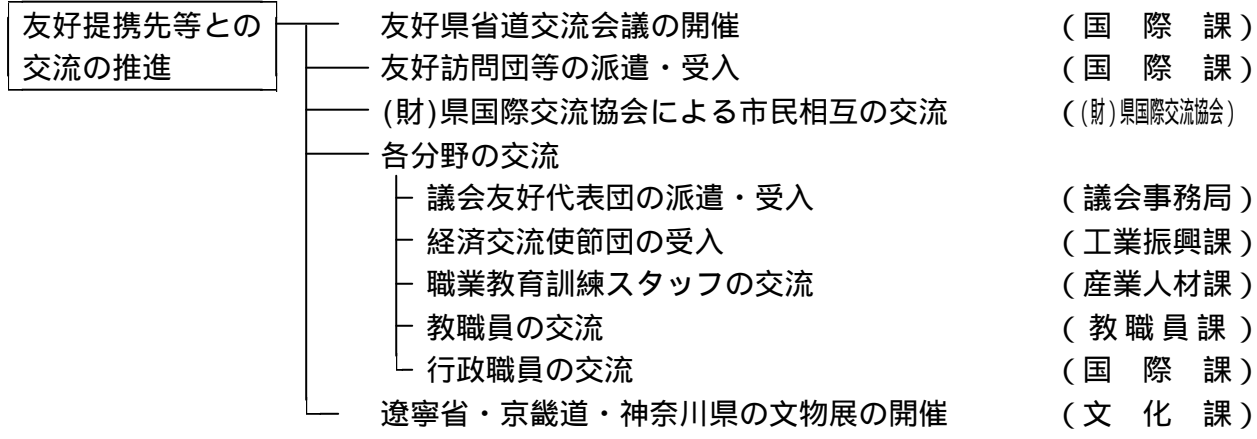
< 個別事業 > ( 印は主な事業。以下同じ)

( 実施主体 )

地球市民・多文化 共生学習の推進	あーすぷらざ国際理解事業の実施	( 地球市民かながわブラザ )
	あーすぷらざ展示学習プログラム事業の実施	( 地球市民かながわブラザ )
	あーすぷらざ企画展示事業の実施	( 地球市民かながわブラザ )
	あーすぷらざライブラリー事業の実施	( 地球市民かながわブラザ )
	コミュニティ・スクールの実施、かながわオープン・カレッジの推進	( 生涯学習文化財課 )
	在日外国人教育研修会等の実施	( 教育庁総務室 )
	生涯学習支援者研修の実施	( 生涯学習文化財課 )
	「人権教育のための国連10年」の推進	
	人権メッセージ展の開催	( 人権男女共同参画課 )
	人権啓発資料等作成	( 人権男女共同参画課 )
	人権に係わる教育の充実・推進	( 教育庁総務室 )
国際人権県民集会開催支援	( 国際課 )	
国際理解教育の 支援	あーすぷらざこどもファンタジー展示	( 地球市民かながわブラザ )
	あーすぷらざこども文化事業の実施	( 地球市民かながわブラザ )
	あーすぷらざこどもの国際理解展示	( 地球市民かながわブラザ )
	かがりびエナレ国際児童画展の開催	( 地球市民かながわブラザ )
	国際教育課題研究校の委託	( 義務教育課 )
	国際教育研修講座の実施	( 教育センター )
(財)県国際交流協会による国際理解教育の推進	( (財)県国際交流協会 )	



< 個別事業 >



### 3 国際協力の推進

- アジア地域等への人材育成・技術支援の推進
- 地球規模の課題に対する国際協力
- 民際協力基金事業の推進

#### < 個別事業 >

#### アジア地域等への 人材育成・技術支 援の推進

- かながわ国際協力プロジェクトの実施 (国際課)
- かながわ国際スカラシップの推進 (国際課)
- 神奈川国際学生会館運営への支援 (国際課)
- 海外技術研修員の受入 (国際課)
- 多様な分野における研修生の受入と指導者派遣
  - 日本語学習
    - 日本語教師の中国への派遣 (教職員課)
  - 産業技術
    - 職業訓練研修生の受入 (産業人材課)
    - 民間技術指導者の中国遼寧省への派遣 (工業振興課)
  - 水道技術
    - 中国北京市自来水集団有限責任公司水道技術研修生の受入等 (水道局経営課)
    - (財)海外技術者研修協会(AOTS)水道技術研修生の受入 (水道局経営課)
- 国際研修センターの運営 (国際課)
- 青年海外協力隊活動への支援 (国際課)

#### 地球規模の課題に 対する国際協力

- 地球環境保全に向けた国際協力の推進
  - 持続可能な都市のための20%クラブの運営支援 (環境計画課)
  - 総合的国際環境協力の展開 (環境計画課)
  - 地球環境戦略研究機関への支援 (環境計画課)
  - 国際環境自治体協議会(ICLEI)への参加 (環境計画課)
  - (財)国際生態学センターへの支援 (環境計画課)
  - 国際熱帯木材機関本部への支援 (国際課)
  - かながわ友好の森づくり (林務課)
- 被災地等への緊急援助体制の整備 (国際課・福祉総務室等)

#### 民際協力基金事業 の推進

- 民際協力基金によるNGO国際協力活動への支援 (国際課・(財)県国際交流協会)

4 外国籍県民とともに  
生きる地域社会づくり

- (1)ともに生きるしくみづくり
  - 県政への参加促進
  - 地域への参加促進
  - 外国人に関わる法律・制度の改善
- (2)暮らしやすい環境づくり
  - 外国籍県民の人権の尊重
  - 多言語による外国籍県民への支援
  - 外国籍県民への保健・医療・福祉サービス等の実施
  - 居住支援システムの整備

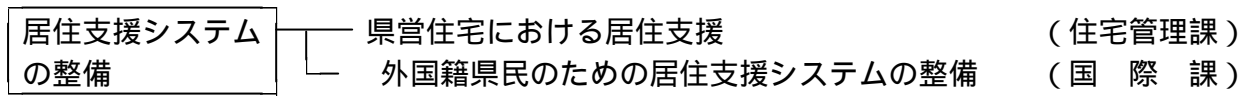
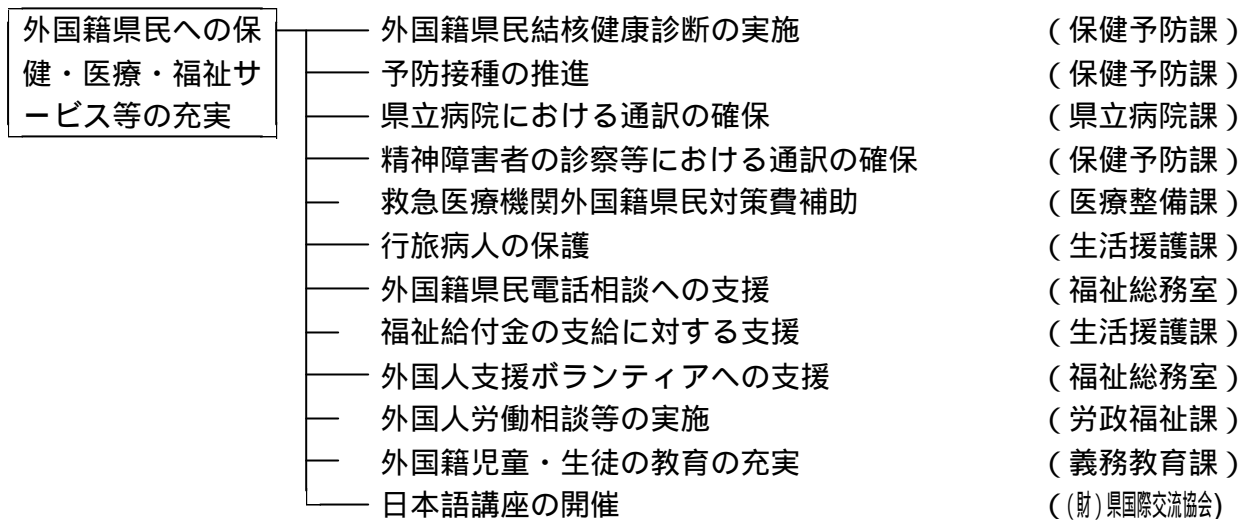
< 個別事業 >

(1)ともに生きるしくみづくり

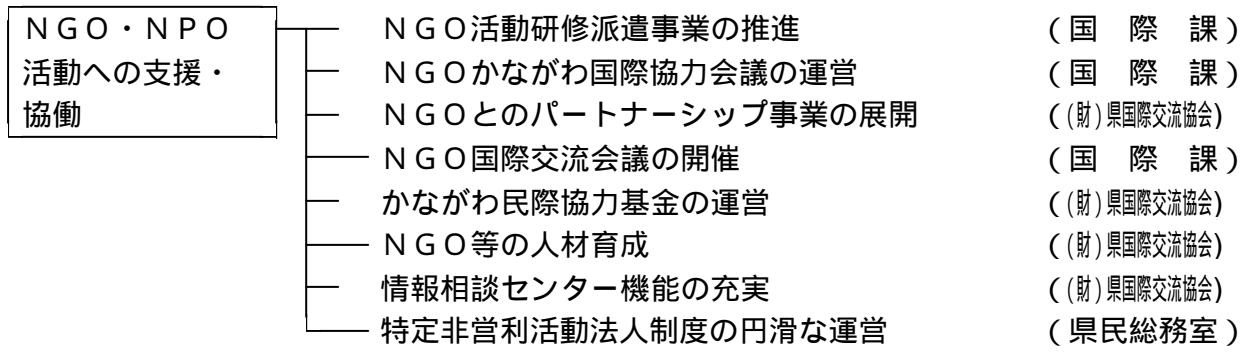
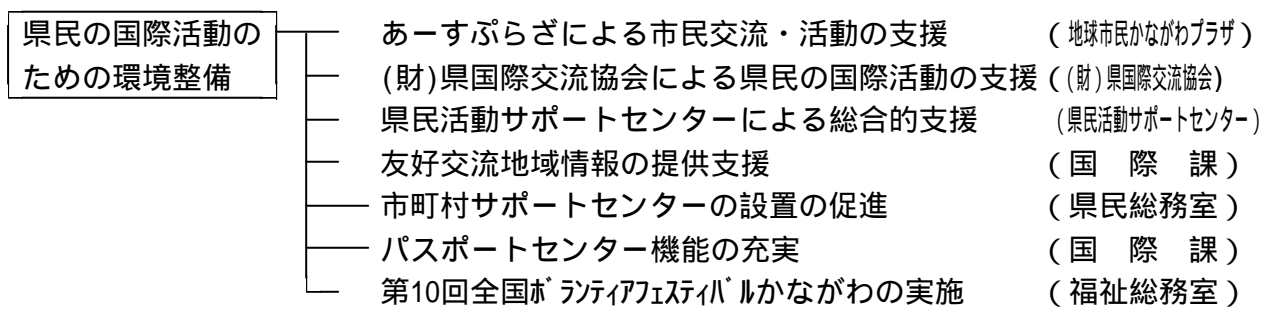
- 県政への参加促進
  - 外国籍県民かながわ会議の運営 (国際課)
  - 外国籍県民の懇話会委員等への登用促進 (国際課)
  - 外国籍県民生活実態調査の実施 (国際課)
- 地域への参加促進
  - 外国籍県民フェスティバル2001事業の実施 (国際課)
- 外国人に関わる  
法律・制度の改善
  - 地方参政権の確立に向けた取り組み (国際課)
  - 外国籍県民の教育・就業機会等の拡大
    - 外国人学校への助成 (私学宗教課)
    - 外国人学校から国立大学等への受験機会の確保 (教育総務室・衛生総務室)
  - 外国人の県職員採用機会の拡大 (国際課)
  - 外国人登録証明書常時携帯義務の廃止要望 (国際課)
  - 民生委員等の国籍条項の撤廃要望 (国際課・生活援護課)
  - 援護関係諸法における国籍条項の撤廃要望 (国際課・生活援護課)

(2)暮らしやすい環境づくり

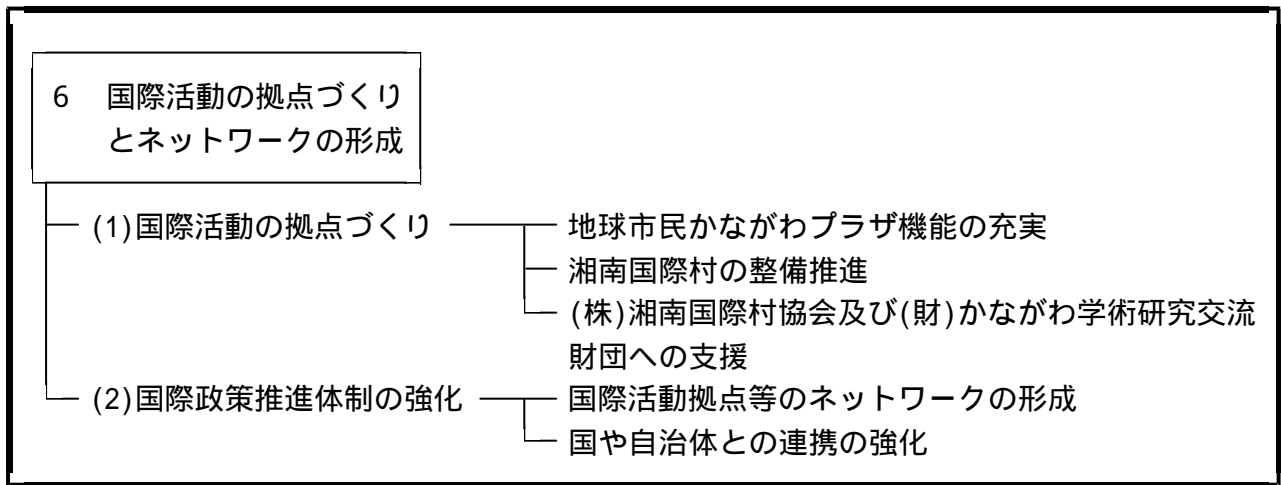
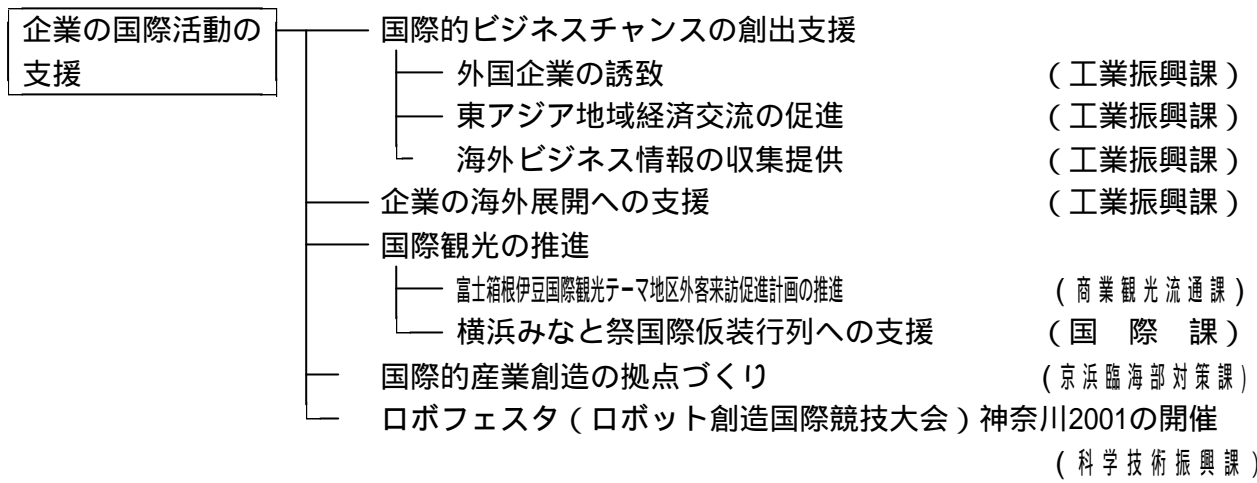
- 外国籍県民の  
人権の尊重
  - 人権相談窓口の連携の支援 (人権男女共同参画課)
  - 人権ケースワーカー育成の支援 (人権男女共同参画課)
  - 緊急一時保護機能の充実 (児童福祉課・女性センター)
  - 女性への暴力相談体制の整備 (人権男女共同参画課)
- 多言語による外国  
籍県民への支援
  - 外国籍県民相談の充実 (国際課)
  - 外国籍県民への情報提供の充実 (国際課等)
  - 通訳バンクシステムの推進 (国際課)
  - 外国籍県民防災支援対策の推進 (国際課)



< 個別事業 >

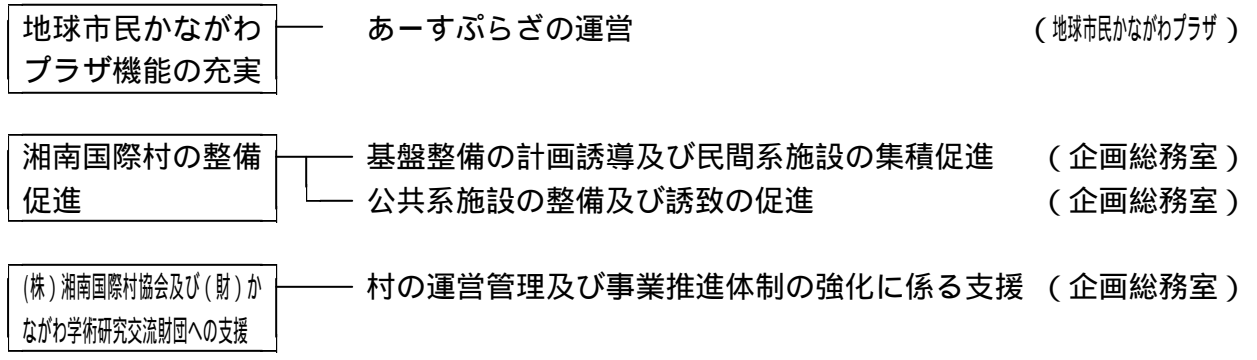




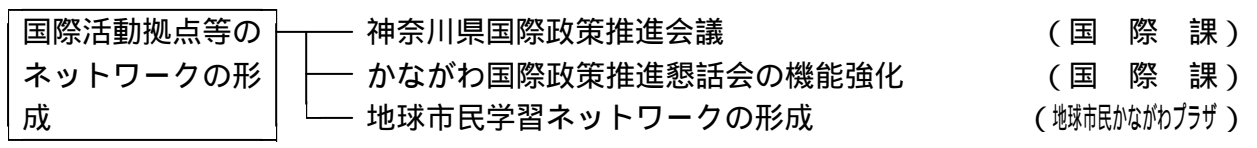


< 個別事業 >

(1)国際活動の拠点づくり



(2)国際政策推進体制の強化



国や自治体との連携の強化

- 市町村との連携 (国際課)
- 都道府県との連携 (国際課)
- 国、国際協力事業団及び(財)自治体国際化協会等との連携 (国際課)

7 基地返還の促進

- 基地の整理・縮小・返還の促進
- 基地周辺対策の充実・強化

< 個別事業 >

基地の整理・縮小・返還の促進

- 関係自治体との連携による基地の整理、縮小及び返還の促進 (基地対策課)
- 広報の充実 (基地対策課)
- 基地の整理、縮小及び返還を促進するための跡地利用計画の検討・支援 (基地対策課・土地水資源対策課)
- 基本資料等の整備 (基地対策課)

基地周辺対策の充実・強化

- 基地周辺地域の安全と福祉の向上 (基地対策課)
- 基地周辺の生活環境の整備等に関する制度改善の促進 (基地対策課)
- 厚木基地航空機騒音被害等の解消 (基地対策課)
- 基地施設等の地域住民利用の促進 (基地対策課)
- 厚木基地周辺生活環境調査 (基地対策課)
- 災害時における在日米軍との相互協力の推進 (基地対策課)

## 資料 2

## 外国籍住民に対応する施策状況

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法 外国籍児童生徒教育	その他 (国際交流協会、ホームステイ、国際関係ボランティア等)
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物(暮らし、医療、福祉、地震・防災等)		
横浜市	外国人相談(市民相談室) 英、八、中、ス、ポ 市政、法律に関する相談 区役所窓口外国人市民サービス 中区(英・スペイン語)鶴見区(ス、ポ)港北区(英・ス・ポ)に外国語能力のある嘱託員を配置 (他区も電話で対応) 市民通訳ボランティアの派遣 区役所、保健所等に派遣 いのちの電話外国人相談への助成 ス、ポ、タガ	定期情報誌 「YOKOHAMA ECHO」「KAWARABAN」 「広報よこはま中区版」英 「よこはまYOKOHAMA」1999 中(簡、繁)、八、ス、ポ、インドネシア 暮らしのガイド 英、中、八 1997 横浜暮らしの手帳 ス 1997 ポ 1998 外国人向け賃貸住宅情報案内 英、八、中、ポ、ス 1993 母子健康手帳 英、中、八、ポ、ス 1991 保育園の案内 英、八、中、ポ、ス 1993 生活保護のしおり 中 1987 入学のご案内 英、八、中、ポ、ス 1992 「防災ハンドブック'97」英、中、八、ポ 児童手当ハンドブック 英、中、ス、八、ポ、ベ 1996 ごみの出し方ハンドブック 英、中、ス、八、ポ 1993 介護保険制度案内リーフレット 英、中、八、ス、ポ 2000	日本語学習の支援 国際交流クラブ (横浜、青葉、港南、港北) 保土ヶ谷区国際交流コーナーで日本語教室開催 外国人児童保育支援 アルバイト保母の配置、語学研修 帰国・外国人児童生徒特別指導国語教師担当教員 配置校28校 日本語教室4カ所 私立外国人学校補助8校	(財)横浜市国際交流協会 1981.7設立(99.4上記名称) <a href="http://www.city.yokohama.jp/me/yoke/">http://www.city.yokohama.jp/me/yoke/</a> 外国人市民支援(日本語学習等)、国際協力・交流(海外技術研修生受入等)、ボランティア育成(日本語ボランティア等)、国際交流情報提供(外国人市民向け情報提供等) 国際交流クラブの整備・運営 外国人市民への情報提供・相談、日本人との交流、市民ボランティアの支援のため各区に1館整備予定(横浜、青葉、港南、港北で運営) 横浜国際交流基金によるボランティア団体助成(市内に事務所があり市内で活動する団体の行う下記事業費の一部を助成)[交流協会] ・青少年の海外派遣・受入 ・途上国における国際協力・支援 ・国際間の相互理解・国際交流 外国人障害者及び高齢者への福祉給付金支給 留学生への支援 ・横浜国際学生会館の運営 ・市大留学生寮の運営 ・横浜留学生学習奨励金 [市国際交流協会]等 行旅病人・死亡人取扱事業 外国人医療対策事業
川崎市	外国人市民相談 [(財)市国際交流協会] 英/火・水・木・金・土 中/水・金 八/火・木・金 ポ/火・金 ス/火・木	交流手帳 英、中、八、ポ、ス 1995 外国人相談コーナーのご案内 英、中、八、ポ、ス 1998 母子健康手帳 英、中、八、ポ、ス、タイ、カン 生活保護のしおり 中、八1992 国民健康保険のしおり 英、中、八、ポ、ス 2000 外国人向け賃貸住宅情報案内 英、中、八、ポ、ス 1993、94 「資源物の日」のルール(ごみの出し方等) 1997 英、中、八、ポ、ス	日本語教室 ・識字学級15学級 ・日本語ボランティア研修8回 日本語講座 [市国際交流協会] ・午前コース (週1回) ・夜コース (週2回)	<a href="http://www.city.kawasaki.jp">http://www.city.kawasaki.jp</a> (川崎市) 外国人向け賃貸住宅情報 英、ポ、ス、中、八 「資源物の日」のルール(ごみの出し方等)英、八、中 以上ホームページで提供情報 外国人福祉手当支給 ・高齢者福祉手当 ・心身障害者福祉手当 外国人市民代表者会議の設置(1996) 居住支援制度の創設 (2000)

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け） 外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームステイ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
川崎 市		水道を使うには 英 1997 お子様の入学について(ご案内) 英、中、ハ、ポ、ス 防災ガイド 英、中、ハ、ポ、 ベトナム、タイ 1996 防災マップ 英 1996 かわさきガイド 英 1997	日本語教室(学校) 小学校 8校 中学校 4校 帰国児童のための 教室も含む 日本語指導講師派遣 90人登録 20か国語に対応	(財)川崎市国際交流協会 1989設立 情報収集提供、外国人相談、 広報出版、国際交流、研修、 民間交流活動振興、民間交 流団体補助、外国人留学生 修学奨励金等 [(財)市国際交流協会] 通訳ボランティア 193人 ホームステイ 73家庭 ホームビジット 23家庭 日本語ボランティア 66人 一般ボランティア 28人 <a href="http://www.bremen.or.jp/kian/">http://www.bremen.or.jp/ kian/</a> (協会)
横須 賀 市	外国人相談窓口 国際交流ボランティアによる 通訳支援体制	生活ガイドブック 英、中、ハ、ポ、ス 1998 INFORMATION SQUARE(update) (市内行事のお知らせ) 英文よこすかマップ 1998 (生活情報、市内の広域避難地等) 母子健康手帳別冊 英、中、ポ、カ 多言語による「大地震の心得」 英、中、ハ、ポ、ス、ベ、カ、ベトナム、 タイ、インドネシア、露、アラビア	日本語会話サロン 4ヵ月(1年3期) 毎日開設 場所は曜日による 国際教室 小学校1校 中学校1校	市国際交流協会1997.2設立 草の根交流、姉妹都市交流 ボランティアの活動拠点、 ボランティアグループ、NGO等との 連携、外国人相談 yia@kb3.so-net.or.jp <a href="http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp">http://www.city.yokosuka.k anagawa.jp</a> 国際交流課電子メール ir-mo@city.yokosuka. kanagawa.jp 国際交流ボランティア登録 制度(1,078名登録) ・通訳・翻訳 ・ホームステイ、ホームビジット受入 ・日本文化の紹介等
平塚 市	平塚市通訳・翻訳バンク ・外国籍市民、行政窓口に対 する通訳・翻訳サービス ・登録者数 21人 ・対応言語数 12言語 外国籍市民のための健康・ 教育制度説明会及びコンサル ティング	市民生活ガイドブック 1997 英、中、ハ、ポ、ス、カ、ベ、ラオス 家庭ごみの出し方・ごみ収集日 カレンダー 英、中、ハ、ポ、ス 1994 か、ベ、ラオス 2000 ひらつかマップ ローマ字 1995 公共施設名称は英、ス、ポ、カ、 漢字、ひらがな対訳 こども健康手帳 英 1997 多文化共生のまちづくりボランティ ア活動情報紙「SWING」 ひらがなルビ付き 2000	日本語教室6教室 [市国際交流協会] 国際教室 小・中各5校 日本語指導協力者 20人(ポ5、ス6、 英5、中3、韓1、 ラ2、カン1、 ベ1)	市国際交流協会 1994設立 国際姉妹都市交流、日本語 教室、ホームステイ交流、 外国語教室 外国人児童保育補助1園 日本語ボランティア 35人 E-mail:hiea@cf.mbn.or.jp <a href="http://plaza8.mbn.or.jp/hiea">http://plaza8.mbn.or.jp /`hiea</a>
鎌倉 市		OUR SEWERAGE SYSTEM (鎌倉の 下水道システムの現状と課題) 英 Environmental Policies of Kamakura City (鎌倉の環境実 態と課題) 英 Kamakura City Planning (都市計画の計画方針)日英併記		国際交流事業等奨励金によ るNGO支援 市民通訳ボランティアによる市 窓口での通訳 国際交流フェスティバルの開催

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け） 外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームステイ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
鎌倉市		LIVING IN KAMAKURA 英 （鎌倉で生活するための情報） The Historical Sites of Kamakura(鎌倉の史跡)日英併記 Kamakura(鎌倉市の概要を外国へ紹介するための冊子) 日英・日中併記(99.4有料) Kamakura Sightseeing Map （観光案内地図）英		
藤沢市	外国人相談窓口 （相談情報センター） ス、ポ	生活ガイドブック ポ、ス、中、英、ベ 健康診断・予防注射案内 ポ、ス、英 母子手帳 英、中、ハ、ス、ポ、タイ、カン、インドネシア 保育園の入園手続案内 ス、ポ、英 ゴミの出し方 ス、ポ、英、中、ベ 観光パンフレット 英 小・中学校への就学案内 ス、ポ、ベ	日本語教育 1 公民館（20名） 青少年課 （約1200名） 外国籍児童生徒数 259名 日本語指導教室 専任教員 1名 言語相談員 2名 学生ボランティア 数名 対象児童生徒43名 午前・小/午後・中 巡回指導（週1、2回） 言語相談員 6名 20校（小13中7） 6カ国語の手引書 ス、ポ、ベ、中、英、ハ ビデオ「日本の学校生活」作成配布 教職員ス、ポ講座 （夏期休業中実施）	地域公民館 国際交流の集い 英会話入門 中国語入門 初めてのイタリア語 青少年課 スペイン語講座 年8回 12名 市民病院通訳ボランティア制度 ホームステイ・ボランティア登録制度 インターネット ホームステイ（日、英）
小田原市		情報ファイル 英、ポ、ス 外国人登録、急病になったとき 税金、国民健康保険、困ったときの対応、水道、子供の教育等 防災マップ	日本語クラス 毎週水曜日 〔小田原海外市民交流会〕 外国人子女日本語指導	小田原海外市民交流会 1982.6設立 姉妹都市との市民交流ほか 国際交流団体連絡会 毎月1回開催 地球市民フェスタの企画運営/情報交換ほか ホストファミリー・市民スタッフ登録制度
茅ヶ崎市	外国人相談窓口 英/第3水	生活ガイドブック 英、中、ハ、ス、ポ 中に「救急時の対応」について掲載	国際理解講座 全4回 帰国子女相談（随時） 日本語指導教室 英、ハ、ポ 国際交流体験入学	市国際交流協会1980.7設立 民間団体による国際交流活動の支援、青少年交流、語学教室、ホームステイ受入等 外国人公共施設見学会
逗子市		LIVING IN ZUSHI 英（暮らしのガイドブック） ごみの出し方 英（広報紙）		<a href="http://www.city.zushi.kanagawa.jp/">http://www.city.zushi.kanagawa.jp/</a>

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け） 外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームステイ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
相模原市	<p>一般相談（市民相談室） 中/水、ス/金、ポ/金 案内、相談 （国際交流ラウンジ） ス/月、中/火、タ/水 ポ/金、カ/土、ハ/日 職員通訳登録・派遣制度</p>	<p>暮らしのガイドブック 英、中、ス、ポ、ハ 急病診療制度の利用の仕方 英、中、ス、ポ、ハ、ベ、ラオス、カ 母子健康手帳 英、中、ポ、ハ、タ 国民健康保険のしおり 英、中、ス、ポ、ハ ゴミの出し方 英、中、ス、ポ、ハ 外国人児童・生徒の手引 英、中、ス、ポ、ハ、ベ、ラオス、タ 進学指導用パンフレット 中、ス、ポ、ラオス、カ、ベ、ハ、タ 防災用パンフレット「SAFETY GUIDE」 英、中、ス、ポ、ハ 外国人に対する11番通報要領 英、中、ス、ポ、ハ 相模原マップ 英、中 市勢要覧 英、中 さがみはらネットワークシステム テレビガイド 英、中、ス、ポ 子どもと予防接種 英、中、ス、ポ、タ ツベルクリン反応判定表・BCG接種 予診票 英、中、ス、ポ、ハ、タイ、ラオス、ベ、カ、 タ、タイ 在日外国人向け結核予防 英、中、ス、ポ、ハ、タイ、ベトナム エイズを理解するためのリーフレット 英、中、ス、ポ、ハ、タ 君を一人にしないから 英、ス、ポ、タ、タイ HIV検査の受けられる所 中、ス、ポ、ハ、ラオス、ベ、カ、タ、タイ</p>	<p>日本語教授法講座 日本語教室（9カ所） [ボランティア9団体] 日本語巡回指導 14人 日本語指導協力者 派遣 9カ国語24人</p>	<p>さがみはら国際交流ラウンジ 1996.10開設 国際交流フェスティバル開催等 在日外国人高齢者・障害者 等福祉給付金支給</p>
三浦市		<p>ゴミと資源の分け方出し方 英</p>		<p>市国際交流協会1982.10 設立、国際交流ボランティア等 通訳ボランティア登録制度 （56名） ホームステイボランティア登録制 度（10名）[市国際交流協会]</p>
秦野市	<p>外国籍市民生活相談 （市民課）1992～ ポ/月 英・ス/水・木 中/金 確定申告受付への通訳配置 （市民税課）ポ、ス 1993～ 外国籍市民のための防災講習会 地域防災訓練の周知（チラシ） ポ、中、ハ、英、ス</p>	<p>外国籍市民のための生活ガイド ポ、中、ハ、英、ス（日本語併 記） ゴミの出し方（チラシ） 英、ス、ポ、中 図書館の案内（パンフレット） 英 市紹介パンフレット 英 古墳展示館の案内（パンフレット） 英</p>	<p>東南アジア人向け 暮らしの教室（日 本語教室）開催委 託事業[東南アジ アの人々と共に歩 む会]月2回（会員 72名）</p>	<p>秦野国際交流懇談会 （任意団体）1985設立 市内在住外国人との交流事 業の企画・運営 国際交流ボランティア登録 制度：計194名 ・通訳 ・ホスト家庭 ・スタッフ</p>

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語 教授法（成人向け） 外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームレス、 国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地 震・防災等）		
秦 野 市		外国籍市民のための暮らしのガイド ポ、英（日本語併記） （平成8年度国際交流のまち推 進プロジェクト助成事業） 外国籍市民のための防災ガイド ポ、中、ハ、英 （平成7年度国際交流のまち推進プ ロジェクト助成事業）	中南米人向け暮らしの 教室（日本語教 室）開催委託事業 [中南米の人々を考 える会]月2回（会 員172名） 外国籍児童・生徒 日本語教育 小81名 中38名 日本語指導等協力 者派遣（5名） 中、カ、ポ、ス、ラオス	
厚 木 市	一般相談 ス・ポ・英/木 13時～15時	生活ガイドブック ポ、ス、中 1993 英1994 八1995 予防接種問診票 英、ポ、ス 1992 保険の加入 英、中、ハ、ポ、ス 1992 救急パンフレット 英、中、ハ、ポ、ス、ベトナム 1992 ごみの出し方マニュアル ス、ポ、英、中 2000 市勢ガイド 英 1996 防災パンフレット 英・中・ハ・ポ・ス 国際交流情報誌（英、ポ、ス）	日本語講座 1年4コース 日本語指導員派遣 小 12校 中 5校	
大 和 市	行政及び一般相談 英/毎日 ス/火・金 中/水 9時～12時、13時～17時 市立病院でスペイン語通訳/水 住民税確定申告時の スペイン語通訳 保育園のスペイン語通訳 （随時）	情報紙「テラ」(英)「ティエラ」(ス) 隔月・年6回 （生活、行政情報を掲載） ゴミの出し方 12か国語 やまとマップ 9か国語地図 （地域避難場所を掲載） やまと暮らしのテレホンガイド 案内 リーフレット 英・ス 予防接種 予診票・案内 8か国語 予防接種と検診実施医療機関 名簿 8か国語 乳幼児健康診査問診票 ス・ポ・英 小学校生活の手引き冊子 「楽しい学校」 8か国語	日本語教室 初級後半 全20回 ブラッシュアップ講座 初級 全6回 国際教室 配置数 小7校 中3校	<a href="http://www.city.yamato.kanagawa.jp/">http://www.city.yamato.kanagawa.jp/</a> （財）大和市国際化協会 1994設立 通訳翻訳ボランティアの活用 20か国 175人
伊 勢 原 市		市勢要覧 観光パンフレット テレホンガイド 英	日本語講座 1年3コース 日本語指導協力者 市内小・中学校	市姉妹都市委員会 1982設立 伊勢原インターナショナルクラブ 運営費補助（日本語指導等）
海 老 名 市		外国人ガイドマップ インフォメーション 英、ハ 1996 ごみの出し方 英、中、ポ、カ、ベ トナム、独、仏、ス C 外国語版母子手帳の発行 英、中、ス、ハ、ポ、韓国語、タイ語	日本語教室 [海老名日本語教室] 非常勤職員による 巡回指導（日本人2名）	ボランティア登録制度（国際関係 に限らず） 現在国際関係は2名 ・英語通訳 1名 ・日本語指導 1名

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け） 外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームステイ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
海老名市		外国語による予防接種の解説 英、中、ス、ハ、ポ、カ、ク、語 簡易版-タイ語、ベ、ハ 保護者への通知文書の翻訳 予防接種、ツェルクリン反応検査等の 通知文書の翻訳 英、中、ス、ポ、ベ、タイ語、ロシア語	通訳者派遣事業 学校からの要請により外国籍児童・生徒の保護者との連絡援助のため、通訳者を学校又は家庭に派遣 英、中、ス、ポ、ベ、タイ語、ロシア語	住居表示街区表示板のローマ字表記 住居表示地区の街区表示板に、ふりがな及びローマ字による表示をする。
座間市		市勢ガイド 英 1998 市勢要覧 英 1996 市民便利帳 英・ポ 2000	日本語支援ボランティアのためのブラッシュアップ講座 日本語教室 指導等協力者派遣事業（市内小・中学校巡回）	市国際交流協会 1992設立
南足柄市		市勢要覧（英語併記） 観光パンフレット（英語併記）		市姉妹都市交流協会 1989 設立 ホームステイ、ボランティア通訳
綾瀬市	学校への外国語相談員派遣 対象：外国人児童言語/随時 （児童、親、先生による面談の際の通訳）	家庭ごみの出し方 綾瀬市ごみ収集カレンダー 日、英、ポ、ス、タイ、ベ、ロシア 医療機関問診票 15カ国語 1991 予防接種問診票 9カ国語 1991 予防接種年間行事予定表 9カ国語 1996 予防接種と子どもの健康 9カ国語 1998 日本の学校 ポ、ス、中 1990 日本の学校Q&A ポ、ス、中 1991 日本語・ポルトガル語・スペイン語対訳集 1991 漢字をおぼえよう ポ、ス 1992 算数学習資料集 ポ、ス 1993 理科学習資料集 ポ、ス 1994 家庭への連絡文書等対訳集 7カ国語 1998 自治会活動案内・加入届 1996 日、英 [市自治会長連絡誌]著 市勢要覧「AYASE21」 日、英 1998 外国語刊行物コーナー 1999～ 12言語別閲覧フォルダーを市役所市民ホールに設置 多言語情報資料「あやせシティライフ」 9カ国語 2000「病気・ケガ」特集 2001「税金」特集 くらしのガイド 9カ国語 2001	国際教室 配置数 小3校 中1校 日本語指導協力者派遣 派遣先 小2校 中1校	



	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け） 外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームステイ、 国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
葉山町		ガイドブック葉山 英 26p 1997	講師 日本語指導講師 4名（小4校） 米国人 2名 （中2校）	町国際交流協会 1992.7設立 在日外国人高齢者福祉給付金給付
寒川町		ごみの出し方パンフレット 英・ポ・ス 1995 就学案内 英・ポ・ス	国際教室 配置数 小1校 中1校	さむかわ国際交流協会 1994設立
大磯町		町勢要覧 英 1995 The Oiso Public Library （図書館要覧） 英 1992 母子健康手帳 英・カ 1997		
箱根町				町国際交流協会 1987設立 民際交流、交換学生の派遣 及び受入、語学講座等 <a href="http://www.hakone.or.jp/town">http://www.hakone.or.jp/town</a> 案内所 1996～ （観光案内等）
湯河原町				<a href="http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/">http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/</a> ゆがわら国際交流協会 1987設立 ホームステイ、語学講座、国際交流フォト展等
愛川町	外国人生活相談 ポ、ス/月・水・木・金 13時～17時 町立保育園に外国籍児童・ 保護者対応の通訳保育士配 置 - 通訳保育士 1人	保健だより ポ、ス（乳幼児検診の日程等） 救急医療一覧表 ポ、ス（休日診療の日程等） 予防接種と子どもの健康 ポ、ス 1995（厚生省冊子の翻訳） 母子健康手帳 英、ポ、ス、ハ、インドネシア、中、タイ、カ	外国籍児童生徒 日本語教育 小3校 中2校 対象者 74名 指導協力者 5名	外国籍住民交流 （町民生児童委員協議会） 1990～交流会の開催
津久井町			日本語教室 [町社会福祉協議 会主催]	
神奈川県	一般相談（2001～） （県民センター（横浜）） 英/火 八/第1・3・5月 ポ/水 中/木 ス/金 （川崎県民センター） 英・タガ/第2・4月 タイ/第1・3・5月 （厚木合同庁舎） ス/月 ポ/火	外国人くらしのガイドブック 8カ国語 2000 定期情報誌「こんにちはかながわ」1992～ 英、中、ハ、ス、ポ 年3回 外国籍県民相談窓口案内リーフレット 英、中、ハ、ス、ポ 1992～ 外国人の生活支援マニュアル 英、ス、ポ 1993C 保健・医療ガイドブック 英、中、ハ、ス、ポ 1999	日本語講座 入門～上級4コース [県国際交流協会] 国際教室 配置数 小69校 中35校 国際教室等充実事業費補助1市2町 外国人学校へ助成 10校	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/seisaku.htm">http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/seisaku.htm</a> （財）神奈川県国際交流協会 1977設立 ホームステイ、語学講座、情報提供相談事業等 かながわ民際協力基金による国際協力NGO助成 [県国際交流協会]

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語 教授法（成人向け） 外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームレス、 国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地 震・防災等）		
神奈川県	法律相談（2001～） （県民センター（横浜）） 英/第2火 中/第4木 ポ/第3水 労働相談 （労働プラザ（関内）） ス/水 英/第1・3木 中/金 （厚木合同庁舎） ポ/月 英/第2・4火 ス/木 （川崎労働センター） ハ/第2木 厚木病院、循環器呼吸器病 センターで随時通訳 通訳付き結核健康診断 精神病院入院・診察時通訳 及び入院告知書翻訳 10カ国語 災害時広域支援通訳・翻訳 ボランティア登録 通訳バンクシステム事業 通訳支援事業（2001）	福祉・保険ガイドブック 英、中、ハ、ス、ポ 2001 こどもの予防接種について 10カ国語 1992～ 結核健康診断のお知らせ 英、中、ス、ポ 1994～ ストップエイズかながわ 10カ国語 1993～ 母子健康手帳 英、中、ハ 1994、95 薬局店頭における外国語用語集 英、中、ハ、ス、ポ、タイ 1993 C 診療マニュアル(11診療科目) 8カ国語 2001 生活保護のしおり 中、ポ、ベ、カン 1994 C 児童扶養手当リーフレット 英、中、ハ、ス、ポ 1995 介護保険リーフレット 英、中、ハ、ス、ポ 1999 外国人のための労働手帳 英、中、ハ、ポ、ス、フィリ 2001 外国人労働相談のご案内 英、中、ハ、ス、ポ 1992～ 暮らしのガイドブック「すまい」 ハ、ベ、ラオス、カ 1998 賃貸住宅住まい方マニュアル 8カ国語 2000 大地震の心得 英、中、ハ、ス、ポ 1992 消費生活リーフレット 英、中、ハ、ス、ポ 1999 NPO法人の手引 英 1999		外国籍県民かながわ会議の 設置（1998） N G Oかながわ国際協力会 議の設置（1998）

（2001年3月現在）

英：英語 中：中国語 ハ：韓国・朝鮮語 ポ：ポルトガル語 ス：スペイン語 タガ：タガログ語 フィリ：フィリピン語  
 ベ：ベトナム語 カ：カンボジア語 独：ドイツ語

印刷物：年数表示は最新版の発行西暦年、年数のないものは定期更新・発行、Cマークのあるものは、コピーでのみ入手可能  
 日本語教室、ボランティア登録制度等は、主催団体が当該市町村以外である場合は、[ ]内に団体名を記入

出典：2000年度 かながわ自治体の国際政策研究会 年次報告書「サラダボウル8」

## 資料3

## 在留資格について

## 1 定められた範囲での就労が可能な在留資格

在留資格	日本において行うことができる活動
外交	外国政府の外交使節団等の構成員としての活動(その家族の構成員としての活動を含む)
公用	外国政府・国際機関の公務に従事する者としての活動(その家族の構成員としての活動を含む)
教授	日本の大学等において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸術	音楽家、美術家、その他の芸術家が行う収入を伴う芸術上の活動
宗教	外国の宗教団体から派遣された宗教家が行う布教等の宗教活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動
投資・経営	日本において投資・事業経営を行う活動又はその事業の管理に従事する活動
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士等の法律上の資格を有する者が行う法律・会計業務
医療	医師、歯科医師等の法律上の資格を有する者が行う医療に係わる業務
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究活動
教育	小・中・高等学校、専修学校、各種学校等において行う語学教育その他の教育活動
技術	日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学分野に属する技術・知識を要する業務に従事する活動
人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う人文科学(法律、経済学等)の分野に属する知識を必要とする業務、または、外国文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする業務に従事する活動
企業内転勤	転勤によって本邦の事業所で行う「技術」「人文知識・国際業務」に該当する活動
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係わる活動又はその他の芸能活動
技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動(外国料理の調理、外国特有の建築等)

## 2 就労が認められない在留資格

在留資格	日本において行うことができる活動
文化活動	収入を伴わない学術・芸術上の活動、または、日本特有の文化・技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けて習得する活動
短期滞在	日本に短期滞在して行う観光、スポーツ、親族訪問、会合への参加等の活動
留学	日本の大学等の高等教育機関で教育を受ける活動
就学	日本の高等学校、専修学校等の教育機関で教育を受ける活動
研修	日本の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動
家族滞在	上記在留資格(外交、公用、短期滞在を除く)を有する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

## 3 個々の許可の内容により就労が認められる在留資格

在留資格	日本において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動(ワーキングホリデー制度等)

## 4 身分又は地位に基づく在留資格

在留資格	日本において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、日本人の子として出生した者、日本人の特別養子
永住者の配偶者等	永住者及び特別永住者の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮して一定の在留期間を指定して居住を認める者(難民、日系三世等)

## 5 例外的に在留が認められた資格その他

資格	日本において有する身分又は地位
特別永住者	平和条約国籍離脱者及びその子孫等(戦前から日本に居住する朝鮮半島、台湾の国民やその子孫等)
未取得者	国籍離脱又は出生により在留資格未取得の者(入管法第22条の2第1項)
一時庇護	難民等(入管法第18条の2第1項)
その他	登録記録の該当欄に記載のない者



資料 4

神奈川県に在住する外国人等への情報伝達に関するアンケート調査票

この調査は、神奈川県内に在住・在留する外国人等を対象にした情報伝達についての現状と課題を把握するために行うものです。  
なお、ここでいう「外国人等」とは、外国籍の人及び日系二・三世、中国帰国者、帰化者等を想定しています。

各問の該当する項目に をつけてください。( )には、問で求められている内容を記載してください。

問 1 外国人等に配慮した広報等の情報提供を行っていますか。

- ・はい
- ・いいえ

問 2 へお進みください。 問 7 へお進みください。

問 2 提供している情報はどのような種類のものですか。また、どのような媒体を使っていますか。該当の項目に をつけた上で、下の媒体一覧から番号を選んで ( ) に記入してください。(複数回答可)

< 種類 >

- A 催し案内 ( )
- B 暮らし・しごとの情報 ( )
- C 地域の紹介 ( )
- D 各種申請、届出、制度の仕組み、通知 ( )
- E 各種施策、計画等 ( )
- F 統計情報 ( )
- G 報道発表資料 ( )
- H 組織紹介、活動紹介 ( )
- I 意見箱、問い合わせ等 ( )
- J その他 ( )

< 媒体 >

< 媒体一覧 >

- チラシ、リーフレット、パンフレット ポスター 広報紙
- 新聞 ミニコミ紙 TV (ケーブルTV等を除く)
- ラジオ (地域FM放送等を除く)
- ローカルネットワーク (ケーブルTV・地域FM放送等)
- 外国人専用放送 インターネット
- 外国人コミュニティーへの情報提供 くちコミ 郵便・宅配便
- その他 ( )

問3 情報提供を行うにあたってどのような工夫をしていますか。  
(複数回答可)

ルビふり  
イラストの使用  
平易な日本語表現  
多言語に翻訳

翻訳言語数を教えてください。  
( )カ国語 言語名

[ ]

その他

問4 チラシ、ポスター、広報紙、新聞、ミニコミ紙等による情報の主な配布先について教えてください。(複数回答可)

公共機関 国際交流協会・ラウンジ等 職業安定所(ハローワーク)  
交通機関 学校 教会 民族料理店  
自治会・町内会 NGO・NPO  
外国人当事者団体 本人  
その他( )

問5 情報提供の効果(反響)について教えてください。

期待したとおり反響(反応)があった  
ある程度の反響(反応)はあった  
あまり反響(反応)がなかった  
まったく反響(反応)がなかった  
わからない

・ ~ と回答した根拠等をご記入ください。(わかる範囲で可)

[ ]

問6 情報提供を行う際に、外国人等の意見を聞くなど、外国人等との協働を意識した取組をしていますか。

・ はい ・ いいえ

問9へお進みください。

問7と問8は、問1で「いいえ」と回答した所属にお聞きします。

**問7** 今後、外国人等に配慮した情報提供を行う予定がありますか。

・あ る                      ・な い                      ・検討中

**問8** 外国人等に配慮した情報提供の必要性を感じていますか。

必要性を感じている                      それほど必要性を感じない  
全く必要ない                              わからない

問9と問10はすべての所属にお聞きします。

**問9** 情報提供を行う場合、外国人等の声を聞くなど、外国人等との協働の必要性を感じていますか。

必要性を感じている                      それほど必要性を感じない  
全く必要ない                              わからない

**問10** 現状での課題等を含め、お気づきの点があればお書きください。

[ ]

御協力ありがとうございました。  
(外国人向けに配布しているパンフレット等がございましたら一部御恵与ください。)

## 研 究 チ ー ム 員 名 簿

氏 名	所 属	備 考
恵 藤 美奈子	企画部市町村課	
中 川 慶 太	県民部国際課	チームリーダー
那須野 貴 弘	福祉部生活援護課	
小 田 薫	藤沢保健福祉事務所	
名 和 剛	商工労働部労政福祉課	
永 瀬 一 哉	教育センター	
佐 藤 勇	茅ヶ崎市市長室文化推進課	サブリーダー
五十嵐 寛	自治総合研究センター	
木 村 正 弘	自治総合研究センター	

( 2 0 0 2 年 3 月 3 1 日 現 在 )

### チームアドバイザー

小 池 治	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
-------	----------------------



---

報告書名	開かれた地域社会に向けて ～ 神奈川に在住する外国人との共生～ (平成13年度部局共同研究チーム報告書)
発行日	平成14(2002)年3月31日
編集・発行	神奈川県自治総合研究センター 〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1-3 電話 (045) 896-2932 (研究部直通) FAX (045) 896-2928 e-mail <a href="mailto:soken.1119@pref.kanagawa.jp">soken.1119@pref.kanagawa.jp</a>
印刷	株式会社 シーケン

---